

平成22年第4回定例会

# 東吾妻町議会会議録

平成22年12月 7日 開会

平成22年12月17日 閉会

東吾妻町議会

## 平成22年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

### 第1号（12月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	5
○議案第7号の上程、説明、議案調査	8
○議案第8号の上程、説明、議案調査	9
○議案第9号の上程、説明、議案調査	10
○議案第10号の上程、説明、議案調査	12
○議案第11号の上程、説明、議案調査	13
○議案第12号の上程、説明、議案調査	15
○議案第1号の上程、説明、議案調査	15
○議案第2号の上程、説明、議案調査	23
○議案第3号の上程、説明、議案調査	25
○議案第4号の上程、説明、議案調査	26
○議案第5号の上程、説明、議案調査	28
○議案第6号の上程、説明、議案調査	29
○議案第13号の上程、説明、議案調査	30

○請願書・陳情書の処理について	32
○散会の宣告	32

第 2 号 (12月16日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	36
○欠席議員	36
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	36
○職務のため出席した者	36
○開議の宣告	37
○議事日程の報告	37
○議員派遣の件について	37
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	39
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	40
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	41
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	42
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	43
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	49
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	64
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	64
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	66
○請願書・陳情書の委員会審査報告	66
○発委第1号、発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	72
○閉会中の継続審査(調査)事件について	73
○発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	79

○町政一般質問	87
加 部 浩 君	87
佐 藤 利 一 君	100
青 柳 はるみ 君	104
竹 渕 博 行 君	109
日 野 近 吉 君	117
○延会について	124
○延会の宣告	124

### 第 3 号 (12月17日)

○議事日程	125
○本日の会議に付した事件	125
○出席議員	125
○欠席議員	125
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	125
○職務のため出席した者	126
○開議の宣告	127
○議事日程の報告	127
○町政一般質問	127
須 崎 幸 一 君	127
金 澤 敏 君	133
大 冨 広 海 君	142
角 田 美 好 君	151
○町長あいさつ	159
○議長あいさつ	160
○閉会の宣告	160
○署名議員	161

平成22年12月7日(火曜日)

(第 1 号)

## 平成22年東吾妻町議会第4回定例会

### 議事日程(第1号)

平成22年12月7日(火) 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 議案第7号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第8号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第9号 東吾妻町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第10号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第11号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第12号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)案
- 第12 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第13 議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第14 議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第15 議案第5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第16 議案第6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)案
- 第17 議案第13号 東吾妻町営土地改良事業(本宿本丸)計画について
- 第18 請願書・陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(17名)

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	竹 淵 博 行 君
3 番	金 澤 敏 君	4 番	青 柳 はるみ 君
5 番	須 崎 幸 一 君	6 番	浦 野 政 衛 君
7 番	角 田 美 好 君	8 番	日 野 近 吉 君
9 番	大 冨 広 海 君	10 番	中 井 一 寿 君
11 番	上 田 智 君	12 番	橋 爪 英 夫 君
14 番	佐 藤 利 一 君	15 番	加 部 浩 君
16 番	菅 谷 光 重 君	17 番	原 田 睦 男 君
18 番	高 橋 基 雄 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	教 育 長	高 橋 啓 一 君
総 務 課 長	高 橋 春 彦 君	企 画 課 長	武 藤 賢 一 君
保健福祉課長	先 場 宏 君	町 民 課 長	本 多 利 信 君
税務会計課長 兼会計管理者	加 辺 光 一 君	産 業 課 長	轟 馨 君
建 設 課 長	渡 辺 三 司 君	上 下 水 道 課 長	佐 藤 喜 知 雄 君
事 業 課 長	蜂 須 賀 正 君	教 育 課 長	角 田 輝 明 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長	水 出 悟
議 会 事 務 局 主 任	角 田 光 代	議 会 事 務 局 係	

---

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たりごあいさつを申し上げます。

師走に入り一段と寒くなってまいりました。本日ここに平成22年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末で極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し心から御礼を申し上げます。

本定例会には、平成22年度補正予算案を初め条例の改正等、13件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長を初め執行部各位におかれましては、来年度予算の編成時期と重なり大変だろろうと思われませんが、会議の運営に一層のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成22年第4回定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしもいよいよ20日余りを残すのみとなりました。大変気ぜわしい年の瀬を迎えました。

本日ここに平成22年第4回定例会を開催しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ことしの1年を振り返ってみますと、鳩山内閣が、政治と金、普天間基地移設の問題など諸課題に迷走する中で、政権交代から8カ月余りの6月4日総辞職し、かわって菅内閣が発足いたしました。菅首相は超党派で税制改革案を取りまとめるとの考えを示す中で、消費税10%に言及しました。このような中で行われた参議院選挙では、民主党は改選議席を大きく

下回り、与党としての過半数確保には至らず国会はねじれ状態となり、厳しい政権運営を強いられる状況になりました。最近では、尖閣諸島や北方領土、北朝鮮の砲撃など、大変危惧される問題が山積しております。また、アメリカなどの景気低迷を受け、円高の進行による日本経済への打撃も計り知れないものがあります。この状況下で、町でも12月3日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出される予定であります。引き続き厳しい財政状況ではございますが、今回新たに主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施し財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を初め、条例関係6件、平成22年度東吾妻町一般会計補正予算を初め、予算関係6件、そのほか東吾妻町営土地改良事業についてを提案させていただき予定でございます。慎重かつ熱心なご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、竹淵博行議員、17番、原田睦男議員、18番、高橋基雄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は11日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は12月8日午前12時までといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告いたします。

去る10月28日に開催されました群馬県町村議会議長会議員研修会及び11月4日に開催されました吾妻郡町村議会議長会議員研修会について、12番、橋爪英夫議員より報告願います。12番、橋爪英夫議員。

（12番 橋爪英夫君 登壇）

○12番（橋爪英夫君） それでは、ご報告いたします。

去る10月28日、吉岡町文化センターにおいて、群馬県町村議会議長会主催による議員研修会が開催されました。午後1時開会行事後、講演に入りました。

最初の講演は、「地域主権改革とこれからの町村」と題して、東京大学名誉教授大森彌氏による講演でありました。先生は、行政学、地方自治論が専門で、国の地方分権推進委員会委員や地方の行財政改革委員会会長などに就任。現在は、内閣府独立行政法人評議員会委員長で活躍されている方であります。先生いわく、国、まあ総務省でありますけれども、国は市町村合併をやり過ぎた。平成の大合併は終わったという話でありました。地域主権改革を内閣府に設置したが、今後どういう役割を果たしていくかである。地方公共団体が自主的かつ総合的に行い、国民主権であり、変えてはいけない。また、国民全体のことを考えれば大きく変える必要もない等、中央で活躍される立場の話でありました。また、地方自治法改正論の中で、暴走市長の排除、鹿児島県阿久根市市長ほかの問題を含めているのかと思いますが、それから総合計画を議会がつくるのか、議員定数、住民投票等、国や地方の今の現状や

これからについての話でありました。

休憩を挟んで、2人目の講師は「菅政権と政治の行方」と題し、共同通信社特別編集委員西川孝純氏でありました。西川氏は、新潟県柏崎市生まれで1972年慶応大学政治学科卒業後、共同通信社入社、政治関係記者として活躍をしてきました。短命首相と政治の貧困、先進国ではまれなトップリーダーの首のすげかえは国際的な信用が低下する。ポピュリズムに陥りやすい小選挙区と世論調査が政治の落とし穴になっているかもしれない。また、菅直人と小沢一郎という中では、実像が伝わりにくい小沢一郎の素顔、どうなる政策課題、補正予算早期成立と景気対策の実行、円高対策、どうなる子ども手当、高速道路無料化、2011年度予算編成は経済成長と財政再建に道筋がつけられるかが焦点である。明確な戦略が描けぬ外交、安全保障政策では、展望開けぬ米軍普天間飛行場問題、尖閣諸島問題、中国の外洋進出と資源獲得外交にどう立ち向かうか、北朝鮮3代世襲の異様さ、不安定要因が多い東アジア情勢に不可欠な日米同盟について等々が話の粗筋でありました。28日の研修会については、以上報告申し上げます。

引き続き、11月4日に、中之条町ツインプラザにおいて吾妻郡町村議会議員研修会が開催され出席いたしましたので報告いたします。今回の講師は、講話では、県政について群馬県知事大澤正明氏であります。講演については、地域主権について県総務部市町村課長片野清明氏のお二方から受講しました。

知事は、県庁のトップについて自分が何ができるか真剣に考えた。そして、県庁職員はあいさつができない。自分の身分が保障されているのが欠点である。だから仕事も前例主義、横並び、先送りになりがちである。そこで、部課長にも言いたいことを言える機会をつくることから県政を進めていった。群馬県の知名度は全国でも最下位をたどっており、群馬県民が群馬県をもっと宣伝していただきたい。北海道航路の群馬の船をやめて、経費は多くなるが子供たちの尾瀬体験学習を始めた。尾瀬を多くの人に知ってもらおうと同時に群馬の良さを知ってもらおう。上毛かるた、札はとれるが内容がわからない。本にしたらベストセラーになっている。それから、道州制はどう考えるかの質問に、今のやり方は反対である。地域の文化、歴史を大切に持っていく。群馬のスタンスはどう入っていったらよいか。国がどうするか、そのあり方を示して取り組むべきであると考えている。

次に、市町村課長片野氏の地域主権改革と市町村行財政運営について受講しましたが、今は時代の転換期、大きな構造変化の時代である。人口減少社会、少子高齢化社会、危機的な財政状況、経済社会の高度化、政治主導強化が挙げられる。市町村行政を取り巻く状況は、

基本法の制定から60年、市町村合併、市町村間の連携、消防、救急、衛生など広域的な連携が進められてきた。行財政改革の取り組みでは、集中改革プラン、給与制度改革に取り組んでいる。また、公務員制度改革の取り組みでは、人事評価制度、高年齢者の雇用、労働基本権である。地域主権改革、地方分権改革の動向として第1次地方分権改革から第2次地方分権改革への流れ、政権交代と地域主権改革、また地域主権改革をめぐる地方の動き、県から市町村への権限移譲、市町村中心の分権時代の地方の行政は、住民の利便性の向上、質の高い行政サービスの提供、新群馬権限移譲推進プラン、特徴的な地域の動向、知事会による構造改革特区提案について等、以上が話の粗筋でありました。

以上をもちまして、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 橋爪英夫議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第7号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い改定を行うものです。宿泊料の甲地方乙地方の区分の変更について、国家公務員等の旅費支給規程第14条及び第15条の規定に基づいて行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

それでは、議案第7号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

宿泊料につきましては、甲地方乙地方という区分がございます。その甲地方を示す条文が、改正前につきましては、「一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項第1号に規定する」とありますが、改正後は、「国家公務員等の旅費支給規程第14条及び第15条に規定する」となります。甲地方は、東京都特別区や埼玉県さいたま市など12の市が現在該当しております。その他を乙地方とするものでございます。上位法の改正による条例改正となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第8号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年4月1日で、上位法であります老人保健法から、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療制度がスタートしました。この変更を受けて東吾妻町国民健康保険診療所条例で引用している条項が変更となります。このための一部改正でございます。条例の内容変更ではありませんので、よろしくお願いたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

今回お願いいたします、東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部改正のお願いでございます。最後の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側の改正前をお願いいたします。使用料及び手数料、第4条第1項診療所の使用料及び手数料の額は、ここからが改正となります。「健康保険法による」から、最後の、「に基づいて算定した額」ということで、これを左側の改正後をごらんいただきたいと思います。

「健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方式により算出する額とする」に改正するものでございます。

これは、先ほど言いましたように、平成20年4月1日に、老人保健法が新たに高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療制度に名称変更されたことによります。また、括弧書きの部分でございますが、改正前は厚生労働省告示番号を使用していたものを、法律番号に改正するものです。診療報酬の算定方法が厚生労働省が諮問機関である中央社会保険医療協議会に諮問をし、答申に基づき原則2年ごとに改定をしております。これによりまして、本条例も2年ごとに改正しなければならず、よってこのように改正をお願いするものでございます。これにより、被保険者に不利益等は発生しないことを申し添えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第9号 東吾妻町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町村合併時の未調整事項でありました簡易水道料金及び農業集落排水事業利用料金等の統一について、旧東村の区域における料金及び使用料等の体系を、旧吾妻町の料金体系に統一するための改正であります。これにつきましては、本年6月28日に、東地区地域審議会に料金体系のあり方等について諮問をし、東地区地域審議会長より8月26日付で、旧吾妻町の区域における料金体系に統一することの答申をいただいております。その後、11月15日、町の水道事業及び下水道事業運営審議会に、旧吾妻町の区域における料金体系に統一することについての諮問を行い、審議の結果、諮問どおりに決定する旨の答申をいただいております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、議案第9号 東吾妻町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

先ほど、町長が申し上げましたが、町村合併時の未調整事項でありました、簡易水道料金及び農業集落排水事業料金等の統一について、旧東村の区域における料金及び使用料等の体系を、旧吾妻町の区域における料金体系に統一するために必要な改正であります。これにつきましては、今回条例の改正案を提案するに至った経過につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。重複いたしますが、東地区地域審議会長より、旧吾妻町の区域における料金体系に統一することの答申をいただき、その後、町の水道事業及び下水道事業運営審議会に、町長より旧吾妻町の区域における料金体系に統一することについての諮問を行い、審議の結果、諮問どおりに決定する旨の答申をいただいております。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第6号のただし書きを削り、分担金を統一するものでございます。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第10号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町村合併時の未調整事項でありました簡易水道料金及び農業集落排水事業利用料金等の統一について、旧東村の区域における料金及び使用料等の体系を、旧吾妻町の料金体系に統一するための改正であります。

これにつきましても、今回の条例の一部改正案を提案するまでの経過は、先ほどの議案第9号の説明で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、議案第10号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

これにつきましても、町長が先ほど申し上げましたが、町村合併時の未調整事項でありました、簡易水道料金及び農業集落排水事業利用料金等の統一について、旧東村の区域における料金及び使用料等の体系を、旧吾妻町の区域における料金体系に統一するために必要な改正であります。提案に至った経過につきましても、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条の改正ですが、旧東村の区域の料金体系を、旧吾妻町の区域の料金体系に統一をし、改正前では別表で定めていたものを、第3条を改正しそこに定めるものでございます。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第11号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町村合併時の未調整事項でありました簡易水道料金及び農業集落排水事業利用料金等の統一について、旧東村の区域における料金及び使用料等の体系を、旧吾妻町の料金体系に統一するための改正であります。

これにつきましても、今回の条例の一部改正案を提案するまでの経過は、先ほど申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、議案第11号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説

明申し上げます。

説明に入る前に、文字、数字の誤りがありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

改正文中でございますけれども、(1)種別及び料金の表中、一番左の種別欄に専用詮がありますが、この「詮」の字がごんべんの「詮」になっていますが、これを木へんの「栓」の字に訂正をお願いしたいと思います。続きまして、その下の表(2)メーター使用料の表中、25mmまでの欄のすぐ右でございますが、「20mm」となっておりますが、これを「30mm」に訂正をお願いしたいと思います。次に、新旧対照表の3ページの改正後の表中(1)種別及び料金、その下の(2)メーター使用料も先ほどと同様に訂正願いますようよろしくお願いいたします。どうも申しわけございません。

これにつきましても、先ほど町長が申し上げましたが、町村合併時の未調整事項でありました、簡易水道料金及び農業集落排水事業利用料金等の統一について、旧東村の区域における料金及び使用料等の体系を、旧吾妻町の区域における料金体系に統一するために必要な改正であります。提案に至った経過につきましても、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、新旧対照表の1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

第6条の2第2項ですが、旧東村の区域の分担金を、旧吾妻町の区域の分担金に統一した表を加えて、改正前の別々になっていた表を削るものでございます。

次に、2ページから4ページにかけての第26条ですが、これは水道料金及びメーター使用料を、旧吾妻町の区域の料金、使用料に統一した表に改めるものでございます。

なお、3ページの改正前の種別及び料金の表中、一番右の欄はメーター未設置が解消されましたので、今回の改正に合わせ削除しております。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第12号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、県営畑地帯総合整備事業植栗地区竣工に伴い、太田幼稚園の地番が決定したことによる改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、太田幼稚園の地番が県営畑地帯整備事業植栗地区の竣工によりまして決定したための改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

所在地の欄の「40番地の1」を「3333番地」に改めるものでございます。

なお、この附則で、この条例の適用日は最後の合筆登記が完了いたしました、11月12日としております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第

4号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに5,059万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億5,994万7,000円とするものでございます。また、地方債補正として、過疎対策事業債を1億2,280万円追加し、地方特定道路整備事業債を5,400万円、太陽光発電施設整備事業債を1,120万円廃止するものでございます。この過疎対策事業債の追加につきましては、9月定例議会でご議決いただいた、東吾妻町過疎地域自立促進計画の決定に伴うものでございます。交付税算入率の高い過疎対策事業債を優先し、廃止しました事業債につきましても追加いたしました。

歳入の主なものにつきましては、子ども手当の財源の変更に伴う子ども手当交付金を5,539万6,000円減額、子ども手当県負担金を2,122万円追加、また国庫補助金として都市公園事業補助金を2,300万円、県補助金として草地林地一体的利用総合整備事業補助金を2,504万5,000円、ダム関連事業の雑入を4,254万1,000円減額し、町債で5,760万円を追加するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、過日の臨時議会でご議決いただいた、職員等の給与改定に伴う人件費補正が主な内容ですが、財政調整基金積立金を1億1,123万6,000円、八ッ場ダム水源地域整備事業6,702万2,000円、草地林地一体的利用総合整備事業補助金を2,533万円減額し、地方債の償還元金を1億6,871万1,000円追加するものでございます。地方債の償還につきましては、交付金の優遇措置のないものを中心に選択し、繰上償還するものでございます。財源としましては、財政調整金積立金に積み立てる部分を減額し充当いたします。なお、今回の繰上償還により、今後の償還利子は約5,000万円減少いたします。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(武藤賢一君) お世話になります。

それでは、議案第1号の補正予算第4号でございます。

2ページから4ページまでにつきましては、第1表で歳入歳出の補正、款・項の項目について記載されております。

続きまして、5ページには地方債補正ということで、先ほど申したように過疎債への編入による地方債の補正になっております。

それでは、事項別明細で詳しく歳入を説明してさせていただきます。

まず6ページにつきましては、とても大まかな数字です。歳出のところの右側に補正額の財源内訳がありますので、参考に見ていただきたいというふうに思います。

7ページになります。まず、国庫支出金の国庫負担金であります。これにつきましては、子ども手当の交付金、これ国で当初一括、国費一括計上しておりました。それが、県負担割合が決定したということによって、これにありますように△5,539万6,000円ということが主なものであります。

続きまして、14款2項であります国庫支出金の国庫補助金の部分です。まず、1目の総務費補助金につきましては、あがつまふれあい公園の関係の減額であります。

続いて、2目民生費国庫補助金につきましては、保育所の一括保育事業が追加ということで48万2,000円の追加であります。

続いて、土木費の国庫補助金につきましては、岩下・川中線の確定による210万円の追加ということであります。

1枚めくっていただきまして、県支出金になります。1目の民生費県負担金、先ほどの子ども手当の関係で、8節にありますように負担金2,122万円の追加が主になっております。

続いて、県支出金の県補助金の民生費補助金であります。これにつきましては、福祉医療費の補助金の追加分ということで298万8,000円。

3目の農林水産業費につきましては、要するに、事業仕分けによりまして草地林地一体的総合整備事業補助金が減額になりました、この△の2,504万5,000円。続いて森林整備地域活動支援交付金これ確定によるものです。△の92万5,000円。続いて特用林産物生産活力アップこれは新規事業になるんですけれども、30万円の追加であります。

続いて、商工費の補助金につきましては、岩櫃城の本丸の標柱の関係の40万円の追加であります。

続きまして、9ページになります。

諸収入の雑入であります。ダム関連事業の雑入、これにつきましては過疎債への移行によ

ります、松谷・六合村線の減額の2,156万7,000円、あがつまふれあい公園事業の減額の2,097万4,000円であります。

続いて、町債であります。先ほどから申しておるように、過疎債の関係で土木債、これが5,400万円の減額、太陽光のパネル、原町小につけました太陽光のパネルの関係で1,120万円の減額、過疎債に1億2,280万円の追加です。この過疎債の追加は、建設関係でふれあい公園と松六合線これダム関連ですけれども、それと道路改良が2本あります。教育関係では太陽パネル、先ほど言いました太陽パネルの関係、最後にソフト事業につきましては、福祉医療費のほうに3,500万円ということで、1億2,280万円の過疎債への追加となります。

以上歳入です。

歳出につきましては、各課より説明をさせます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、歳出についてご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございます。これにつきましては、給与改定に伴います440万8,000円の減額でございます。議員報酬並びに一般職3名分となっておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についてでございますが、給与改定に伴います651万6,000円の減額でございます。これにつきましては、総務費関係部門の43名分でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） 徴税费135万8,000円の減額でございます。ごらんとおり税務担当職員13名分、それから臨時雇用職員1名分の人件費の減額でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） すみません。ちょっと飛びました。申しわけないです。

総務費、総務管理費の8目財政調整基金費、先ほど町長が説明しましたように、繰上償還等の関係で確定数字で減額しております。1億1,123万6,000円の減額となっております。よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目簡易郵便局費についてでございますが、社会保険料3万2,000円の追加でございます。健康保険料、厚生年金保険料の率の改定によるものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。職員の給与改定によるもので、6名分72万7,000円の減額をお願いでございます。よろしく願いします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） お世話になります。

それでは、2款7項1目、12ページでございます。ダム対策総務費でございます。給与改定に伴います40万円、及び八ッ場ダム水源地域整備事業6,702万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、あがつまふれあい公園整備工事の4,500万円、及び公共施設等整備基金積立金2,202万2,000円の減額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） お世話になります。

続きまして、8項の事業費でございます。1目の岩櫃ふれあいの郷総務費でございます。今回お願いいたしますのは、50万3,000円の追加のお願いでございます。2節から4節につきましては、職員及び臨時職員の給与改定、及び保険料の料率の改定のところの補正でございます。18節の備品購入費につきましての60万円でございますが、これにつきましては大型のインクジェットプリンター、多分皆さんご存じだと思うんですけども、例えば、御用始めとかああいうときに大きな幕というんですか、文字を書くプリンターがあるんですけども、それが購入いたしまして11年を経過いたしまして、経年劣化が大分出てまいりまして、文字が切れるとかそういうのがございますので、その入れかえということで60万円のお願いでございます。

続きまして、13ページをお願い申し上げます。

9項の温泉事業費でございます。1目の桔梗館管理費でございます。これも2節から4節につきましては給与改定に伴うところの補正でございます。15節の工事請負費333万円につきましては、桔梗館の玄関柱の改修とか脱衣所の便所の改修等々でございまして、333万円の追加のお願いでございます。

続きまして、2目の温泉センター管理費でございます。お願いいたしますのは、24万1,000円の減額のお願いでございまして、これにつきましては、給与改定に伴うところの減

額でございます。

続きまして、3目の温泉センター食堂費でございます。お願いいたしますのは、9万9,000円の減額のお願いでございます。これにつきましても、給与改定に伴うところの補正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。2節の給料から4節の共済費につきましては、職員8名分の給与改定所要額で74万円の減額でございます。

14ページをお願いします。

7節の賃金でございますが、14万1,000円のお願いです。福祉医療システム導入作業の臨時職員をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 3目国民年金費でございます。職員の給与改定によるもので、1名分1万8,000円の減額のお願いです。よろしくお願い致します。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 4目の老人福祉費でございますが、2節給料から4節共済費につきましては、地域包括支援センターの職員1名分の給与改定所要額で11万6,000円の減額でございます。28節の繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金の追加99万7,000円と、いわびつ荘特別会計への繰出金の減額80万4,000円でございます。

5目福祉医療費、12節役務費ですが、国保連合会にお願いしているレセプトの手数料が当初の予定より増加しているために、59万1,000円の追加をお願いするものでございます。13節委託料ですが、福祉医療システム導入委託料として115万8,000円の追加のお願いですが、平成23年5月に国保が全国国保システムに移行することに伴い、群馬県国保システムで作成していた福祉帳票の作成ができなくなるので、東吾妻町が国保共同電算に加入し、福祉帳票を作成するためのシステム導入委託料でございます。20節でございますが、福祉医療費が当初の予定より増加しているために、538万7,000円の追加をお願いするものです。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 6目国民健康保険費でございます。職員の給与改定によるもので、5名分44万4,000円の減額のお願いでございます。よろしくお願い致します。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 15ページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費、1目児童措置費、11節需用費5万4,000円の追加、及び12節役務費2万1,000円の減額については、国の事務費交付金の確定による増減でございます。20節の扶助費でございますが、旧法分の児童手当と子ども手当の減額に伴い、扶助費の追加で200万4,000円お願いするものです。

2目の保育所費、2節給料から4節共済費につきましては、職員13名分の給与改定所要額で510万1,000円の減額でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費の2節給料から4節共済費でございますが、職員10名分の給与改定所要額で480万8,000円の減額をお願いでございます。28節の繰出金でございますが、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金の減額38万7,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 3項1目の簡易水道費でございますが、総額で410万6,000円の減額をお願いでございます。これは、28節の簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のところの説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時59分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き説明を願います。  
産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 16ページをごらんください。

6款1項1目の農業委員会費でございます。給与改定による2名分の25万2,000円の減額でございます。

次に、2目の農業総務費でございますけれども、11名分の異動及び給与改定による減額でございます。83万円の減額でございます。

次に、3目の農業振興費でございますけれども、職員手当15万9,000円の増額のお願いでございます。

次に、5目畜産振興費でございますけれども、草地林地一体的利用総合整備事業の事業仕分けによる補助金の減額による減額でございます。2,533万円の減額でございます。

次に、6目農地費でございますけれども、職員手当22万円の増額と、町単小規模土地改良事業が今後予定されておりますので、使用料及び賃借料の82万5,000円、それと原材料費の34万円の増額のお願いでございます。

次に、6款2項1目林業振興費でございますけれども、森林整備地域活動支援交付金の確定による92万5,000円の減額と、特用林産物生産活力アップ事業補助金、これは椎茸の原木の共同購入でございますけれども、36万円の増額のお願いでございます。それと、職員手当の11万6,000円の増額のお願いでございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 6款2項2目林業基盤整備費でございます。150万円の追加のお願いでございます。内容といたしまして、林道万騎線国有林貸付申請書作成業務委託料の追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 7款1項1目商工総務費でございます。2名分の給与改定による減額22万3,000円でございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 8款1項1目道路橋りょう総務費でございます。給与改定に伴います102万7,000円の減額でございます。

3目道路改良費でございます。町道岩下・川中線道路改良工事に伴います200万円の追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 2項5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計

への繰出金121万9,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても、下水道事業特別会計のところで説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款教育費でございます。1項教育総務費の2目事務局費、5目給食調理場運営管理費、6目外国青年招致事業費につきましては、給与改定等に伴います合計で304万9,000円の減額のお願いでございます。

20ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費につきましては、給与改定等に伴います25万1,000円の減額のお願いでございます。3目小学校施設整備費につきましては、太田小学校体育館の耐震改修設計業務委託料でございます。

続きまして、3項中学校費、4項幼稚園費、5項社会教育費につきましては、給与改定に伴い、合計で373万7,000円の減額のお願いでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 公債費の関係、繰上償還の関係でございます。

9月の定例会でもお話ししましたように、繰上償還につきましては、いろいろ精査して確定していきたいというふうなお話をしたと思うんですけれども、今回お願するのが、いわゆる群馬銀行から借りている7件の繰上償還、それからJAあがつまで借りている5件の繰上償還、ともに利率が1.3から2.01ぐらいの範囲にある償還です。交付税措置がされないもので返すと、合計が49億3,836万396円という細かい数字なんですけれども、先ほど言ったこれによる利子がどのくらいかと、約5,000万円と言ったんですけれども、5,033万64円が利子とすれば払わなくて済むということになります。そういうことで、1億6,871万1,000円を追加して、繰上償還に充てたいという予算になります。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ38万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,526万5,000円とするものでございます。

歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では給与改定等によります総務費の減額です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

東吾妻町国民健康保険特別会計施設勘定でございます。

事項別明細書を願います。

4ページでございます。

歳入です。4款繰入金38万7,000円減額、一般会計繰入金の減額でございます。

次に、歳出をお願いいたします。1款総務費38万7,000円の減額。内訳でございますが、2節給料から4節共済費、1つ飛ばして19節負担金、補助及び交付金までが、職員の給与改定によりますもので47万8,000円減額で職員の人件費3名分でございます。7節賃金につきましては、日曜当番医等の対応によるもので9万1,000円の増額でございます。

以上、国民健康保険特別会計施設勘定の説明です。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする補正額は、歳入歳出ともに70万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,511万9,000円とするものです。

歳入につきましては、寄附金を10万円追加をし、一般会計繰入金を80万4,000円の減額とするものでございます。

歳出では、総務管理費を70万4,000円減額とするお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款1項1目寄附金10万円の追加のお願いでございます。利用者の家族より指定寄附をいただきましたので、今回の補正で車いすの購入に充てさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4款1項1目一般会計繰入金でございますが、80万4,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、職員16名分の給与改定所要額で124万1,000円の減額のお願いでございます。11節の需用費ですが、燃料費が当初予算編成時点から比較してリッターあたり8円あまりの値上がりをしており、40万円ほど不足が生じますので追加のお願いでございます。続きまして、18節の備品購入費ですが、先ほど申しましたが寄附金を受け入れまして、車いすを5台ほど購入させていただきたいと考えております。次に、19節の退職手当組合負担金ですが、給与改定に伴う所要額ということで3万7,000円の増額のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする補正額は、歳入歳出ともに797万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億160万2,000円とするものです。

歳入につきましては、4款国庫支出金189万4,000円、5款支払基金交付金239万2,000円、6款県支出金123万1,000円、8款繰入金245万9,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、11月から3月までの予測で不足が生じますので、2款保健給付費を666万9,000円の追加をお願いするものです。5款地域支援事業費130万7,000円の追加につきましては、人数の追加による委託費の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款1項1目の介護給付費負担金につきましては、現年度分の介護給付費負担金の追加といたしまして、110万1,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、4款2項1目の調整交付金でございますが、現年度分の交付金の追加といた

しまして、46万7,000円のお願いでございます。2目の地域支援事業交付金でございますが、32万6,000円の追加のお願いでございます。

5款1項1目の介護給付費交付金につきましては、現年度分として200万円の追加のお願いでございます。2目の地域支援事業支援交付金につきましては、39万2,000円の追加のお願いでございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、106万7,000円の追加のお願いでございます。

5ページをお願いします。

6款2項1目の地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては、16万4,000円の追加のお願いでございます。

8款1項1目の介護給付費繰入金につきましては、現年度分介護給付費の繰入金追加としまして83万4,000円、2目の地域支援事業繰入金につきましては、16万3,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、8款2項1目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、146万2,000円の追加のお願いでございます。

6ページをお願いします。

歳出に入らせていただきます。2款4項1目の高額介護サービス等費でございますが、高額介護サービス費負担金の追加で55万7,000円のお願いでございます。

2款5項1目の高額医療合算介護サービス等費でございますが、高額医療合算介護サービス費の追加で75万1,000円でございます。

2款7項1目の特定入所者介護サービス費でございますが、特定入所者サービス費の追加で536万1,000円でございます。

2款保健給付費の追加は、合計で666万9,000円でございますが、11月から3月までの予測で不足が生じますので、追加をお願いするものでございます。

続きまして、5款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費といたしまして、後期高齢・生活機能チェック委託料の追加として48万6,000円、生活機能評価委託料の追加として82万1,000円のお願いでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに712万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億6,232万7,000円とするものでございます。

歳入としては、分担金及び負担金33万2,000円の減額、県支出金10万円の追加、繰入金121万9,000円の追加、諸収入28万5,000円の追加、町債840万円の減額でございます。

歳出としては、給与改定に伴う人件費49万7,000円の減額と、建設事業債663万1,000円の減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

第2表の地方債補正でございますが、地方債の追加と地方債の変更でございます。過疎対策事業債を2,250万円追加し、下水道事業債の起債限度額を3,090万円引き下げて2,270万円に変更するお願いでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

1款2項1目の公共下水道負担金、1節の公共下水道負担金の33万2,000円の減額のお願いでございます。これは、工事請負費の減額に伴う減額でございます。

次に、4款1項1目の県補助金、1節の下水道補助金10万円の追加でございます。これは、新規取りつけ管増加に伴う追加でございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金121万9,000円の追加のお願いでございます。主な理由は、起債対象外の新規取りつけ管増加に伴う工事費の増加でございます。

7款2項1目の雑入ですが、マンホールポンプの遠隔通報装置が電波法の改正によりまして、ムーバ回線が使用できなくなることにあわせて、フォーマ回線に切りかえたことによる差額1カ所1万5,000円分の返金でございます。

次に、8款1項1目の下水道事業債3,090万円の減額をお願いでございます。これは、過疎地域自立促進計画に基づく過疎法への適用に伴うもので、1節公共下水道事業債で1,850万円、2節の浄化槽整備事業債1,240万円をそれぞれ減額するお願いでございます。

次に、8款1項3目の過疎債2,250万円の追加のお願いです。1節の公共下水道事業債で1,010万円、2節の浄化槽整備事業債で1,240万円それぞれ追加のお願いでございます。

続きまして、6ページの歳出をごらんいただきたいと思っております。

1款1項1目の一般管理費49万7,000円の減額をお願いでございます。これは、職員の給与改定に伴う職員6名分の人件費の減額でございます。

次に、2款1項1目の建設事業費663万1,000円の減額をお願いでございます。これは、公共下水道事業工事請負費の減額に伴うものでございます。

以上、簡単ですけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに10万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,681万4,000円とするものでございます。

歳入としては、繰入金を410万6,000円減額し、町債を400万円追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

第2表の地方債補正でございますが、地方債の追加でございます。簡易水道事業債を200万円、過疎対策事業債を200万円それぞれ追加するお願いでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

歳入ですが、4款1項1目の繰入金で410万6,000円の減額でございます。

次の、8款1項1目の簡易水道事業債、2目過疎債は、繰入金を減額した410万6,000円のうち400万円をそれぞれ200万円ずつ充てるものでございます。

続きまして、歳出をごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の維持管理費でございますが、給与改定に伴う人件費1名分の10万6,000円の減額のお願いでございます。

以上ですが、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第13号 東吾妻町営土地改良事業（本宿本丸）計画

についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第13号 東吾妻町営土地改良事業(本宿本丸)計画について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町営土地改良事業として本宿本丸地区において実施する圃場整備計画に関し土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長(轟 馨君) それでは、今回の計画の概要について説明いたします。

当計画地への事業着手に至る経緯でございますけれども、数年前から話が持ち上がりました。ただ、関係者も少なくほかの土地改良事業なども経験された方も多かったので、理解が得やすかったことから話が進み、今回の計画になりました。

それでは、皆様にお配りしてあります計画の概要を見ていただきたいと思います。

まず、1の目的といたしまして、分散した農地の集団化を行い生産性の向上を図るとともに、農村生活環境の改善と生活水準の向上を図ろうとするものでございます。

次に、2の(1)所在及び範囲でございますけれども、東吾妻町大字本宿字本丸地内の日向会館より西の部分から、西ノ沢以東にかかる地域でございます。

次に、(3)の施行に係る地域面積でございますけれども、農用地1.2ヘクタール、道路水路等0.3ヘクタール、非農用地0.2ヘクタールの合計1.7ヘクタールでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

一番最初の3の基本計画でございますけれども、基本計画の中の主要工事計画について、説明させていただきます。整地工面積1.2ヘクタール、道路工延長212メートルこれは砂利道でございます。幅員は4メートル一部3メートルのところがございます。用水路工延長151メートル、排水路工延長81メートル、暗渠排水工面積0.4ヘクタールで延長は440メートルでございます。

次に、4番の換地計画の要領でございますけれども、換地については、不整形な農用地を

整形化し分散する農用地を集団化するとともに、道路水路を整備し区画形質の変更を必要とするため、これに伴う換地計画を樹立いたします。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

5の費用の概算でございますけれども、本事業の概算総事業費は1,600万円を予定しております。

ページをめくっていただきまして、1枚めくっていただきまして、大きな3の当該土地改良事業の負担区分の予定を記載した書面というところを見ていただきましたんですけれども、負担区分といたしましては、工事費の45%が県費補助金、45%が市町村費、10%が賦課金として受益者負担となっております。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎請願書・陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第18、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれ委員会に付託しますので、その審査を12月15日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は12月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前 11 時 42 分)

平成22年12月16日（木曜日）

（第 2 号）

## 平成22年東吾妻町議会第4回定例会

### 議事日程(第2号)

平成22年12月16日(木) 午前10時開議

- 第 1 議員派遣の件について
- 第 2 議案第 7号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 8号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9号 東吾妻町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第12号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)案
- 第 9 議案第 2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第10 議案第 3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第11 議案第 4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第12 議案第 5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第13 議案第 6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)案
- 第14 議案第13号 東吾妻町営土地改良事業(本宿本丸)計画について
- 第15 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第16 発委第 1号 意見書の提出について(TPP参加に反対する意見書)
- 第17 発委第 2号 意見書の提出について(TPP交渉参加反対に関する意見書)
- 第18 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第19 発議第 1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 第20 町政一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	一場明夫君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	教育長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

---

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しください。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しください。

---

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

去る12月14日に実施されました町内施設等現地調査について、12番、橋爪英夫議員より報告を願います。

12番、橋爪英夫議員。

（12番 橋爪英夫君 登壇）

○12番（橋爪英夫君） 報告いたします。

12月14日午前9時より、町内4カ所の現地調査をいたしましたので、報告いたします。

町長、武藤企画課長に同席をいただき、最初に岡崎地内に建設が進められているバイオマス発電所について、現地の調査を行いました。木寺代表取締役、栗原技術統括部長、企画販売の石田氏の3氏に対応をしていただきました。

バイオマス発電所は、7月の商業運転供用を目指して4月に試運転を開始したが、ボイラーに異常が発生、ボイラー室の強度ミスで運転ができない状態になったと。会社は、6月にその状況等対応について議会に説明したが、その後の進捗状況について現地調査を実施したものであります。現在、高さ30メートル、約1,000トンあるボイラー室が仮の支柱で補強されており、今後ボイラー周りの補強をし、完全なものにするとの説明でありました。恒久対策として、補強、安全性の確認が10月に専門家の意見が出たので、将来にかけて安全性の確保、メンテナンス面、補償に合意した上で行き、安易な妥協はしたくないという会社側の話であります。したがって、補償対策が終わって工事に入るということであります。詰めには入っているが、工事のスケジュールは確定していないとのことであり、完成は来年春という会社の説明でありました。

国の補助事業で町が予算の受け入れ等を行っており、それらに対して支障が発生することのないようつけ加え、調査を終了しました。

次に、箱島地内にある県水産試験場箱島養鱒センター現地調査を実施いたしました。

試験場長の小林氏ほか職員の方に対応をしていただき、小林さんの県内の水産試験場の現状、箱島の養鱒センターの状況について説明を受けました。

県は、平成18年度にあり方検討会でいろいろ議論し、箱島と川場養魚センターとの統合を含めて検討してきた。群馬県養鱒組合から、県内最大の湧水であり、水産に役立つ方向で検討されたいという請願が出され、県議会環境農林常任委員会でも審議をされている。県は、川場養魚センターに試験場は統合し、ヤマメ稚魚4万粒の養殖を養鱒組合と話し合い、進め

ることで今検討をしていると。昨年、100年を経過している導水管を調査したが、診断結果は、40年ぐらいまだ使用できるとの結果が出たということでありました。

調査の概要は以上であります。

次に、箱島地内の農村公園用地の現地調査を実施いたしました。

高橋総務課長により、農村公園用地は現在、地目は雑種地で、面積1万9,833平米であるとの現地での説明がありました。地目は雑種地であり、管理されていない枯れ草が茂っていましたが、冬期に向かって河川も近く、風が強いときも多くあると思うので、町にその対応をお願いいたしました。今後、土地の利用については、少子化対策を初め町の活性化のために有効活用されたいとの議員からの意見もありました。

最後に、都市計画による街路工事業、原町駅南口線橋梁工事による町民センターの現地調査を行いました。

先場保健福祉課長の説明では、町民センター、現在社会福祉協議会が通所介護事業、デイサービスセンターを行っている場所ではありますが、橋梁工事に伴う移転を23年12月までをお願いする旨の話があり、現地を調査いたしました。この問題は、文教厚生常任委員会も現地調査しており、今後いろいろな面で審議されていくものと思われま。

以上が14日午前中に実施した町内4カ所の現地調査の概要報告であります。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 橋爪英夫議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

---

### ◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当に簡単な質問なんですけれども、これ何度か少し勉強させてもらいましたけれども、これから執行者でもいいんですけれども、役場として、これに対する出張の制限、そういうものは出てこないですか。それと、一般会計の、これは微々たる金額

だと思えますけれども、一般会計からの持ち出しが多くなるか少なくなるか、その2点、お尋ねしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ただいまのご質問でございますけれども、本条例の改正につきましては、甲地方、乙地方ということで、金額が現在1万1,000円が甲地方、1万円が乙地方ということでございます。これは、上位法の条例の改正によるものでございまして、金額、また出張制限、そういうものについては変更はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第8号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第4、議案第9号 東吾妻町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、議案第10号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) これも重箱をつつくような質問になるかもしれません。調査をしていく上において私自身が思ったことは、農集排の特別会計、これへの影響が若干出てくると思いますけれども、その辺のところのお考えを聞かせてください。

○議長(一場明夫君) 上下水道課長。

○上下水道課長(佐藤喜知雄君) この件につきましては、使用料の影響ということでよろしいでしょうか。平成21年度の使用料で試算した結果なんですけれども、1.18倍になるというところが試算で出ております。

簡単ですけれども、以上です。

○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) そうすると、これは4月1日から施行ということで、来年度は特別会計への繰り入れ、一般会計からの繰り入れ、これはふえますか、減りますか。

○議長(一場明夫君) 上下水道課長。

○上下水道課長(佐藤喜知雄君) 基本的に料金の使用料を旧東地区の方には負担を今までよりはしていただくこととなりますので、その分につきましては収入のほうの増加というのは考えられると思います。しかし、全体的な一般会計の繰入金というのは、起債の償還ですとかそういった部分をかなりしょっていますので、そういった分についての減額というのは、今年度と同じくらいかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ちょっと質問を逸脱したら、議長、とめてくれて結構ですけども、この農集排、これが旧東と旧吾妻が1つになるわけですけども、これの何ていうんですか、加入パーセンテージの底上げという努力はなさっていますか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 施設の建設というのがもう終わっていますので、これは加入率が課題だということで理解をしております。なかなか向上が図られないところもあるんですけども、引き続いて加入の促進に働きかけをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これも議案10号と全く同じ質問をいたします。一般会計と簡易水道特別会計事業との繰入金等々の関係、先ほどと全く同じ質問ですけれども、考えを教えてください。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） これにつきましても、繰入金のほとんどが起債償還と、あと施設の維持費及び人件費となっております。現在職員は1名ですけれども、こういったことから踏まえて、繰入金についてはほぼ今年度と同じくらいかなというふうなことを考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もう一つ大きな問題があるんですけれども、簡水と上水、これの何ていうんですか、同じ料金にしようというような大きな問題があると思うんですけれども、その辺のところはどのようになっていますか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 現在、簡易水道料金の統一ということでやらせていただいております。その先に上水の料金とのバランスの差というのがありますので、それは考えていかなければならないというふうに思っているんですけれども、現在の中ではそこまでの検討に至っておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その辺のところは、考えているということで今おっしゃいましたが、これはずっともう合併以前からの問題で、合併しない前から問題があったんですけれども、合併してからも問題がありまして、もう既にしばらくたっております。いつごろまでにこれをやると、何か審議会か何か立ち上げると、そういうようなところは、具体的なものはまだ何もないですか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 具体的な料金の整合性についての協議につきましては、今のところ予定はございません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 逸脱したら議長、いつでもとめてくれて結構です。

これ、ずっともう六、七年、合併する前、吾妻町時代から問題が出ているんですね。まだこの状態でいると。そんな状態じゃこれいつになるかわかりません。ですからこの辺のところは、町長、少し前向きに、もっと前向きに考えて、ひとつ真剣に考えてもらいたい。検討する、検討するとよく言われるんですけども、いつまでたっても検討で終わってしまうんじゃないでしょうかありませんので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 以前からの課題ということでございますので、原課と早急に協議をいたしまして、取り組んでまいりたい。模索してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 合併5年をめどに統合ということで、統合については何ら異論はないんですけども、ちょっと基本的な部分で、やはり同僚議員が質問したのとダブる部分があるんですけども、水道会計の場合は1,000万円を繰り入れて、その中で要するに料金体系ができてるように受け取れるんですけども、簡易水道の場合、先ほど答弁がありましたけれども、公債費負担分はほぼ繰り入れているということで料金設定がされているんですけども、今後もそういう考え方で料金設定をされるのか伺っておきますけれども。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） すみません、ちょっとご質問の意味がよくわからなかったんですけども。

○議長（一場明夫君） もう一度、じゃお願いいたします。

○7番（角田美好君） 先ほど公債費部分について、要するに一般会計から繰り入れているという話はしましたけれども、当然これ使用収入が上がってきますよね、東地区の追加料金が倍になりますから。上がってくるんですけども、そういった部分を考えるときに、今後も要するに公債費部分について一般会計から繰り入れる形で料金設定を今後されていくのかという質問ですけども。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 料金の統一を来年度からお世話になるわけなんですけれども、実際どのくらいの収入があるかというのはまだわからないわけなんですけれども、基本的に公債費につきましては、その全体的な状況を見ながら、また繰入金の中でお世話になる

率というのはかなり高いというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） もう一度答弁していただけますか。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 今後もそのような方向が中心になるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 従来どおりの方向だということだと思います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） じゃ、基本的な部分は全く考えていなく、そのまま。公債費が今、去年のベースで見ますと1,700万円ほどあるんですね。そのベースは要するにいつも一般会計から繰り入れて料金設定を今後もしていくということにとらえてよろしいんですね。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 繰入金の額がなるべく少なくなるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） じゃ、料金は今後は上がっていくということで理解してよろしいんですか、なるべく減らすということを考えると、当然。今回極端に上がりますよね、東地区の場合。単純に考えてもこれ収入が700万円から上がってくるんだと思うんですよ。そういうことを考えたときに、今後も、要するに公債費を減らすという考え方を持っているんですしたら、料金収入がじゃんじゃん上がってくるという感じがしますよね。そういった部分で、基本的なことが決まっていなくて料金設定がかなり難しくなるんだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 先ほどのご質問にありました事項も含めて料金設定のほうを考えさせていただいております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○7番（角田美好君） はい。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 議論がとんでもないところへ行ったようなので、行ったついでに1つ伺っておきます。

町長に伺います。

上水道は公営企業でやっています。簡易水道は特別会計でやっています。両者の違いはどこでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 端的に申しますと、制度上の違いということでございます。

○議長（一場明夫君） 町長、再度答弁を願います。

○町長（中澤恒喜君） 失礼いたしました。

上水道につきましては企業会計で、簿記で処理をしております。簡易水道につきましては特別会計でございます。以上のような制度の違いでございます。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、もう一度わかりやすく説明してやってください。時間はカウントしませんので。

○9番（大図広海君） 質問するのか説明するのかなんですよ。私が答弁者になって答えればいいということですか。

○議長（一場明夫君） 質問の説明をしてください。

○9番（大図広海君） 質問の説明を言うならば、企業会計でやられています。地方公営企業法が適用になっています、いいですか。簡易水道は特別会計でやっています。これは地方自治法が適用になっています。なぜこの両者の適用は違いますか。その目指すところはどこですかと聞いているんです。理解ができましたか。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 静粛に願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、再度の説明を申し上げます。

上水道につきましては、給水人口が5,001人以上を対象としておりまして、簡易水道につきましては、給水人口が5,000人以下というふうな取り扱いになっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 時間には余裕があるから。

地方公営企業法が求めるものは、その事業をきちっと民間の感覚で運営して、収支のバランスも整えて、できれば利益も出して、いいですか。設備から、金利から、償却から、きちっとした形で複式簿記をつけて、これが求められる姿なんです。ですからこの段階、この公営企業の段階に、公営企業会計に、今回でいえば上水道の運営をするについて一般会計からの持ち出しがありきという前提では物事を考えられない。その中で完結せよという話なん

です。これが法の求めるところです。片や、なぜ一般会計から独立して特別会計にするか。それは事業量が大きいということも一つの側面なんだろうと思いますが、独立して明記することによって、その事業の全体が把握できる。収支のバランスがそこで見える。簡易水道であろうとも、それが特別会計であろうとも、求められる姿は、そこに収支のバランスということがあるんです。

先ほどの上下水道課長が答えたように、公債費については一般会計から持ち出します。運用のコストだけは水道料で賄いたいんですというような形ではないんだと思います。それでは、一般会計に置いておいても大体そんなもんでいいんです。公民館をつくると同じ感覚で簡易水道がやられているということです。建設コスト及びその金利負担までも計算に入れずに公民館の使用料が決められています。公の施設だからそうなのでしょう。でもこの簡易水道というのは、どうもそうではない。それは上水道とのバランスもとらなければいけない。となってくると、簡易水道の求められる姿も、その特別会計の中で収支のバランスをきちっと整えて、金利負担までも、減価償却費までもきちっと計算して、それで収支のバランスが整う。このために皆さん努力してもらわなければいけない。そのために我々が安心して住んでいられる。だからこの給水事業がずっと継続されてできる。一般会計からの持ち出しありきだとなかなか大変な事情になってくる。使用料ですべてがペイできるということがこの安定的な供給につながるということなんです。少なくとも私はそう理解しています。それが求められる姿だと思います。町長のお考えを聞いておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 正論だというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、先ほどの課長の答弁は大分方向性が違う。即刻、身分にかかわる問題に発展するかと思います。ということにならざるを得ないんですよ。無知であり過ぎるんです。いいですか。そうなってくると、この議場に及んで私の質問、ぽっと一言について、先ほどのような町長の明快な答弁が町長の口から出ている。これがまた求められる姿なんだろう。

以上、傍聴者の皆様、後に会議録を閲覧なさる皆さんのために、ここの部分については明言しておきます。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですね。

○9番（大図広海君） はい、結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第8、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。ございませんか。

9番、大図議員。

○9番(大図広海君) 何点か伺います。

桔梗館の補正予算で、何ページでしたか、13ページ。補正が上がっていましたが、この必要性について説明してください。

○議長(一場明夫君) 事業課長。

○事業課長(蜂須賀 正君) 何点か補正をお願いしているわけですが、まず時間外につきましては、当初予定しておりました時間外をたまたま職員2名、臨時職員なんですけれども、この2名が7月と9月にけがと病気で入院されたということで、その部分を職員がカバーしたということで、予定しておりました時間外を使いましたので、今後予定される時間外が足りなくなるということで、今回お願いをするものであります。

それと、工事請負費につきましては、過日総務委員さんにも現地調査をいただきました部分の改修工事ということでございまして、玄関柱の改修、それと脱衣所のトイレの改修、それと女子トイレの改修ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) 残業が足りなくなったといえます。なるほど9月末の時点で予算配当額がゼロになっております。

ところで、調べましたら、10月も残業があります。そうすると、予算配当がないのに残業

が行われたという事実がここにあります。これは承知しておりますか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） まだ正式には確認してございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 正式でなくても、職員が既に残業しているんです。するなという命令は出なかったようです。また、しなければスタッフがいないんですから、回っていかないという事実があります。恐らく、おいやってくれや、言ったか言わないか、あるいは自発的にやったか。それは難しいところなんでしょうけれども、残業した事実がここに残っているんです。予算配当がないんです。これで財務規則は全うできると思いますか。町長、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、細部にちょっと把握しておりませんので、ここで即答はできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） また説明しないといけないんですか。

財務規則によると、支出負担行為と法律行為、残業命令もそうです。これは予算が成立しているということが前提条件です。予算配当がゼロなのに、また他から流用という措置をとらずに、残業というこの事実がもう残っているんです。これは後に補正予算で残業手当相当を請求して、要するに補正予算で成立させようとした。かつて簡易水道の問題が起きて百条委員会を開いたときも、事務処理は適正にということなんです。当時の水道課長が町長の面前で、議会は何ともなると言ったか、当時の町長は何ともなると言う報告を受けたという話なんです。私は何ともなると言ったような気がするんです。町長はこの問題について、議会は何ともなるとお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう質問はちょっとですね、なかなか質問の意味というか、なぜにそういう質問をするのかという、そういう気持ちをまずお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 反問権があるということがありましたか。気持ちの問題は後できっちり言います。

制度上、予算がない法律行為はしてはいけない。残業命令は出してはいけない。残業命令は出してないけれども職員が残業した。私、当の職員に言いましたら、もらえるもんならもらいたい。いや、そんなもんじゃ済みませんよというような雰囲気でした。これは残業という事実がそこにあるんです。職員が病欠だから出ざるを得なかった。それで残業した。予算がないからお金を払わない。そういうわけにはいかないんです、労働者であるから。

ところで、その間、事業課長を含めた管理職は何をしておりましたか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） まことに申しわけありませんが、質問の意味を把握できません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 桔梗館には2人管理者がおります。管理職がおります。両者のタイムカードを見ると、常に定時で帰宅しているようです。事業課長のタイムカードを見ると、ほとんどが17時5分。17時5分に退社できるのもめずらしいですね。17時23分、ずっとあります。どうもこの桔梗館に応援に行った気配は、こういう形では見えない。もう一者も、もう一者はローテーションになっているんで、一読ではなかなか難しいんですが、延べ時間を計算すると残業まで入っていないような気配が見える。

そこで伺います、町長。

臨時の職員が病欠になった。どうも現場に穴があきそうだ。こういった場合に、この穴はだれが埋めるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その臨時職員の担当の職員だと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 臨時の担当の職員が、だから病欠になってしまったんです。

少なくとも非常時に備えて、これを非常時というから問題なんだろうが、現場がきちっと整理ができる。だから臨時の代替といいますか。あるいはその復帰する見通しがどのくらいについてその間をどのようにしようか。きちっと、でも現場は回らなくてはいけない。管理職というのは、そのときには最前線で業務につくということなんじゃないでしょうか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう心構えは常に必要だというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 心構えじゃなくて実行がなければだめなんです。いいですか。そのために管理職手当が払われているんです。かつてそういう話もしました。そのときに現町長は不在でしたが、名ばかり管理職というんです、こういうのを。管理職手当だけ受け取って、なかなかほかのことには役に立たないみたいな。いいですか、こういった場合にこそ管理職が現場を回す。なぜならば、若干とって、当初予算で成立した残業手当がもう配当がゼロになった。ほかに何かあるか。自分が出るしかないんです。流用措置もせずに、おいおまえやっておいてくれ、言ったか言わないか。いいですか、言わなければ本人もやらないでしょうし、現場に穴があいたでしょう。残業命令簿にはちゃんと書き込みがあります。承認印はありませんでした。だから正式じゃないという。でも残業した事実は残っているんです。サービス残業は恐らく認められないと思います。

そうなってくると、いいですか、財務規則の違反行為が出てくる。それ以上に自治法の違反行為がここに見られると。そういったものを後出しにした補正予算、これをどうやって認めるということなんでしょう。伺っておきましょう。これが逆に聞いてみたいですよと言った内容です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、まず実態をよく把握いたしまして、おっしゃるようなことがないように今後はしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今後じゃないんですね。今現在補正で上がっているんです。既に配当がないのに残業が行われた。これを認識すべきです。

次に、ちょっと金額が大きい問題で、ふれあいの郷の補正で備品購入費、大型プリンターとあります。いろいろ調査しましたところ、修理の内容自体はさほど難しいものじゃないかなということなんですが、業者が対応しないということでした。伺っておきます。修理ということじゃなくて、仮にこれを60万円補正が成立してまた大型プリンターを買うということになるんでしょうけれども、これは現状はBゼロ判、あるいはBゼロノビになっているから、かなり大型の判です。これを縮小する、あるいはH判にまで落とす。刷り幅60センチになりますか。こんな計画はないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） そういった計画はございませんので、できましたら今回お願いしております90センチ幅の印刷ができるものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ところで、このBゼロ判を、黒1色でしようけれども、多くの場合が。若干カラーを使いながらもこれを印刷しますと、職員が言うのには、紙ともインク代ともメーター1,000円前後、色の濃さにもよるんでしようが、1,000円程度ということになりました。それで、コンベンションホールを使う場合に、この多くの事例が7.2メートルのプリント幅でしたので、恐らくは看板、要するに設置の基盤が7.2メートルでできているかと思えます。刷り幅90センチ、7.2メートル幅の表示といたしますか、後でケーブルで上に上がっているんでしようけれども、そういったものは必要なのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 必要か必要じゃないかと問われましても、実際私どものほうの事業課で扱っている部分で、事業課独自でそのようなものを動かしているかということ、それはないんですけれども、ただ、他の課、関係課なんかからそういった要望がございますので、やっぱりそれだけのものは必要かなと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ところで、この7メートル、1,000円だから七、八千円プラス職員の人件費がこれにかかってくると思いますが、コンベンションホールの利用料の中とは別途にこれが請求されていない。サービスにみんな終わっている。利用料がちょっと公的な事業で使った場合に1万円程度でコンベンションホールを使えて、これが電気代相当分だそうです。この看板料、もしどうしても豪華なものが必要というんだったら、ここなんですよ。有料にするということもできるかと思うんですが、そうやってコストの削減を図っていくという用意はありますか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 過日その辺のご指摘をいただきまして、すぐこれができるからちょっとわかりませんが、新年度の予算にもしそういったものが反映できれば、そういったものを関係課とも協議したいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これが無料だから、90センチ幅、長さ7.2メートルで皆さん来場者が、それも無料でできるから、いいですか、豪華なものをつくってくださいという要求があると。だから利用がそれなりにはあるんだそうです。有料だとしたら果たしてどうかと。刷り幅60センチでそこそこと立て看板方式で長さ2メートルか、せいぜい2.5メートルになるかと思

ます。こういったものが舞台のそでにちょこんと置いてある。これでは不足なんですか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 先ほど来、ちょっと申し上げましたが、依頼をされてつくるといふものでございまして、依頼主のほうが必要だということだと思っておりますので、それにつきましては、必要か必要でないかは、私どものほうではお答えできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 町長に伺っておきます。課長では一步もスタートができないんです。

エコの時代です。豪華じゃないんです。みすばらしいことが美しいかもしれない。そうやって資源のセーブを図っていく。役場もコストの圧縮をしていく。それでそのコンベンションホール等を使う場合に、不特定多数の人を相手に営業行為があれば看板も立派なほうがいいんでしょうけれども、いいですか。内々の会合だったり、あるいはもう既にそこで何が開催されるか知って、すみません、案内状を出されたり、そのメンバーだけが集まってそこでいろいろと催し物がある。こういうのが割合多いんですね。そう豪華は看板は要らないと思います。場合によれば表示なんかなくて、顔を見ればみんな何があるかわかるような人たちだけが集まっている。無料だからつくってくださいというんですよ。これ有料だったらどうしますか。別に有料なら役場がつくらなくてもいい。業者に依頼して業者がつくったものを持ってきて設置をすればいいわけです。

いいですか。かねてから、何か物を言うと、職員の中から民業圧迫だというような声も出てきました。今ここで60万円のプリンターを買って、メーター当たり1,000円のコストをかけて、なぜ自治体がそれをやらなくてはいけないんでしょうか。たまたま公民館には刷り幅60センチのプリンターがあります。あるものはしようがないでしょうと。小さい表示で、小さくはないです、刷り幅60センチ、決して我々から見ると小さくはないんです。いいですか、この機器の活用で表示は十分できるかと思えます。それが少々文字が小さくなくても、それは今らしい表示の仕方なんだろうと思うと、職員は格好悪いと言うんです。いや、それ格好いいですよという感覚にだんだんなってくるかと思えます。町長、お考えについて伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 看板の材料等について、今後有料化についても検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうなってくると、恐らくは90センチ幅だった場合にはメーター幾ら、60センチ幅だった場合にはメーター幾ら、そんなようなことになるんかと思います。そうすると、今の予想でいくと、そうそう最大幅のものをお客さんが望むとも、どうしてもそれが欲しい場合にはどこそこの業者はこういうことができますから、どうぞそこをお願いしてください。持って来ていただければ、我々はそれは掲示しますよ。いきなりコンベンションホールで催し物があるわけじゃないです。二月も三月も前からみんな予定が入っていることなんでしょう。準備は十分できるかと思いますが、民業圧迫につながらないように。それから、役場のコストの削減にも入るように。それともう一つ、利用者に対してもコスト意識を持ってもらうことによって、適正な表示、自分たちが納得できる表示につながってくるのかと思います。

先ほどの簡易水道の、いいですか、その完結論という話になります。一つ一つそういったセンスで物事を図っていく。先ほど来の事業課長の答弁は、そういったセンスがみじんも感じられないということになります。業者が直らないと言ったから、利用者が大きい表示が必要と言ったから、それをそうですね、そのコストは課長個人の負担じゃないんですから。これはやっぱり町長が、自己責任においてきちっと指示をしていく、方向性を示す。ここに尽きることなんだと思います。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見をお聞きいたしました。その内容をよく検討してまいりたいと思います。

○9番（大図広海君） はい、結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

加部議員、ちょっとお待ちください。ちょっと休憩をとりますので、申しわけありません。まだ質疑がありそうですので、ここで休憩をとります。再開を午前11時10分とします。

（午前10時59分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） すみません。6款農業水産費、1項5目9節ですね。この辺のところ、ちょっと私説明のとき本当に申しわけなかったんですけども、それと議案調査、時間が足りなくてこの辺できなかつた、非常に気になっていることなんですけれども、これはあれですか。例の事業仕分けのためにこれはマイナスになったという解釈でよろしいんですか。  
（「17ページ」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 6款1項5目畜産振興費の草地林地一体的利用総合整備事業でございます。これは、国の事業仕分けによって補助金が減額になった影響でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、この辺のところ、多分私そうかなと思っていたんですけども、先ほど言ったとおり、ちょっと調査ができなかったんですけども、この建設費補助金2,400万円、これはどんなことだったんですか。実際どんなことをやろうとした建設費なんですか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） これは、西榛名で畜舎をつくらうとしたんですけども、その部分が補助金が出ないということで、畜舎ができないようなことになりました。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、これにまつわる影響ですね。それはどんなことが影響してきますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 一応ことし予定していた畜舎ができないということで、来年どんなふうにもた予算が復活できるんかどうかわからないんですけども、その部分を今、県あるいは国に問い合わせしているところでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長にお尋ねいたしますけれども、国の施策によってこういうこと

が細かいところまで影響が及んできていると。この該当している当人に見れば、非常にこれは何ていうんですか、収入にかかわる、まつわるものになってくると思うんです。その辺のところの考え方というんですか。今後こういうものの対処方、これはどのように考えておられますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、本当に事業仕分け、机上での、本当に地域の実態を知らない方々による事業の削減というふうなことだと思います。このようなことは、これからたびたびあるということでは大変困るわけでございますので、それは私たちが国政に対していろいろと訴えていかなければならない。地域の実態というものをよく理解していただかねばならない。そういう活動も続けていかなければならないと思います。

いずれにしても、国からの指示でございますので、それに対応した町としては処理をしていかなければならないという非常に弱い立場でございますけれども、そういうものを今後政府がよく地域の実態を知っていただくような活動を行っていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今、町長がおっしゃったこと。これは当たり前のことです。しかし、当の該当者に見れば、そんな生っちょろいことをいっている場合じゃないんですよ。その辺の身にもなってもらいたいと思うんです。ですから、最低限のこれに補てんできる、今年度か来年度か、予定はちょっと私まだわかりませんが、その最低限のものができるものを補てんをするというような考え、やるということじゃないけれども、そのようなところまで突っ込んでいかないと、これ本当に国に振り回されたままでばかを見て借金だけ多くなっていくというようなことにもなりかねますので、ぜひその辺のところを、とにかく県や国に働きかける、こんなもの当たり前のことなんですよ。だれもがやることなんです。だから、その辺のもう一步踏み込んだものができるかできないか。それが町長、担当課長の手腕なんですよ。すべてにおいてそういうものが当町に薄いから、今のような状況に置かれているということも言いかねないんです。ですから、せっかく新しい町長になったんですから、ぜひ当たり前のことをするんじゃなくて、町の町民の立場になって考えた町政を敷いてもらいたい。強くこれは考えて要望するわけなんですけれども、その辺のところの考えをもう一度、町長、考えを教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変に熱いご意見をいただきました。国の事業を受ける場合には、か

なり金額的に大きいものがございますので、そういう点も考慮いたしまして、町としてできる限りそういうものに対して手を差し伸べるようなことを考えていきたいと思えます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 先ほど大岡議員からの質問もございました。2款総務費8項の1目で大型インクジェットプリンターの購入費が60万円ということで上がっておりますけれども、課長にお聞きいたしますけれども、余りこの項目では質問をしたくなかったんですけれども、ちょっとあえて質問させていただきますけれども、購入に当たって、先ほど民間企業への圧迫というような話もございました。当然こういった事業者のみならず、町としての考え方、姿勢ですね。その辺が先ほどの答弁の中で非常に気になったものですから、あえて質問させていただきますけれども、当然この町内においても何件か、こういった看板事業というか、役務の提供といいますか、そういった事業者があるかと思えます。そういった導入に当たって、そういう事業者から、例えば先ほどの看板の大きさ等々に見積もり依頼だとか、要するに民間とすれば幾らぐらいできるのかということをごきちと調査した上で、こういった機械の導入を図っておるのか。その辺ちょっと課長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 今のご質問でございますが、この本体の見積もりをしたかということでございますか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 本体の見積もりではなくて、こういった看板の役務提供の事業者というものが存在するんだと思うんです、町内に。ですから、そういった機械の見積もり依頼じゃなくて、そういった1枚幾らかかるのかというような実態調査というものをされたんですかということです。

○議長（一場明夫君） 事業課長に申し上げますが、もう少し大きな声で答弁をお願いします。  
事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 私がこの7月に就任したわけでございますが、私が行ってからではしてございませんけれども、以前にはそういったこの1枚、メーター1,000円ですか、それをしたときには、町内の看板屋さんといいますか、そちらのほうにお伺いした経緯があるという話は聞いております。そのときに聞いたのが大体メーター2,000円ぐらいじゃないかと。カラーの場合がその倍ぐらいだというふうなことでお聞きした経緯があるということは

聞いてございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

聞いていて非常に暇な職員がいるもんだなというふうにも思わざるを得ないわけです。緊急性がある場合の看板、またはいついつこういった催し物があるというようなときに使う看板、いろいろあろうかと思えますけれども、当然ながら緊急性がある場合については即座に、例えば緊急箇所の表示だとか、そういったものを町としてもやらなければいかんということはあるかと思えますけれども、あえて言わせていただくと、そういうものではないような使い方をされているようでございます。

町長にお聞きしたいと思います。先ほど大岡議員の質問の中で、有料にしたらどうかというような質問もございました。そういった中で、場当たりの発言ともとれる有料も検討していくというような発言がございましたけれども、私は、やはりもっと町内にあるさまざまな民間企業、これがどういうものをおこなっているのかというもの。本当に実態が、職員の皆様がおこなっているのかというのが本当に心配というか、この辺をきちっと、やはり民間の圧迫にならないようなやり方というものが必要ではないかなというふうに思いますので、町長としてのご意見を再度お聞きしたいと思いますけれども、これに限っての今回の質問でありますけれども、これに限らずのことも当然関係してきますので、ぜひ再度検討する余地があるかどうかというものをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民の目線に立った行政執行ということだと思います。こういうことは現在、そしてこれからもそういう目線でやっていきたいというふうに思っております。

また、看板材料につきましては、やはりそのセンター内で迅速に行うことがより効果的だというふうに判断をされます。それについて有料化を検討するという判断でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 迅速に行うということは本当に結構な話でございますけれども、再度言わせていただきますけれども、このことに限らず、本当に町内にある隅々までの業者というものがどういうものがあるのかということをお聞きしきちっと把握した上で、そして行政執行を行っていただきたいということをつけ加えまして、質問を終了させていただきます。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

ちょっとそのままお待ちください。

もう一度確認で起立をお願いします。

2番から5番起立、7番、8番起立、10番から18番、13番を除く18番起立。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第9、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) 本当にたびたびで申しわけございませんが、町長に1点。日曜当番医の今までやってきたこと、これからの予定、町長の考え、聞かせていただけますか。

○議長(一場明夫君) 補正に絡む内容になりますか。

(発言する者あり)

○15番(加部 浩君) もし議長おかれまして外れているということであれば、私は取り下

げます。

○議長（一場明夫君） 町長、わかりますか。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） 先ほどの加部議員さんの質問でございますが、日曜当番医も含まれております。

それで、日曜当番医につきましては、郡の医師会のほうで各医療機関にお願いしてやっておりまして、この意味合い的におきましては、やはり皆様方の医療を守るということでやっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その中で、これ非常に医療関係難しい、日赤関係もあるんですけども、難しい問題があるんですけども、特に日曜当番医、なぜこれを私が言ったかという、町長が常々おっしゃっております子育て支援の関係、これ非常に、特にこの日曜日に子供が熱を出すとか、そうなりますと、渋川、前橋、高崎まで連れていかないとなかなかできないという、診てもらえないというような関係がありますので、その辺のお考えを実は聞きたかったのが私の本心でございます。もし何かお考えがあれば聞きたいなと思っております。また、議長におかれましても、これが外れているといえは遠慮なく言ってください、取り下げますから。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 加部議員ご指摘のように、子育て支援には大変この日曜日、休日の医療というものは重要なものだというふうに思っております。やはり時間的に早く診察してもらおうということが、その子供にとっての健康、それから生命に大変重要なことだというふうに思っております。ですから、そういう観点から、この町内で休日も診療できるような体制づくりを今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

少しお待ちください。そのままお待ちください。

2番から8番起立、10番から13番を除いて18番起立。

座ってください。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第13、議案第6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお待ちください。

2番から8番起立、10番から13番を除いて18番起立。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第13号 東吾妻町営土地改良事業（本宿本丸）計画  
についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は  
起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第15、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願3号 消費税増税をしないことを国に求める意見書採択の請願書については、去る12  
月7日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。  
総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長(角田美好君) それでは、報告をさせていただきます。

去る12月7日、総務常任委員会に付託されました請願3号 消費税増税をしないことを国に求める意見書採択の請願書については、12月9日、第4委員会室において、税務会計課長同席のもと、説明員として請願提出者代理である吾妻民主商工会事務局長、桑原氏をお迎えし、慎重に審査をいたしました。

この陳情については、菅政権の消費税増税の発言を受けて、増税をしないように求める意見書の提出を求めるものですが、請願理由について熟読してみると、消費税そのものを否定する内容と受け取れ、消費税という形で国民に定着している現段階において、意見書としては不向きではないかという意見が大勢であり、審査の結果、全会一致で不採択にすべきとの結論です。

本会議におかれましても、同様のご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、報告とします。

○議長(一場明夫君) 少しお待ちください。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。請願3号 消費税増税をしないことを国に求める意見書採択の請願書について、採択とすることに賛成の方は起立願います。

ちょっとお待ちください。

もう一度願います。

3番起立。

(起立少数)

○議長(一場明夫君) 起立少数。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

請願4号 T P P参加に反対する請願、及び請願5号 T P P交渉参加反対に関する請願については、去る12月7日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、一括して審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) それでは、請願の審査結果をご報告いたします。

請願4号及び請願5号の審査結果をご報告いたします。

去る12月7日、産業建設常任委員会に付託された請願4号 T P P参加に反対する請願及び請願5号 T P P交渉参加反対に関する請願については、12月8日の委員会において審査を行いました。

紹介議員である角田議員、金澤議員から請願内容についての説明を受けた後、審議した結果、当委員会においては、請願4号、請願5号ともに全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

本会議においても同様のご理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上。

○議長(一場明夫君) そのままちょっとお願いします。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

初めに、請願4号 TPP参加に反対する請願についてお諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

そのままお願いします。

2番から8番起立、10番から13番を除いて18番起立。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

着席ください。

次に、請願5号 TPP交渉参加反対に関する請願についてをお諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

そのままお願いします。

2番から8番起立、10番から13番を除いて18番起立。

着席ください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

陳情5号 坂上地区のバス運行に関する陳情書につきましては、去る12月7日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、報告させていただきます。

去る12月7日、総務常任委員会に付託されました陳情5号 坂上地区のバス運行に関する陳情については、12月8日、第4委員会室において、企画課長、総務課長同席のもと、説明員として陳情提出者である須賀尾地域活性化推進委員会会長、轟徳三氏を迎え、慎重に審査を行いました。

この陳情については、昨年度、地域公共交通活性化協議会の検討を踏まえ、ことし4月1日よりダイヤ改正された坂上地区の路線バス、権田線及び大戸線の運行の改善を求める陳情

です。

陳情書に書かれたとおり、大戸線が須賀尾間まで運行されていないために、そこから原町方面に向かうには大戸線での乗りかえを余儀なくされるために、高齢者に対しては大きな負担となる。土曜、日曜、祝日に運行されていないために、観光客誘致に支障を来しているなど、問題点が多くあることが確認されました。また、現在の運行も活性化協議会の検討を踏まえた3年間の試行運転ということから、企画課においても今後精査する方向ととらえているなどの理由から、審査の結果、全会一致で採択すべきものという結論です。

本会議におかれましても、同様のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） そのままお願いします。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席へお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

陳情6号 陳情書（町道程岩・堂ヶ沢線）、及び陳情7号 陳情書（町道1281号線）については、去る12月7日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、一括して審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告させていただきます。

陳情6号及び陳情7号の審査結果をご報告いたします。

去る12月7日、産業建設常任委員会に付託された陳情6号 陳情書（町道程岩・堂ヶ沢線）及び陳情7号 陳情書（町道1281号線）については、12月8日の委員会において審査を行いました。

陳情書の提出者である泉沢区長会長ほか関係者に現地へ出向いていただき、現場状況等についての説明を受けました。

審議の結果、当委員会においては、陳情6号、陳情7号ともに全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

本会議においても同様のご理解を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） そのままお願いします。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

初めに、陳情6号 陳情書（町道程岩・堂ヶ沢線）についてお諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、陳情7号 陳情書（町道1281号線）についてお諮りいたします。本件に対する委

員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

---

◎発委第1号、発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第16、発委第1号 意見書の提出について(T P P参加に反対する意見書)、及び日程第17、発委第2号 意見書の提出について(T P P交渉参加反対に関する意見書)を一括議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) それでは、趣旨説明をさせていただきます。

発委第1号及び発委第2号の意見書の提出について説明を申し上げます。

先ほど採択いただきました請願4号及び請願5号の議決に基づき、お手元に配付してありますとおり、T P P参加に反対する意見書及びT P P交渉参加反対に関する意見書を提出したいと思いますので、ご議決くださるようお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) そのままお待ちください。

説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席へお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

初めに、発委第1号 意見書の提出について（T P P参加に反対する意見書）をお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から8番起立、10番から13番を除いて18番起立。

着席をお願いします。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、発委第2号 意見書の提出について（T P P交渉参加反対に関する意見書）をお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

もう一度そのままお願いします。

2番から8番起立、10番から13番を除いて18番起立。

着席ください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第18、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

総務常任委員会。

総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、総務常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

去る9月24日、総務課及び事業課関連の7施設について、町長、所管課長並びに担当職員のご案内により現地調査を行いましたので、報告をいたします。

まず最初に、あづま温泉桔梗館についてですけれども、来年度より指定管理に移行することが決まっていたために、今後どのような大規模修繕等が必要であるかを中心に調査をしました。玄関前の柱、畳の表がえは早急に行いたいとの説明を受けました。また、屋根周り、外壁は、建設以来手つかずということで、修繕が必要な部分が見受けられましたが、現在は予定されていないということです。施設も古いことから、計画的に修繕を進めることを意見として出されました。

次に、東支所ですけれども、会計検査院の指摘事項である自主放送の現状についての調査を行いました。

自主放送のデジタル化については資金面で難しいとの説明を受けました。今後の運営については、審議会での検討をすべきとの意見が出されました。また、東支所の施設の利活用について、教育委員会の配置は現状のままでいくのかなど、町長に対して質問が出され、町長からは、それらを含め早急に検討すべきと考えていると示されました。

続きまして、岩久保住宅団地ですけれども、委員からは事業をしている以上、もっと真剣に売る努力をすべきであるとの一致した意見があります。売却残7区画について、町長は補助金も含め値下げも考えていかなければならないとの考えを示しました。

次に、榛名吾妻荘ですけれども、玄関先及び駐車場の舗装工事、タイル修繕、玄関ロビーマットの交換など、指定管理者と協議の上、修繕したいという説明を受けました。

次に、旧岩島第二小学校についてですけれども、前町長は文化遺産として残したいとしていましたが、現状調査をしたときに、維持管理には多大な資金の必要性が見てとれます。委員会では、解体が最善策との意見で一致いたしました。町長の考え方も同意見であり、解体し、更地とする方向を示しました。今後更地利用を真剣に考える必要があることを確認いたしました。

続きまして、旧岩島第一小学校ですけれども、ある企業から借り受けたいとの打診があり、企業誘致を最優先的に考えている旨の説明が町長からありました。しかし委員からは、住宅用地の考え方も含め早急に対応すべきとの意見が出されました。

次に、岩櫃ふれあいの郷ですけれども、役場としての利用変更についての意見が出される

など、そのための問題点の指摘に対して町長は、合併後の施設も含め、町全体を念頭に慎重に考えたいとのことを示しました。

以上、雑駁でありますけれども、現地調査を行った結果の報告といたします。

○議長（一場明夫君） 総務常任委員会の報告を終わります。

文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、産業建設常任委員会で行いました現地調査についてご報告を申し上げます。

平成22年11月5日金曜日午後1時半から3時45分まで、第1委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしましたので、ご報告をいたします。

委員5名と、執行部より渡辺建設課長に出席いただき、森林基幹林道吾嬭山線の現地調査を行いました。この林道吾嬭山線は、中之条町下沢渡を起点として東吾妻町を經由し、中之条町入山地区を終点とする全長45.88キロメートルの森林基幹林道で計画され、平成6年度から開設事業が始まり、総事業費86億円で始まりました。

年度ごとの実績及び進捗状況について説明がありました。

現地調査では、21年度補正の姉山工区延長230メートルの開設状況及び吾妻工区全長3.4キロの区間の開設状況を調査しました。現地調査終了後、委員会室において、建設課長より、森林基幹林道吾嬭山線年度末実績状況報告により、総延長45.88キロメートルのうち東吾妻町24.02キロメートル、中之条町9.3キロメートル、長野原町6.37キロメートル、旧六合村6.12キロメートルの年度別開設状況の説明がありました。東吾妻町分の24.02キロメートルの進捗状況については、平成22年10月末の開設延長で9.76キロメートルになっており、45%の進捗であるとの説明がありました。

なお、全線開通までにはこれから約20年ぐらいかかるとの説明でありました。引き続き早期完成を求める意見書も出され、閉会いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会の報告を終わります。

議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 報告の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後1時ちょうどとします。

(午前11時59分)

---

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後1時00分)

---

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き委員会報告を行います。

八ッ場ダム対策特別委員会。

八ッ場ダム対策特別委員長。

(八ッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇)

○八ッ場ダム対策特別委員長(日野近吉君) 八ッ場ダム対策特別委員会から報告をさせていただきます。

平成22年11月17日午後1時30分から午後4時20分まで、第1から第2委員会室において、議会閉会中の八ッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき、八ッ場ダム中止問題に関する検証結果報告書(案)について協議をいたしました。内容について検討し、修正及び追加を行い、次回委員会で最終的な確認を行うことを決定をいたしました。

続いて、第4回定例会開催中の平成22年12月10日午後1時30分から午後3時50分まで、第1から第3委員会室において、八ッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき、八ッ場ダム関連事業について、国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、国及び1都5県の動きの報告と八ッ場ダム関連工事の全体的な進捗状況について説明を受けました。

調査事項に入り、まず加辺ダム対策室長より、平成22年9月13日から12月8日までの八

ッ場ダム対策事業の経過報告があり、八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場、幹事会の開催が2回、そして10月13日には三井国土交通副大臣、10月25日には1都5県知事、11月6日には馬淵国土交通大臣による現地視察と意見交換会が実施され、町長、議長、ダム特委員等が出席をしたこと。また、各地域役員会とダム対策委員会による視察が計7回行われたことなどが報告されました。

引き続き国土交通省の説明に入り、飯野工事課長より、長野原町関係も含め、つけかえ国道145号線、JR吾妻線、県道林・岩下線、林・長野原線等のダム関連事業全体の進捗状況について説明があり、今月19日にはつけかえ国道145号線として長野原町の眼鏡橋まで開通するとの報告がありました。

次に、県の説明に入り、小池主幹より、道路砂防関係事業の説明があり、つけかえ国道145号線、雁ヶ沢ランプに4カ所の路面凍結防止機器の設置工事を年内に完成する。また、県道林・岩下線の県施行分については、今年度内に全線の工事完了を目標に工事を実施し、砂防工事についても、鎌田沢、御堂入窪沢の進捗状況の説明を受けました。

なお、土地改良事業については、三島西部地域、細谷地区の進捗状況と、松谷地区を24年度に事業着手するため、現在調整中であるとの説明がありました。

そして最後に、町より、吾妻峡温泉天狗の湯の入館者数が12月6日で3万9,329人となったこと、観光シーズンを迎え、現金入浴者が減少傾向にあり、近隣の方の日常的な利用を促すPRも考えていきたいとの説明を受けました。十二沢パーキングについては、上水道の引き込み管路工事約1キロのうち50%の進捗率となっているとの報告を受けました。ふれあい公園については、今年度は駐車場の残り部分と照明設備、園路の一部、屋外トイレの整備を今年度中に完了すること。また、ふれあい公園全体計画の説明があり、来年1月半ば以降にダム対策協議会を初め各地区に説明をし、来年度工事の実施を図りたいとの説明を受けました。

引き続き、渡辺建設課長より、つけかえ国道145号、長野原町横壁の供用開始に伴い、本年4月に町道として供用開始した部分が国道となり、管理区分の変更となることについて説明を受けました。

その後、八ッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、質疑終了後、国及び県の関係者の方に退席をしていただき、八ッ場ダム中止問題に関する検証結果報告書について協議を行いました。

最終的な確認ができましたので、今回皆さんのお手元に配付をさせていただいております

ので、ごらんいただきたいと思います。

なお、本報告書及び資料集については、国・県、郡内町村長及び議長さんを初め推進議連1都5県の会など、関係する団体に配布することとし、国土交通大臣につきましては、お手元に配付をしております要望書とあわせ、12月24日に国土交通省本省へ町長、議長、ダム特委員で伺う予定で現在調整をしております。また、群馬県知事についても12月27日に訪問することで調整をしております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） ハッ場ダム対策特別委員会の報告を終わります。

地域活性化対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

去る12月13日、第1から第2委員会室において、町長、総務課長、企画課長出席のもと委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

付託されました集中改革プランに関する事項についてですけれども、平成18年度から21年度の改革プランであったために、さきに終了しております。このことから、6月14日の委員会において、その継続的プランを本年度中に作成すること、及び12月までにその骨子を示すということを確認してありましたので、委員会を開催し検討してまいりました。

企画課長により、終了した改革プランの実績報告を受けた後、今後のプランの位置づけと枠組みの説明を受けました。位置づけについては、第2次東吾妻町行政改革大綱の実施計画を集中改革プランとし、具体的な計画については23年1月までには執行部案が示せるということです。このことから、2月以降集中的に委員会を開催し、執行部案の調査検討をしていくことを確認いたしました。

次に、町営施設に関することですが、このことについては、議会としての方向性を示してあることから、今後策定されるプランの中で具体的な部分が示されるようでありますので、今回は検討しませんでした。

次に、議員報酬及び議員定数に関する事項についてですけれども、昨年12月の委員会にお

いて、現時点では16人が適当であろうという判断でした。しかし、この議会において定数削減の議員発議が提案されることから、委員会としてどのように対応すべきか判断を仰ぎましたところ、本会議場において議員それぞれが議論し、判断することでよからうという結論になりました。報酬については特に検討いたしませんでした。

以上、簡単でありますけれども、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、発議第1号 東吾妻町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明願います。

2番、竹渕議員。

（2番 竹渕博行君 登壇）

○2番（竹渕博行君） 議員発議で私がこれから提案するものは、約4年前の議員定数18名から4名削減し、定数を14名にするものであります。

さっそく趣旨説明を申し上げます。

皆さんも既にご承知のこととは存じますが、現在町では下水道や道路などのインフラ整備を進め、また急激な少子高齢化の対応から、行政に対する要望等が多くなってくると思われ

ます。一方で、これからの税収の伸びによる財政規模の拡大はまず望めないのが実情であると考えます。

そんな町の事情を考えると、経費削減などの行財政改革への努力が急務であり、当議会でも議員各位のご判断により、平成19年12月定例会において議員定数を16名に削減いたしました。その後、平成20年8月に行財政改革推進特別委員会を設置し、議員定数、報酬に関する事項が付託され、検討が続けられてきました。平成21年12月定例会本議会の委員長報告では、検討の結果、現段階では民意を反映し十分に審議するのに適当であるとの判断から、委員会としては議員定数については16人とすることが全会一致の判断であると、また報酬については引き続き調査検討をすることを確認して、以下省略でございますけれども、発言がございました。

しかし、現在まで1年が経過する中で、ことし6月には議会基本条例が成立し、10月1日より施行されています。その議会基本条例の第2章、公開の原則では、第3条、議会の会議は原則としてすべての会議、（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議会議員全員協議会の会議を含む）を公開する。3、議会は可能な限り傍聴者に対し、議案の審議に用いる議案書及び資料等を提供し、町民の傍聴意欲を高める議会運営とする。4、議会は必要に応じ、休日及び夜間において開会することができる。5、会議録は当該議会終了後、速やかに調製し、閲覧に供するものとする。ただし、本会議の議事録は東吾妻町のホームページに掲載するものとする。6、議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、積極的に提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。この場合において採択した案件については、責任を持って実現に努めるものとする。7、議会は、議会報告会を年1回以上開催し、町民との相互理解を図るものとするとあります。

確かに、地方行政の果たす役割は大きくなっているところではありますが、情報通信や交通手段の格段の進歩、また情報公開条例や先ほど述べた議会基本条例などに象徴されるように、町民の方々の町政参加の機会はふえており、今回の削減案に伴う弊害はほとんどないと判断しています。議員1人当たりにかかる1年間の経費は約380万円、4人で約1,520万円であり、4年間で6,000万円以上の削減になります。そして、行財政改革を進める中で、東吾妻町議会として従来にも増して重要な役割を果たしつつ精力的な活動を行い、率先して模範となり、18人から4人削減の定数14名にするべき時期に至ったと確信しております。

また、町当局側の行財政改革に関する骨格も近いうちにまとめられるようではありますが、議会は議会として思い切った改革を断行し、議会本来の役割は何であるのか、議員活動を支

えるための仕組みはどうであるべきか、町民に対して議会はわかりやすいものであるのか、常に真摯な議論がこれからも必要であると考えておることを申し添え、説明といたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　そこでお待ちください。

説明が終わりました。

質疑を行います。

6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君）　議員にお伺いしますが、この当然議員削減の問題は、我々がこの4年間任期をいただいてこの議場に通う中で、選挙が終わった1年の間に議員定数を18から2人削減しようというふうなことで、当時も当然1名から最高で4名、5名というようないろんな提案があった中で、皆さんと協議した上で2人削減をしようというふうに内容を変えてあるわけですね。なおかつここへ来て、来年度、新年度になりまして、新年度の統一地方選があるわけですがけれども、やはり議会活動をこの4年間、皆さんなさってみて、当然与えられた職務のほかに充て職があるわけです。そういうものが議員削減になった上で、また来シーズン新たに議員を目指して出る人が、当然この充て職がかなりふえてくると思うんです。そういうものが問題として出されたのかどうか伺いたいと思うんですが。

○議長（一場明夫君）　竹淵議員。

○2番（竹淵博行君）　浦野議員からの質問にお答えしたいと思いますけれども、充て職等についての考えというものは特にございませぬ。ただし、この議案を提出するに当たり、私なりに十分に検討した結果、きょうこのように出させていただいておるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君）　6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君）　実際皆さん、この委員会はこぞって、すべての参加した委員さんは賛成だというふうに署名をしていますから、当然全会一致でこの発議に対しては賛成だというふうな方向性は示されておりますけれども、やはり東吾妻町の財政状況が厳しい中でも、どこの市町村も当然財政が厳しい状況の中で議員削減には取り組んでいますけれども、やはり減らすばかりはどうかという意見も、私はちょっと言わせてもらいたいと思うんですけれども。

○議長（一場明夫君）　それは意見でよろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 結構です。

ほかにございますか。

3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 今、竹淵議員が議会基本条例のことをとうとうと述べておられましたけれども、第14条に議員の定数は別に定めるという項目がありまして、2として、議員定数は町政の現状と課題及び将来予測を十分に考慮し、必要に応じ参考人制度や公聴人制度を利用して定めるとなっております。今回提案なされたということは、この参考人制度や公聴人制度を必要ないときと判断なさって提案されていると思うんですけども、その根拠をちょっとお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） お答えになるかどうかわかりませんが、必要に応じというような、ある意味原則的なものでございますし、先ほど私も説明させていただきましたけれども、今回提案させていただいた議案について、十分に私なりに精査、研究、考えたものでございます。そういったものであるということで、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） その点に関してはもうこれ以上追及しても仕方がないと思いますので、別の角度というか、もう一点だけなんですけれども、行財政改革推進特別委員会の中でも前回、合併して、その年の12月議会ですか。今の議長が行財政改革推進特別委員会の委員長をなさっていて、そこで別の議員が提案して18人に議員を削減するという、そのときはすみません、もう5年前の話なんで、すみません。5年前の話を今させてもらっていますけれども、そのときは、賛成議員として行財政改革推進特別委員会の委員長である一場議員が、行財政改革推進特別委員会でも18人にするんだと、そういう方向が出ているというような趣旨の賛成討論をなさっております。今回、行財政改革推進特別委員会では、きょうの本会議において各委員が判断すればいいんじゃないかという結論になったんですけども、委員会としては今までずっと何度もこの議員定数に関して研究、調査してまいりましたけれども、16人に一昨年12月議会でなった。それを受けておおむね16人でやればいいんじゃないかというのが基本的には委員会の方向性だったと。私はその委員会の中において、そう感じているわけなんですけれども、その辺に関しては、行財政改革推進特別委員会の意向みたいなことは、提案者は聞いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 先ほど趣旨説明をさせていただいた中で、当然ながら行財政改革推進特別委員会の今まで進めてこられた経緯に若干触れさせていただきました。そういったものを踏まえて、ことし6月には議会基本条例というものが制定されたということで、またそれも説明をさせていただきました。そういった中で、議会は議会として、やはり口では行財政改革ということを簡単に、私もそうですけれども、述べているところはありますけれども、やはり議会から率先して、模範となってやるべきだというような趣旨を説明させていただいたつもりでございます。ぜひそういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 14人になりますと、委員会構成という部分についてはどのような考えを、3つにするとちょっと人数が少ないかなということもあります。どんな考えでいるのか、お考えをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 私なりにお答えさせていただきたいと思いますが、これは、定数が仮に16であっても、その辺は再度議会側として研究しなければいけないというふうに思っておりますので、14名になったとしても同じように議会として再度委員会構成を考えなければいけない。同じことだと私は判断をいたします。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 特に考え方とするとどうも2つかなという、2つぐらいじゃないと随分負担が大きくなるし、責任も重くなるかなという部分があるんですけども、そうは考えませんでしたか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） そのとおりだと思います。ですから、先ほども申し上げましたけれども、従来に増して重要な役割を果たしつつ精力的な活動を行い、率先して模範となるというふうに説明をさせていただいたつもりでございます。ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そうしますと、負担が重くなるということは、報酬のほうも考えなくてはならないかなと私は考えているんですけども、先ほどの試算では現状の議員報酬で行くという考え方なんだと思いますけれども、その点についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 今回については、報酬については触れていませんので、ぜひその辺はご理解いただいた中で、あえて発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、あえて言わせていただければ、この報酬面につきましても行財政改革推進特別委員会に付託しております。そういった中で、ぜひ協議、議論をしていただけて進めていただければありがたいなというふうに思いますし、またそういった結果が出たとしても、私みたいな議員発議をされる議員がおられれば、またこのような形で議論が進むではなかろうかなというふうに思いますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 先ほどの趣旨説明ですと、削減の効果ということで、直接の経費を削減できるという話がありました。削減のデメリットは何だと考えていますか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 私は、今の段階では特にないというふうに判断しています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうですか。

では、削減をしなかったときのデメリットというのは何ですか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） それを説明する理由はないと私は判断します。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 定数が18であれ16であれ、弊害があるから14にするということに、基本的にはそういう解釈になるんだと思います。ただ単に2名の削減で何百万円かの経費が削減できる。だからというのは、先日来、町長が給与の削減という話で姿勢を示すんだ。示しただけで中身が全然ついてこない。どこも変わらなくなる可能性がある。要は中身なんですよ。これだけの管理職を相手に、自分たちも一生懸命勉強するけれども、やっぱり得手不得手がある。理系に強い人、文系に強い人、体育系に強い人、芸術系に強い人、多くの人が集まり、いろいろ論議をして一つのものが形づくられる。できたら多ければ多いほうがいいんだと思いますよ。でもそうはいかないからある程度適正規模ということになります。

それで伺います。

多いデメリットはどこですか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） メリット、デメリットというような議論は、ここでは私はしたくないとは思いますが、先ほどの質問の中で、弊害があるから削減するんではなかろうかなというような質問もございましたけれども、弊害があるから削減するんではございません。基本的には、先ほどの町の情勢、そういったものも関係してくるわけでありましてけれども、具体的に先ほど、4人削減すれば6,000万円以上のやはり経費削減になると。こういったものをやはり子供たちのため、そして福祉のために有効に使うべきだというふうに私は判断したから提案させていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） では伺います。

自治法は地方自治体に議会を必須のものとはしていない。議会そのものがなくても回っていく。これが理想だと思いますけれども、そういう道を選ぶ前提で定数が漸次削減という形になりますか。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） その点につきましては、答える必要はないというふうに私は判断いたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

提案者は自席へお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

ちょっとお待ちください。賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 反対討論ですか。

賛成討論の方はいますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） それでは、3番、金澤議員、反対討論をお願いいたします。

(3番 金澤 敏君 登壇)

○3番(金澤 敏君) それでは、議員定数削減案に対して、反対討論を行わせていただきます。

昨今、二元代表制に対して乱暴に批判する論議が横行しております。その流れでこの議員定数削減案が提出されたのなら、実に残念なことです。自治体行政は、住民の自治力、町の自治力、議会の自治力といった力の正三角形が肝要だと言われております。特に住民に身近な町村の自治体行政には、多様で身近な要求が寄せられます。それらの要求を自治体政策に反映させるためには、多様な利益を代表する多様な議員を通じての熟議が不可欠です。そして、議論は議会だけに任せるのではなく、議会は住民に議論過程を公開し、透明化し、住民が自主的に議論に参加できる衆議自治のシステムの構築が不可欠です。これこそ憲法が求める地方自治の意思決定システムの実現です。

このことに関しては、ここ数年、総務常任委員会で調査研究を行い、議論されてきました。そして、ついにその精神の具体化である議会基本条例が県下で初めて制定となったのは周知のとおりであります。この10月1日から施行され、間もなく、これから開かれた議会としてその力を発揮し、住民と新たな東吾妻町議会をつくるという時点で、多様な住民の意見や意思の繁栄を切り捨ててしまう議員定数削減がまず初めに提案されたということは、議会基本条例の精神を踏みにじってしまう行為だと考えます。

なお、基本条例の第14条でも、議員の定数に関しては町政の現状と課題及び将来予想を十分に考慮し、必要に応じて参考人制度や公聴人制度を利用して定めるとしてはいますが、議員定数の問題は、多様な民意を反映するための衆議政治の核心にかかわる重要問題です。参考人制度や公聴人制度を利用することを必要ないとした判断は、議員の立場を優越的に考えているとしか思えません。

多くの自治体において、住民をおろそかにした自治体行政や、議会も長に対してチェック機能を発揮せずに翼賛体制機関に墮落してしまっている姿に、住民は大きな閉塞感を持っています。それをもって議会無用論や極端な議員定数削減論があることは知っております。しかし、この論がまかり通れば、これこそ憲法が求めている地方自治の本旨、地方自治の理念なるものを壊すものになってしまうのではないのでしょうか。議員がその職責を認識し行動するならば、そのような論が出てくることなどなかったことです。

提案者は、財政健全化の点から削減案を提案なさったということですが、このままそのような理由が特別職の報酬、議員の報酬、そして職員の給与の削減、すべてが削減の方向にい

ってしまう負のスパイラルとなって、町も職員も議会も、全体が委縮し、元気で活力のある町の建設など不可能になるのではないかと危惧しております。

最後に、当町は5年前に町村合併し、行政地域も大変広くなりました。住民の声を聞き、その声を町政に吸い上げ、反映していく。そのためにも現在の議員の定数を減らすことは、私は認められません。

以上の理由により、議員定数削減案には反対いたします。

○議長（一場明夫君） ほかに賛成討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 反対討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお待ちください。

2番、4番、5番起立、8番、10番、11番起立、14番から18番起立。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

着席ください。

---

#### ◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第20、町政一般質問を行います。

---

#### ◇ 加 部 浩 君

○議長（一場明夫君） 15番議員、加部浩議員。

（15番 加部 浩君 登壇）

○15番（加部 浩君） お時間をいただきまして、質問をさせていただきます。

前半は町長に、就任して8カ月が経過しましたが、これまでの執行状況と今後の執行方法をお聞きしたいと思います。後半は教育長に、学校統合を含む教育行政についてお尋ねしたいと思います。限られた時間でございますので、回答については、抽象的なことでなく、わかりやすく、かつ町民にも理解が得られるように具体的かつわかりやすく詳細な回答をしていただきたいと思います。

最初に、町長にお尋ねいたします。

さきに申し上げましたが、町長就任以来、はや8カ月が経過いたしました。そこで、現在の心境を、執行者として感想をお尋ねいたします。

次に、執行者として就任前に思っていた行政執行方法、役場のあるべき姿、議会对策、職員対策等の考え方を、執行者となった現在とで相違点があるかないか。また、新たに感じたことがありましたらお聞かせください。そして、相違点がありましたら、その対策も聞かせてください。

次に、選挙に当選したときに、多分当町長は、よしやろうと思ったと思います。そのことが何であったかと思いますが、今までに経過途上を含めて思っていることができているか、できていないかをお尋ねいたします。また、できていることは何であるか。具体的かつ詳細にお聞かせください。また、できていないことは何であるか、これも具体的にお聞かせください。そして、できない原因とそれらの対策もお尋ねいたします。

次に、全国各地の自治体の長が悩んでいる収入の確保についてはどのような考えでいるか、その努力をどのようにしているか、お尋ねいたします。これも具体的かつ詳細にお願いいたします。

次に、重複するかもしれませんが、現在一番難しいこと、これは難しいなと思っていることは何だと思っていますか。それをどのようにして行おうとしているかもお尋ねいたします。

次に、選挙戦で掲げておりました行財政改革への考え方をお尋ねいたします。

現在までに行われたこと、まだ行われていないことをどのように考えているか。また、何件か例を挙げてお答えをしてください。そして、この町をどのような方向に持っていかようとしているのか、お尋ねをいたします。

現在までの行政執行を見ていると、その方向性がなかなか見えてきません。執行者としてよく言われることは、就任1年目が一番大切であると言われていています。少し様子を見てとよく言われておるようですけれども、そういうことは、そういう時期はもう過ぎているのでは

ないでしょうか。町民の期待を受けて就任したときを忘れず、もうそろそろ中澤カラーを出してもいいのではないのでしょうか。

次に、来年度予算案の現時点での考え方をお尋ねいたします。

就任以来初めての中澤町政をあらわせる予算案になるわけですが、考え方として、その予算案は積極性予算であるか、または消極性の予算なのかお聞かせください。また、どちらにしても、その理由もお聞かせください。また、予算案を作成するに当たり、一番力を入れてみたいと思っているのは何であるか。全部が大切であると言われるでしょうが、それでは何の変哲もない予算になってしまいます。町長自身、これを力を入れて執行したいと思うことがあると思います。それを二、三の例を出してお聞かせください。

また、当町は東西に長い地形となっております。そこで、町の中心から遠い、いわゆる過疎地域に対する考え方をお聞かせください。今まではどうしてもこの地域には薄い予算となっているようであります。いつも後回しにされているのがその地域の住民です。これらの施策をお尋ねいたします。また、これら北西部に対する雪害対策をどう考えておられるか。この件は常に言っておりますが、いまだにはっきりした施策はなされておられません。高齢化が進んでいる現在、特に除雪には苦勞しております。行政指導による対策をはっきりと出してもらいたいと思います。

次に、学校統合関係と幼保一元化関係に対する予算の考え方もお尋ねいたします。

特に幼保一元化及び学童保育施設については、選挙公約にも入っております。これらの考え方をお聞かせください。

次に、補助金関係の考え方をお尋ねいたします。

各種補助金が出されておりますが、以前から継続して出されているからとして、現在も執行しているのが複数件見受けられます。精査すればもっと実用的な執行ができると思いますが、これらの考え方、執行方をお聞かせください。

また、青少年対策と若者流出防止対策をどのように考えているか、お尋ねいたします。これらも平素から常々投げかけておりますが、いまだかつて何ら対策がなされておられません。町の将来に対して非常に大切なことと私は位置づけておりますが、予算的に見てどう考えているかお聞きいたします。できれば例を挙げて具体的な考えをお聞かせください。

次に、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定参加の考え方をお尋ねいたします。

これも毎日のように新聞、テレビをにぎわしていることです。当議会にも参加反対の陳情が提出されております。当町の農業経営及び環境を考えた場合は、非常に厳しい状況に置か

れるものと推察されますが、これらに対する町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。

まずは学校統合関係と幼保一元化計画関係ですが、前段の予算関係で町長にお尋ねしておりますが、担当責任者としてお尋ねをいたします。

学校統合関係は、どうしても避けては通れないことと思われます。中学校については統合審議会を設置する方向となっているが、それがどこまで進んでいるか、またいつごろまでに答申を出してもらうのかをお尋ねいたします。また、審議会メンバーの人選もあわせてお尋ねをいたします。

また、小学校及び幼稚園についての考え方もお聞かせください。これについてはいろいろな声がありましようが、それとは別に教育長自身の考えを聞かせてください。

さまざまな意見によってということはだれにもできます。そういうことが過去の執行部の考えであったので、全く前進できなかったものと思われます。また、幼保一元化と学童保育については、前回の回答からいけば、現町執行部、教育委員会は後退している嫌いが見受けられますので、その辺を踏まえてご回答をお願いします。

次に、毎日、新聞、テレビをにぎわせておりますいじめ対策についてお尋ねいたします。

群馬県内でも桐生市で大変痛ましい事件が発生していることはだれしもが知っていることです。以前にもお尋ねいたしましたが、当町内でのいじめについて、現在までにいまだ対策は残念ながら講じられていないようです。この辺がどうなっているかお尋ねいたします。

以前にも話した該当者、生徒本人が勇気を出して担任の先生に相談したら、担任の先生いわく、友達と一緒に遊んでちょうだいと言ってみたらどうかと言われたそうです。当人にしてみれば、そんな仲間の空気の中で、子供がそんなことが言えますか。大人だって難しいですよ。その程度の教育委員会の指導なのか。当人の身にもなってください。また、今この現在、この時間でも小さな胸を痛めていることを考えてください。私は、当人に県のいじめ対策室の活用を進めておりますが、当人親子は表面化することを非常に恐れています。そのほかにも当町内にはいじめがあるのではないかと思われます。犯人捜しをするのではなくて、全体的な施策が喫緊に必要と思われます。今までの対策はどうなっていたのか、また今後の対策をどのように考えているのか。具体的かつ詳細にお聞かせください。

次に、来年度教育予算案はどのような考えで編成しようとしているか、教育長の考えをできれば詳細にお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、町長と教育長にお尋ねをいたします。

終わります。

○議長（一場明夫君） 答弁をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 加部議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、現在の感想でございますけれども、4月23日に就任以来、東吾妻町町長として務めてまいりましたが、この間、県内各地域の先輩町村長と交流する機会があり、お話をいたしました。各町村ともにそれぞれの課題が山積しており、町村長の皆さん、奮闘していることを感じました。私といたしましても、今後も議員の皆様のご協力をいただき、職員と一丸となって努めてまいりたいと考えております。

就任以前と現在の感じ方でございますけれども、自分の考えていることが実現するまで相当の手續と時間が必要だということ。そして議員の方々が町の発展を真剣に考え行動しておられることを改めて感じております。

私が思っていたことができているかということにつきましては、現在実現に向けて進行中だという状況だと思います。前にも申しましたように、何事も一朝一夕に実現できるものではありません。子育て支援事業等につきましても、議会の皆様のご理解をいただきながら推進をしてみたいと考えております。

収入の確保につきましては、自主財源の大きな柱であります町税につきまして、課税客体の正確な把握、適正課税を図り、納税に対する意識啓発に努めるとともに、収税部門を充実し、滞納者に対して適切な納税相談を行い、滞納整理、処分等を適正に実施し、収納率の向上を図っております。また、現在売却が図られていない公有財産につきましては、売却を主として実施をしております。

一番難しいと感じていることは、議会の皆様と執行部や職員との一体感ある体制の構築がおくれているというふうに思われます。これからも焦ることなく、その方向性を損なうことなく努力をしてみたいと考えております。

行財政改革につきましては、東吾妻町行政改革大綱に基づく集中改革プランにより、平成18年度から21年度までをスパンに取り組み、何件か未実施になっているものがあります。何件か例を挙げてということなので、まず、中学校の統合でございますが、今後も継続して統合に向けて検討していきます。

認定こども園の設置につきましては、国において幼稚園、保育所一元化の動きが出ており

ますので、この進捗状況を見ながら検討をしていきたいと思っております。

指定管理者制度の活用につきましては、平成22年度から榛名吾妻荘を実施いたしました。23年度には桔梗館を実施し、今後も随時公共施設のあり方検討会を活用して検討してまいりたいと考えております。今後とも民間力を大いに活用し、明るく元気な町づくりをしてまいりたいと思っております。

来年度の予算編成についてですが、さきにお示しした23年度の予算編成方針にもありますように、総合計画に掲げた事業を着実に推進するため、実施計画に基づいた予算を編成することが基本と考えております。23年度予算につきましては、23年度から25年度の3カ年の実施計画に基づいての予算編成を指示したところであります。まずは町の責任として、総合計画に基づいた予算編成方針とそれに見合う予算規模をお示しし、その後、議会のご指摘等があれば、変えるべきところは変えていくという考えでおります。また、予算編成につきましては、重点施策の事業効果が最大限発揮できるような配分を行うとともに、他の事業については費用対効果を考える中で事業を厳選し、コスト削減を行いながら財政事情を考えた予算にする考えでございます。

町中心から離れている地域に対する考え方ですが、先ほどの予算編成でも申し上げたとおりでありまして、重点施策の事業効果が最大限発揮できるような配分を行うとともに、他の事業については費用対効果を考える中で事業を厳選いたしますが、今後につきましても、各地域の特色を生かした地域活性化対策となるよう事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、除雪対策でございますが、現在町内の道路の除雪については1、2級町道の主に生活道となっている路線について、約78キロメートル区間を直営作業でグレーダー1台による除雪と4トンダンプの運転作業委託による除雪作業を実施しており、これ以外に町内の建設業者等9社へ作業委託をお願いしております。またその他の町道で生活道に係る部分については、各地区ごとに除雪機械を所有している方や町で加工した軽トラックでけん引する機械を支給し、作業をお願いし、町で機械使用料の補助を実施し、対応しております。しかし、町道延長は650キロメートルを超え、道路幅員が狭く、機械が入れない箇所、あるいは集落内の細かな道路や県道及び国道のつけかえに伴う町道への変更とされた部分の除雪については対応し切れていない状況にあります。このように、町といたしましても、幹線道路以外については除雪の対応が難しい状況にありますので、できるだけ集落内等の道路につきましては、地元行政区のご協力をいただきたいと思いますと思っております。

学校統合、幼保一元化、学童保育施設関連の予算措置でございますが、学校統合につきましては、12月に新たに町村合併後の統合審議会を立ち上げますので、当面はその委員報酬とお茶代程度だと考えております。

幼保一元化につきましては、国の所管省庁が違い、制度も大幅に異なることから、国の動向を見ながらの検討にならざるを得ないと考えております。町独自の予算は、当面ないと思っております。

学童保育については、現在東地区と太田地区の2地区で学童保育を実施しております。原町、岩島、坂上地区の小学校1年生から3年生を対象にしたアンケート調査、これは2007年に実施をしておりますけれども、これによりますと、学童保育を希望する保護者が少なかった現状がございますので、今後も保護者の要望等を勘案しつつ、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、補助金の考え方でございますが、町補助金等審査委員会の平成21年答申書の趣旨を踏まえ、予算計上しております。ご指摘のとおり、継続的な補助金もございますが、事業実績の確認を行い、繰越金等の額に応じて翌年度の補助金を決定しております。

青少年対策、若者流出対策の考え方ですが、青少年対策については、青少年を取り巻く社会問題として全国的にインターネットや携帯電話にまつわる人権侵害や事件、事故が報告されております。現在の子供たちは危険性が認知されている出会い系サイトからゲーム端末やプロフ、掲示板といった双方向コミュニケーションサイトに自分のプロフィールの登録などが求められることが多く、安易に個人情報を流すことにより、トラブルに巻き込まれるケースが多発しております。このような事態をかんがみ、本年7月には、教育委員会から小中学生の保護者に対して、小学校及び中学校の児童生徒に携帯電話を持たせないようにしようとの通知文を出し、改めて注意喚起の協力を依頼いたしました。今後も引き続き広報、啓発を一層充実できるよう予算措置をし、町全体の取り組みとして青少年の健全育成に力を注ぎたいと考えております。

また、若者流出防止対策の考え方ですが、議員も御存じのとおり、若者などの就業機会が景気低迷等により大幅に減少しております。町といたしましても、企業立地の促進、支援として、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、既存産業とあわせ、町内に進出する企業への支援策を推進してまいります。現在、町では定住促進を図るため、勤労者住宅建設資金利子補給事業を行っております。町内に住宅を新築した勤労者に対し、建設資金の借入金利子の一部を補助する制度でございます。また、町内の建築業者に依頼し、住宅の新築、

改修を行った住宅所有者に対し、20万円を上限とし補助する住宅新築・改修等補助事業を今年度から実施をしております。

また、保護者が安心して就労できるよう、子育て支援を実施しております。4カ所の保育所、2カ所の学童保育所を開設しており、それぞれが特色ある保育を行っております。平成21年8月からは、福祉センターの一部を利用し、子育て家庭の親子が気楽に交流できる場所として、地域子育て支援拠点事業を実施しております。利用料金は無料でございます。子供の医療費の無料化につきましては、平成18年7月から、中学3年生までの児童生徒に対し実施をしております。

今後も若者流出防止対策を実施することにより、定住促進が図られるよう事業を実施してまいりたいと考えております。

終わりに、T P Pへの考え方でございますけれども、12月1日に全国町村長大会が東京で開催され、T P P、環太平洋戦略的経済連携協定の参加に対し、全会一致で反対をする決議を行いました。それというのも、もしT P P参加ということになれば、我が国農業に重大な影響を与えると試算されているからであります。幾つかの試算があるようですが、農林水産省の示したものは、我が国全体で4兆1,000億円の農産物の生産額が減少するとされております。本町の特産品のコンニャクや米、豚肉などの畜産品、果実、花なども例外ではありません。このことから、町といたしましても、J Aや農業団体と連携を図りながらT P P参加阻止に向けて取り組みをしていく考えでおります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 続いて、教育長の答弁を願います。

教育長。

（教育長 高橋啓一君 登壇）

○教育長（高橋啓一君） 最初の学校統合審議会設立はどこまで進んでいるかという質問でございますが、統合審議会の開催につきましては、第1回目を今月の22日午後7時より予定をしております。答申につきましては、審議の進行状況にもよりますが、年度末までには答申がいただけるようお願いしていきたいというふうに考えております。

なお、審議会の委員につきましては、統合問題審議会条例に定められておりますが、文教厚生常任委員さんの議員さん6名、それと教育委員を5名、学校長が10名、それと幼稚園の代表園長を1名、P T Aの幼、小、中の会長さんを15名、それと学識経験者といたしまして、各地区の区長会長さんを5名、合計で42名を予定し、この案件につきましては、教育委員会

のほうでも承認をいただいております。

それと、小学校、幼稚園の統合を含む考え方でございますが、幼稚園及び小学校の園児、児童につきましては、御存じのように減少している現状でございます。幼稚園、小学校は地域住民が学校支援活動に参画することで住民と児童、園児、教員、地域住民同士の交流が行われ、幼稚園、小学校を核とした地域の活性化が図られるという効果もあると思っておりますので、地域の意向等を考慮しながら、これから検討をしていきたいというふうに考えております。

幼保一元化と学童保育所設置の考え方でございますが、幼保一元化についてですが、子供の成長を促すこととともに、保護者の就労への要望にこたえる形の一つとして、岩島幼稚園、坂上幼稚園で預かり保育の試行を実施しているところであります。預かり時間の問題や根拠法の違い、保護者の違い、設備、資格、多くの問題を抱えているのが現状でございます。また、学童保育につきましては、平成19年の原町、岩島、坂上地区の低学年を対象に行ったアンケート調査によりますと、学童保育を希望する保護者が少なかったという過去には現状もでございます。今後、国の動向や保護者の意向などを伺いながら、また保育部局とも協議しながら、鋭意検討を進めたいと考えております。

いじめ対策はどうなっているかでございますが、いじめの問題につきましては、平成18年度にいじめの定義を、子供が一定の人間関係のある者から心理的・物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと見直されました。さらに、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うとしております。これを受け、教育委員会といたしましては、いじめ問題対策マニュアルの作成を現在進めているところでございます。

なお、県教育委員会により10月に実施いたしました緊急アンケート調査結果によりますと、県下では2,272件の認知件数があり、うち70.9%に当たる1,611件が解消したとなっております。

次に、来年度教育予算編成案についての現段階の考え方でございますが、来年度の予算編成方針につきましては、町の方針に基づき、町の教育行政方針を達成するための予算編成を進めたいと考えております。特に、学校教育につきましては子供たちが安心して学べる環境づくり、社会教育につきましては生涯学習、生涯スポーツなど、生きがいの持てる授業や施設整備を進めたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 加部議員の質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後2

時25分とします。

(午後 2時15分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします

(午後 2時25分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私も長々しましたけれども、長々のご回答、ありがとうございました。

ただ、今総合的に私はずっとこう答えを見ましたけれども、回答として私が共鳴できる訴えられたもの、なかなか耳に入らないんです。なぜかという、町長、教育長両方とも、自分の考えがなかなかないんですね。恐らくこれはね、私も原稿を読ませてもらいました、きょうはだよ。きょうは読ませてもらいました。ただ、どなたかわかりませんがつくった原稿を読んだんじゃないかなという考えが感じられます。そういうことのないように、今後はぜひ我々議員に共感を与えるような回答をいただきたいと、それをまずもって言っておきます。

個々に入っていきますけれども、時間がないので、町長が実施してきてまだできていないこと、これ一番やろうと思ったことは教育費の無料化を提案してきました。

(発言する者あり)

○15番（加部 浩君） じゃなかった、給食費。多分これ出てくると思ったんです。だからあえてこの給食費の問題はどうしたんだということは言わなかった。一番選挙でも訴えてきた給食費の無料化、提案したけれども議会で否決された。その後、町長はこの件についてどんな考えでいるかお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、先ほどの答弁の中では、子育て支援事業の中に含まれておる項目でございます。給食費無料化については、一度否決をされましたけれど

も、今後も皆様のご理解を得ながら実施に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これは、いつごろ再提案をして、いつごろからやりたいと思っておりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そう遠からず行いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そう遠からずというと、今月中に、私極端ですから、今月中に臨時会を開いて提案をするということによろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今月といいますと、もうクリスマスプレゼントの時期ですけれども、そこまではちょっと早めてやるということにはできないと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 多分3月に提案をして4月からというもくろみだと思いますけれども、そういうことによろしいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それも一つの選択肢だと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長は4月の下旬に就任をしてここまでつき合ってきて一番感じているのは、菅総理じゃないですけども、その決断力。その辺が今の中澤町長には少し足りないかなと思える嫌いが出てきているんですよ。ですから、ここまで私が言っているんですから、それも一つの手段だというんじゃないで、そのようなことも検討しておりますでいいんじゃないですかね。これはそれとしていいです。

時間がないですから、教育長にちょっとまた振ります。

学童保育ですね。前茂木町政のときには、坂上、岩島、原町に設置をしようというところまで来たんですよ。しかし、文教厚生常任委員会でそれをとめたという嫌いがあるんです。いや、これは今の枠組みじゃないですよ。私は今総務にいますけれども、文教にいたとき、私が委員長をしていましたから一番よく知っているんです。その辺のところがあったんですよ。ですから、前の教育委員会とは大分後退をしているなど、私はあの前で原稿を読ませてもらったと思うんですけども、そういうことを言ったんです。その辺のところはどうです

か。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 学童保育の部分につきましては、以前文教厚生常任委員会のほうで視察をし、見てきたという経緯は存じております。その中で、行ってきた範囲の中では、余り効果というか、難しいというか、余り肯定的な意見ではなかったというようなお話を聞いてございます。ただ、学童保育につきましては、保健福祉課の部局で現在行ってございまして、教育委員会の低学年の、1年から3年ぐらいの方が学童保育は行かれるというのが現状でございますので、私どものほうもかかわりはございますが、いずれにしても、関係部局のほうとも調整をしながら、また、とったアンケートにつきましても以前のものでございますので、現在の状況がどうかというのもございます。その辺の部分の実態調査というか、アンケート調査といえますか、その辺等も行いながら検討を進めていくような形にしたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 非常に後退をしたなということがまたわかってきたわけなんですけれども、それはそれとしてもう一つ、いじめの問題ですね。これは東吾妻町教育委員会としては、現場に何かマニュアル等と、今何かつくっているような感じを受けましたけれども、指導はしているんですか、していないんですか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） いじめの問題につきましては、やはり群馬で起きたと。非常に身近な問題でございまして、県の教育委員会のほうでも非常に重大に受けとめて、1人の方が亡くなったという事実がございますので、この辺を重大に受けとめてございます。校長会でも、やはり生徒の変化等に気づくというようなことで、担任はもとよりいろんな学校全体として生徒の変化等をよく注視するよにということでの指導は行っております。

町のほうでも若干のいじめといえますか、ちょっと問題行動というものもございますが、そういう学校に対しては特に担任、学年主任なり、また教頭、校長と養護の教員も含める形で、学校全体で注視をして、子供の変化に特に気をつけていただきたいということの指導は行っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その辺のところなんですけれども、以前にも私、教育長、町長には申し上げたと思うんです、こういう実証があるよと。それでその後、当たっていますと、学

校にも変化がないし、教室にも変化がない。友達同士でも変化がないと。変化がないというのは、いじめは継続しているということなんですよ。何もしていないということなんです。だから先ほど言ったとおり、思い切ってそう言ってみなさいと、お母さんを通じて担任の先生に言ってごらんといったらなかなか言えなくて、勇気を奮って言ったんですよ。言ったらああいうことだった。だから、その辺でいいのかどうか。本当に我々と違うんですよ、あの小さい心を痛めて今も悩んでいるんですよ、子供が。その辺のところを教育長、どう考えていますか。もう少し真剣に考えてもらいたい。本当に桐生の二の舞になるかもしれないんですよ、脅かしじゃなくて。私がここまで言っているんですから、もうちょっと突っ込んで何とかしてもらえませんか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） いじめの問題につきましては、先ほども申しましたとおり、やはり継続的に、特に子供の変化等に気をつけていただくと。また、学校によってはクラスでいじめがあったかないかというようなアンケートをとりながら、学校の担任のほうでもそういうことに対してあるないの状況把握等は行ってございます。ただ、それに対して基本的に学校全体の問題としての対策等をとっていくということで、各学校でもとってございます。

いずれにしても、ある意味非常にわかりづらいという部分も現在ございます。先生の前でいじめを行うというようなことはございません。どちらかというといないところでいじめるというようなことでございますので、状況把握が非常に難しい。ただ、やはりいじめられたほうについては、ある程度の態度の変化というものが必ずあるということでございますので、特にその辺を、くどいようでございますが、特に注視をして、学校全体で取り組んでいただくようにという指導を行っている状況でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 多分この問題で私の質問は終わってしまうと思いますけれども、今、教育長が言われたとおり、先生のいる前ではないんですよ。先生のいないところで、遊んでいる友達を全部引き上げさせられてしまうんですよ。1人ぼっちになってしまうんですよ。それで、先生のいないときには遊べないから1人で図書室で本を読んでいると。そういう毎日なんです。その子の身になってみてくださいよ。ちょっと詰まりまして、言えなくなってしまうませんでした。

そのような状況下を、こんなね全体的で何とかやる。全体的にやらなくてはならないんですけれども、そんなのんびりなことをしていたんでは、困る。先生はね、見ていれば必ずわ

かと思うんです。みんなが庭で遊んでいるときに図書室で1人で本を読んでいる。そんなことが、先生がまたおかしいんですよ。それで私が行って校長先生に聞けば、私のところはみんないい生徒でそんな人はないですよと言うんですよ、それははっきり。それで友達同士でいって、先生のいないときはおまえの母ちゃんはクマだ、ゴリラだ、言われているんですよ。ここまで言ってわからないはずはないですよ、教育委員会だって。ちゃんと調査をして何とか助けてやってくださいよ。友達一人いればいいんですよ、一人いれば。ぜひこの辺のところ、お願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 加部議員の予定された時間は過ぎましたので、最後に答弁をお願いいたします。

教育長。

○教育長（高橋啓一君） 非常にいじめの問題につきましてはさまざまな形態がございます。そういう個別な部分につきましては、もし知っている部分がございますれば情報提供していただき、そういう個別な部分につきましては、教育委員会としても調査をしながら改善をしていくということでございますので、もし情報提供ができるようでしたら情報提供をお願いしながら、改善に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で加部浩議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 佐 藤 利 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて、14番議員、佐藤利一議員。

14番、佐藤議員。

（14番 佐藤利一君 登壇）

○14番（佐藤利一君） 議長の許可をいただきましたので、町長に、合併後もう5年にもなっておりますので、東吾妻町公民館条例と地域自治会館についてということで質問させていただきます。

東吾妻町公民館条例第3条の東公民館分館のあり方の問題点。

旧東村における分館建設の一例を申し上げますと、新巻地区では、新巻分館建設に当たり、当時の区長を中心にして、小学校新築時に古い校舎を村より払い下げを受け、区民の寄附により土地等を取得し、1年をかけて昭和31年12月に落成させた施設であります。区民の、

区民による、区民のための、まさに民主主義の自治の本質に基づいてつくられた施設であり、他の旧東地区の分館も、似たような推移で形づくられてきたと思われまゝ。したがって、本来各分館は区民以外のだれからも干渉されることのない区所有の施設であるべきです。

ところが、平成18年3月27日の合併以降は、箱島公民館の土地を除いて、東地区の分館集会所の土地建物は町の所有となってしまっています。平成18年の合併以降、旧吾妻地区の各分館は、東吾妻町公民館条例によって東公民館の分館として位置づけられています。公民館及びその分館の法的根拠は社会教育法第20条に求められ、現在各分館は市町村が設置し、東吾妻町教育委員会が管理する公的施設となっております。したがって、各分館の土地、建物の所有が町に帰属しているのは当然と言えるかもしれません。それでも、箱島分館の土地は個人所有という矛盾はありますが、各分館施設は東吾妻町公民館条例によって町が設置し、管理していることになっているわけですから、それにかかわる運営費は町が全面的に負担する必要があると思います。ところが、平成19年町議会第4回定例会において、私が行った一般質問では、分館運営に当たる助成金について、19年度は18年度の2分の1、20年度は18年度の4分の1、21年度以降は廃止との回答を得ております。これでは公的施設を設置、運営している町の義務を十分果たしていないことになります。

既に合併をして5年が過ぎようとしています。このまま現公民館条例に従っていくなれば、旧東地区の各分館及び集会所は、町の社会教育施設の一環として、当然町が運営を全面的に負担し、箱島分館の個人所有の土地も早急に町所有にするよう対応すべきであると考えられることもできます。一方、各分館及び集会所を各区の自治会館と位置づけた場合、各分館は社会教育のための施設でなく、各区の自治のための施設と扱われるべきであって、自治のための各会館の運営費は区自身で賄い、その施設の所有は当然区に帰属すべきものと考えられます。旧吾妻町における各区の会館はこの形に近い形態をとられていると思われまゝ。明治時代以降の行政区は歴史的な自治区の上に築かれてきたものであり、本来各区の施設は自治のための施設として扱うのが妥当かもしれません。

この点について、合併に関する協議期間が余りにも短かったために、十分協議がなされないうまに今日に至っていると思われまゝ。既に合併して5年目となり、問題点のある分館及び集会所のあり方の見直しをするべき時期に来ていると思います。そこで、東地区の分館及び集会所は地域自治の施設と位置づけ、社会教育施設である公民館の分館とは切り離し、現在町の所有している土地建物を各地区に譲渡し、各地区の所有とすることの提案をいたしたいと考えまゝ。これによって地域自治の育成と地域づくりの多くの貢献が期待できると考え

ます。

この中で、東吾妻町公民館条例に基づく公民館は社会教育法第3条第3項にあるように、学校、家庭及び地域住民のほかの関係者相互間の連携及び協力の促進に資することを求められている。このことから、地域住民の自治に必要な協力を積極的に行っていくことが必要であり、その役割は運営補助金も含めて多くを期待されているものと考えます。東地区の分館の見直しの私の提案について、町長の見解をお伺いしたいと思います。終わります。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町公民館条例と地域自治会館についてのご質問でございますが、行政の末端である各地区行政区の集会、各種行事の場として、集会所、あるいは公民館と呼ばれる施設がほとんどの行政区にあるわけでございますが、町村合併の際、このあり方が旧東地区、旧吾妻町地区では異なることで、合併協議の中で、合併後3年をかけて段階的に運営補助金を削減して、東地区分館から地区集会所にしていくことになっております。既に補助金については平成21年度までに合併協定によって実施をされており、条例についても東地区分館から地区集会所としての位置づけに見直ししていきたいと考えております。各行政区では伝統的行事、イベントなど、各種行われていることと思いますが、区民が集い、交流することは、忙しく毎日の生活を送っている町民にとって大変に重要なことと考え、このような事業に対しては積極的に支援をしていきたいと考えております。

なお、町補助金等審査委員会でも、運営補助金は好ましくないが、事業費補助金は好ましいとされております。また、各分館、集会所で町所有のものを各地へ譲渡するとの案でございますけれども、現在自治会で不動産を所有する法整備ができ、町内では地区で集会所用地を買収し所有しているところ、あるいは借地で集会所建設した地区など、各地区の状況が異なるため、時間をかけて調整していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） ちょっと町長の説明では合点がいかないところもあるわけですが、というのは、期間を追って説明しますと、平成17年の3月までに、短期間でありましたけれども、任意合併協から合併協議会に移り、その協議の中で分館についての説明はどんなことがあったかという、東村の公民館の中の分館は旧吾妻町の集会所に当たるんだと、

それ一言だけです。

それで、それ以降、今度は東住民のほうの側に立って申し上げますと、公民館の運営費については21年度に廃止、これは吾妻町に合わせてやるんだからそれで結構です。しかし、ほかの例をちょっと申し上げますと、保険料については19年からべた上げです。また、簡易水道料については、百条委員会まで行った簡易水道料を、本定例会において可決した状態ですけども、何で公民館、分館は、旧吾妻町の集会所と扱われているにもかかわらず、なぜ当時吾妻町の町長、東の村長の中で、扱わないところへなぜ不動産の所有権を移したかということに疑問はありますけれども、もうやってしまったことなんですから、これは速やかに公民館の敷地ですか、譲渡し、区に所有権を移すということが当たり前じゃないかと思います。町長、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員のご意見は十分に理解できるわけでございますけれども、旧吾妻町内におきましても、その扱いが申し上げましたとおり、まちまちの状況でございます。このようなものを調査し精査いたしまして、今後お互いに町民のためにより方向を打ち出して模索してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） これにつきましては、平成3年ですか。自治会が改正によって地縁団体ということで、地域自治会を法人化すれば登記できるんですよ。そういうことがありますもんですから、ほかの地区はですね、私言われました。いいですか。

東村の公民館、分館、それから集会所は、合併と同時に全部東吾妻町に所有権を移しているんですよ、登記はしてありませんけれども。それで、旧吾妻町におきましても、地縁団体の認可により法人化されているところは14あるわけですよ。現実に平成9年11月2日に、泉沢地区において13番目としてやっておるわけです。14番目として、今申請中なのかもしれませんが、大字の原町地区において町内会の会館をこのように持っていきたいという話が出ていると聞いております。町が管理しないという前提で合併したものが来てしまったんですけども、それは速やかに町長、所有権を移転するなんていうのは、個人に渡すんじゃないんですよ。区の自治会というのは、その集会所を中心に地域の発展をあれしてくる、根拠のもととなる場所です。その辺をこれから検討してとかそういうふうなことでは納得できません。もう5年間経過していて、21年度から運営費はゼロになっていますから。もう一度お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、各地区の状況もまた異なっておりますけれども、これにつきましては、佐藤議員のご意見もございますので、時間はかかりますけれども、前向きに調整していくということで、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 町長の言うことはよくわかりました。わかりましたけれども、まだ私もみそぎを受けるまでは3月の定例会があります。そのときまでにはしっかりしていただきますようお願いして、終わりといたします。

○議長（一場明夫君） 最後、町長の答弁はよろしいですか。

○14番（佐藤利一君） 結構です。

○議長（一場明夫君） 以上で佐藤利一議員の質問を終わります。

---

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

4番、青柳議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

○4番（青柳はるみ君） さきの加部議員とかぶるところがありますが、通告どおり質問させていただきます。

子供を育てる町、食育推進の観点から、自分でつくるお弁当の日。

教育の目的には、命を大切にすること、自分の力を発揮し、表現し、人間社会で生きていくことが入っていると思います。

そこで、教育長にお聞きします。

県内で起きた小学生の自殺という事実を受け、我が町の教育現場ではどんな動きがあったのでしょうか。

次に、町長にお聞きします。

不登校からひきこもりになるケースが割合とあり、若者が力を発揮できないでいる現実を9月議会で訴えさせていただきました。生きる力を、育てる教育をどう考えておられるでしょうか、お聞かせください。

次に、自立しようとする気持ち、家族のきずな、大切な人を裏切らない心を育てるきっかけの一つとなる自分で作るお弁当の日を提案します。

お弁当の日とは、香川県の竹下校長の滝宮小学校の5、6年生が始めたもので、大切なルールは、親は手伝わないです。買い物に親と一緒にいくものの、献立づくり、調理、弁当詰め、片づけまで、全部やるのは子供自身。決して弁当に点数をつけたり評価はいたしません。こっそり親に手伝ってもらおう子がいても、それでもいい。全部自分でつくった友達の弁当を見るうちに、きっとその子は、次は自分でつくってみようと思うはずだから。前期の家庭科で調理実習をし、後期に3回ほど生徒自身がつくったお弁当を持っていく日を定めたものです。関東では宇都宮市が市内全小学校、全国では502校です。群馬では2校と1町がやっております。

8月に埼玉県鴻巣市、11月25日に富岡市妙義中学校に視察に行っていました。この妙義中では、親は手伝わないでという呼びかけで始めますが、1、全部自分でつくる、2、少し親に手伝ってもらう、3、つくってもらったり買ってもらったのを感謝すると、段階に応じ生徒の意識が上がるのを待つことをやっておりました。生徒の声ですが、少し多くつくった卵焼きを家族がおいしいと言って食べてくれたときうれしかった。また、親や給食をつくってくれる人への感謝が生まれた。自分で買い物をすることで、トレーなどごみになるものの多さに驚き、吾妻産のシイタケよりずっと安くてもいつまでも腐らない中国産のシイタケに疑問を持ったということです。自分で調理することで、今何が育っているか畑を見る目が違って来たそうです。

保護者は、朝の忙しい時期に子供が台所に入って煩わしいというお母さんもありますが、ある看護師をしているお母さんの家庭ではこんなことがありました。それは、夜勤明けで何もつくってあげなかったけれども、家に帰ると私の分までつくってあり、思わず涙が出たということです。日常、料理の手伝いをする家、反対に全く台所に入らない家庭、家庭によりそれぞれですが、学年全部の子が台所に立つというきっかけを学校で音頭をとることが必要と思います。この取り組みにより、食に関する親子の会話がふえたということです。

家族のきずな、生きる力をつけるのは日常生活、とりわけ食の現場からではないでしょうか。親は先に死ぬもの。若者には、子供のころ人との結びつき、さまざまな経験をもとに生きる力をつけ、自立してもらいたいものです。本年、猛暑の夏、シルクパークで消防の大会が行われました。若い役場の職員は、チームのだれよりも率先して動き、大きな扇風機をみんなに当てる役目を汗を流してやっていました。見事な競技を終えた選手は毎晩教え、激励

してくれた先輩の前で涙を浮かべていました。最後に全員で行進するりりしい消防団員の姿は、子供たちに見せたい光景でした。その中に、数年前までひきこもりがちな青年がいました。元気になったきっかけは、母親と一緒に弁当をつくって近くの山に登ったことだそうです。ここから見える高い山に登ったそうです。そして、おまえのつくった卵焼きがおいしいと家族で褒め、料理しながら、山に登りながら、母親と会話してきたのだそうです。今、水道工事店に勤め、ボランティアにも参加し、人の役に立つことがうれしいと思ったそうです。こうした姿に何よりも喜んでいるのはお母さんです。親子の会話ができたきっかけは、一緒に台所に立つことでした。生きる力を身につける一つになるようお弁当の日を提案いたします。どの子も経験するためには、場面をつくってあげる大人からの仕掛けが必要です。理解されるまで、困難を乗り越えやるべきと思います。

○議長（一場明夫君） 最初に、教育長の答弁を願います。

教育長。

（教育長 高橋啓一君 登壇）

○教育長（高橋啓一君） 教育長への質問の小学生の自殺という事実を受け、教育現場でどんな動きがあったのかというご質問でございますが、議員御存じのとおり、桐生市の小学6年生がみずから命を絶つという痛ましい事件が報道されております。また、その原因が学校におけるいじめではないかとの報道もされております。教育委員会といたしましては、管内校長会において、いじめはどの学校にもどのクラスにも、どの子供にも起こり得る問題と認識をし、いじめが起きにくい学級や学校をつくるという未然防止と事後対応としての早期発見、早期対応の両面からの取り組みの充実をお願いをしております。

なお、県教育委員会による緊急アンケートを実施し、いじめの実態調査を行い、いじめの早期発見と解決に向け、努めておる次第でございます。

○議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 生きる力を育てる教育についてでございます。

現行の学習指導要綱では、新しい知識、情報、技術が政治経済、文化を初め社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の到来に向けて、このような次代を担う子供たちに必要な能力こそ生きる力であるとうたっております。

当町におきましては、東吾妻町教育行政方針によりまして、知識や技能、それらを活用す

る力のために必要な思考力、判断力、表現力など、学ぶことへの意欲などから成る確かな学力の育成に向けた取り組みを行っております。この取り組みは、まさしく学習指導要綱の基本理念である生きる力に通じるものがあると考えております。子供たち一人一人の必要に応じた教育活動の工夫、地域と協力した教育活動、幼、小、中の連携の教育活動など、目の前の子供たちをしっかりと見詰め、ふだんの日々の取り組みが計画的に組織的に継続されることが確かな学力の育成につながるものと考えておる次第でございます。

また、自分でつくるお弁当の日でございます。この行事、食育教育の点からも大変によい行事であるというふうに考えております。2001年から香川県の小学校から始まって、2009年11月末の実践校は、大学まで含めて37都道府県557校と伺っております。この取り組みにより、親子の触れ合いなどの心の教育、生きる力の育成などに役立つものと考えております。県内では富岡市がかなり進んでおるといふふうなことでございます。町内におきまして、保護者や学校にもそれぞれの事情もございしますが、教育委員会とも相談をしながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

ただいま前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。幸い我が町では、食改推の方々が大変熱心に学校で生徒に食育の指導してくださっています。特に郷土食、この町を離れてもふるさとの味を忘れないでという思いだそうですが、郷土食、おっきりこみなどが皆に喜ばれているそうです。学校でも熱心な先生の指導のもとで、全国規模の中学生、お弁当コンクール、調理師学校で直接生徒がつくったそのお弁当コンクールというのがあるんだそうです。そこで、全国へ向けて大会をしたところ、群馬県代表で関東大会まで行ったというお話を聞かせていただきました。また、食農教育、休耕田を利用して学校支援農家の指導でもちづくりをして、おもちをつくことや野菜をつくることをして、町の大人が学校を中心に子供たちのために活動してくださっています。こうした学校内外で子供たちを応援して食育を推進している中、学校給食に対して町長はどうお考えになられていますでしょうか。

また、この通告を出してからなんですが、県福島教育長のお話を聞く機会がありました。そこで、教育長もこのお弁当の日を知ってしまして、どこで知られたのかと思いましたが、県行事の「僕たち、私たちの学校自慢」というのがあって、そこで知りましたということですね。ただいまの、町長もおっしゃいましたが、富岡中が盛んというか、始めているんですけ

れども、妙義中に視察へ行ってまいりましたら、富岡中で始めた先生が養護の先生なんですね。その先生が今妙義中に移ってまた、校長先生の快諾を受けてやっているということです。これは費用も何もかからないんですが、親が知らないところでつくるのではなくて、家庭の中でつくることです。ですから、やはり家庭の理解を得るのが困難なこともあると思いますが、ぜひとも今の消防団員の青年を見るような、それをやったからといってすぐ効果が出るとか、この青年は27歳ですけれども、27歳にして子供のころを思い出して、お母さんがやったということで、一生の間にどこかで役立つかもしれないんですが、理解を家庭に求めて進めるべきと思います。

また、近くの長野原町でもやりまして、聞いてまいりました。給食のある日に全部給食をとめて、幼、小、中がやるんだそうです。それで第1回目は、「おむすびとおかず」というテーマでやったんだそうです。やはり親の反発もあります。台所は汚れる、朝の忙しいときに台所へ入って煩わしい。そういうのがありますけれども、子供たちが喜々としてつくってきたという事実があります。さまざまな小学校でやる、中学でやる、部活単位でやる、いろんな現場での対応があると思いますが、ぜひとも、福島教育長のお話の中で、大変有意義な取り組みなのであらゆる機会にこれをアピールしていきますよというお話がありましたので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 学校給食につきましても、食育教育は大変重要なものでございます。これにつきましても、今後もその内容について、しっかりした給食を出すようにしていきたいというふうに思っております。

また、自分でつくるお弁当の日につきましては、県の教育長、福島教育長のお勧めもあるようでございます。先ほども申しましたように、教育委員会とも相談をしながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 町長、ちょっと誤解があるかもしれないんですが、与えるのではなくて、自分たちで、家庭で……

（発言する者あり）

○4番（青柳はるみ君） 無料化のお話をされたんですね、今ね。わかりました。

生きる力のためにお弁当の日というのを考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○4番（青柳はるみ君） はい、わかりました。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後3時25分とします。

（午後 3時15分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします

（午後 3時25分）

---

#### ◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（一場明夫君） 引き続き一般質問を行います。

2番議員、竹淵博行議員。

2番、竹淵議員。

（2番 竹淵博行君 登壇）

○2番（竹淵博行君） 通告書に従い、一般質問を行います。

私は、東吾妻町バイオマスタウン構想の現状と今後の行方ということで質問をさせていただきますが、しばしおつき合いをいただきたいと思います。

バイオマスとは、サトウキビやトウモロコシ等の資源作物、間伐材などの未利用バイオマス、生ごみなどの廃棄物系バイオマスに分類され、太陽と水と植物がある限り、永遠につくり続けることができます。

我が町においては、バイオマスタウン構想を策定、構想の概要であります。東吾妻町においては、賦存量の多い家畜排せつ物の堆肥化、メタン発酵や炭化などの高度利用と林地残材の広域活用を軸として、両者の複合処理も視野に入れ、構想の実現を図っていくを公表し、東吾妻町バイオマスタウン推進協議会設置要綱が平成21年6月1日に告示され、だれもが望む地域循環型社会を目指しているわけですが、昨年6月以降、町ではどのようなこと、調査、実績を含め、行ってきたかお尋ねいたします。

ほか、何点か通告書に従い質問いたしますが、座席にて順次質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

バイオスタウン構想の公表に伴いまして、株式会社吾妻バイオパワーが岡崎地区に建設をいたしましたバイオマス変換施設である木質バイオマス発電所の燃料受け入れ等に対し、平成21年度に国の交付金を町を経由して交付しております。また、本年4月に林地残材利活用推進分科会を通じまして、林地残材の搬出試験を現在まで実施をしておったところでございます。

以上、この点までお答えをいたします。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 答弁ありがとうございます。

我が町を経由して補助金の提供、そしてことしの4月までに搬出試験を行っていたということの答弁であったと思います。

それでは、次にお聞きしたいというふうに思いますが、昨年6月29日、森林資源の協議会を開いたということを知っておりますけれども、どのようなメンバーで、そしてどのようなことを協議したのかお尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 森林資源の協議会でございますけれども、林地残材利活用推進分科会を平成21年6月29日に開催いたしました。メンバーにつきましては、国有林関係の吾妻森林管理署、民有林関係の吾妻環境森林事務所、吾妻森林組合、町産業課、そして関係する事業者ということで、吾妻バイオマス群馬、オリックス株式会社、東京ガス株式会社、みずほ情報総研株式会社、吾妻システムハウスでございます。

最初の分科会でございますので、役員を決め、会長には吾妻環境森林事務所の林業緑化係長、副会長には吾妻森林組合総務課長が選出をされました。また、分科会の事務局は町の産業課がとり持つということになりました。

管内森林資源の状況や林地残材の搬出試験を行いたい旨の説明がございました。仮に林地残材が利用できれば、全国でも初めての試みだということでございます。

以上が会議の内容でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） それでは、またお尋ねいたしますけれども、その搬出試験の内容をちょっとお尋ねしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町内、あるいは吾妻町のプロットを設けまして、その地点から大型の林業用の機械で伐採をして、それから搬出をして、そしてチップ化して、バイオマスの工場まで、バイオパワーまでですね、搬出した場合にどの程度の費用がかかるかというふうなことを数地点におきまして実施をしたと聞いております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

試験結果ですね、どのぐらいのコストがかかるかということが当然出たんだと思いますけれども、その辺がどうなっているのかということがわかりましたらお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、過日、実証試験を終了したとの報告を受けておりますけれども、その内容についてはまだ報告されておられません。結局は現地調査で見ていただいたような工場の状況がございますので、その点についてはのんびりと行きますかね、そのような状況になっているんだというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

のんびりというのはいかがなものかなというふうにちょっと思いますので、ぜひ発言を撤回されるのであれば、されるんであるで結構であると思いますけれども、3番におきまして、通告書であります。町長が先ほど申しました、現在バイオマスタウン構想の一環としてバイオマス発電所が建設されている。昨年の6月に株式会社吾妻バイオパワーと森林整備に関する協定書を結んでおるといことはご承知だと思います。その中で何点かお尋ねしたいと思います。

まずこの協定書でありますけれども、この協定書の目的とすると、東吾妻町内の森林において、森林整備活動を森林所有者が実施することにより森林の持つ環境保全等の広域的機能の維持・推進及び地域の振興に寄与することを目的とするというのを目的といたしまして、そして第3条において、東吾妻町内の間伐材、林地残材を発電燃料等として、年間5,000ト

ンの引き出しを目標に吾妻郡内で発生する間伐材、林地残材のうち町内で発生するものを優先的に使用することを確約するということがございます。

過日、現地調査へ行ったときに、バイオマスパワーの木寺社長さんに、この点についてどうというような、5,000トンという解釈をされているのかというようなことを申し上げましたけれども、ちゃんとした回答にはなっていなかったというふうに私は思いますけれども、そしてまた4条には、市場価格並びに林地残材活用推進分科会を踏まえて平成21年度末までに甲と乙が協議の上決定すると。ですから、ことしの春までにある程度もう決まっていなければいかんということがここに載っているわけでありましてけれども、町長にお尋ねいたしますけれども、この年間5,000トンの引き出しという根拠、これは町長としてはどのように解釈をされているかお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、先ほどののんびりしておったというふうな表現はちょっと適切ではないので、おくれておりましたという表現に訂正させていただきます。

今のご質問でございますが、町は、株式会社吾妻バイオパワーと平成21年6月3日に森林整備に関する協定書を締結いたしました。第1条で、町内の森林所有者みずからが森林整備を行い、環境保全や地域の振興に寄与することを目的としております。

ご質問のように、第3条で、町内の間伐材、林地残材を燃料として年間5,000トンを使用することを目標としております。また、町内に発生するものを優先的に使用するというふうに決めております。

第4条では、間伐材、林地残材を市場価格や林地残材利活用推進分科会を踏まえて、町と株式会社吾妻バイオパワーで協議の上決定するというふうにしております。また、東吾妻町内林地残材標準価格で間伐材、林地残材を郡内から調達をするということも書いてございます。その場合は、町内で発生したものを優先的に買い取るというふうになっております。

第5条で、町は、バイオパワーに最大限の支援を行うとともに、必要に応じて助言、指導を行うこと、7条では、必要なものは地元業者への発注に努めるなどが主な協定内容でございます。

そこで、お尋ねの林地残材を燃料として、間伐材や林地残材ですが、年間5,000トンを使用することを目標と書いてございます。バイオパワーで質問をしたときは、あの社長はどうも郡内で年間5,000トンというふうな発言をしていたわけでございますけれども、協定書を見る限り、町内で5,000トンというふうな表現でございます。また、それ以外に郡内

のものも使用するという条文もございます。5,000トンという数量でございますけれども、現在のところ、伐採、搬出につきましては、林業の素材生産業者とか森林組合とか、フル稼働して、伐採、搬出等に行えるかと思っておりますけれども、ただ、それがすぐすぐに5,000トンをチップ化できるかどうかというのが大変疑問なところでございます。

この時点では、町内のもの、あるいは郡内のものというふうに言っておるわけですが、ここに来て、来年度渋川市旧子持村に県産材センターが稼働するようなことがございます。そこでもチップを生産するというふうな点がございます。これにつきましては、利根、沼田吾妻、また渋川地区の材が集まるということでございますので、そういうものの利用もある程度頭の中に入れておかねばならないというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） ありがとうございます。

町長、この辺の分野についてはもう大変第一人者でございますので、これを協定したのは前町長でございますけれども、職員はそのまま残っているわけですから、その辺も踏まえて、おこなっているという表現、ごもつともだと思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたい。ちょっと抽象的な言葉になっておりますけれども、私が今ここに手にしているのは、この協定書ができる前の素案的なもの、どうにか手に入れたんですね。要は、町とバイオパワーが契約するに当たり、当然町の利益、または業者の利益も考えた上で協定書を結ばなければならぬということだと思っております。

そういった中で、これは途中段階のものでございますので、協定書ではございませんが、ちょっと読んでみますが、市場価格並びに林地残材利活用推進分科会の協議を踏まえて、平成21年度末までに甲と吾妻森林組合が決定する（東吾妻町内林地残材標準引き出し価格に）同材をチップ化する費用相当分を加えた価格にて、間伐材、林地残材を優先的に買い取ることを確約する。これが最初の多分素案だったんだと思うんですが、いろいろ会社と、バイオパワーと協議する上でこういう形になったんだろうということが見えてくるわけでありまして。そしてまた年間5,000トンというのは、多分ある程度のもくろみというか、あったんだと思います。ぜひ分科会においても、これは昨年の6月、先ほども申し上げましたけれども、昨年の6月29日に分科会第1回を開いて会長の選出等を行ったと。またそういう中で、実際に地元の事業者が商売になるのは、要するにチップをする費用が出てこないかもしれないので、チップを要するに幾らで買ってくれるのかというのをもう昨年の6月に会社に投げかけておると。しかしいまだに来ない。これは非常な問題だと思います、私は。

ぜひですね、会社は会社としてのいろんな理由はあるんでしょうけれども、町は町として、やっぱりこの6条、7条にもありますけれども、地元のチップ加工業者の育成を図るために許認可支援に努めるものとする。これは乙のことを言っているんですね。業者が協力する、この文面が入っているんですね。当然町長も御存じだと思います。そして、7条についても、乙は乙の業務について地元企業への発注に努めるものとする。このままいってしまいますと、耐震の関係で今ストップしている、それはもう全然別の論議だと思いますけれども、実際に稼働したとしても、我が町においてはよそからごみを持ってきて、それで、うちの町でただ煙を上げるだけになってしまう。そして3年間は何ていうんですか、税金も免除しておると、固定資産税。そして3年後には固定資産税が上がってくる。どちらにしても固定資産税が3年後、あれだけでかい建物に対して上がってくるんだからよかんべえという考えではなくて、ぜひ町長の得意分野でもございますので、いま一度、担当部局と真剣に話し合っていて、そしてこの事業を進めていただきたいというふうに思います。

次に参ります。

先ほど冒頭で述べましたけれども、家畜排せつ物の堆肥化、メタン発酵や炭化、そして林地残材の広域活用として2本の軸となっている。そして両者の複合処理も視野に入れ、実現を図っていくとありますけれども、私からしても大変難しいことだというふうに思います。しかし、あえてやはり町長に聞かなければならないというふうに思います。今後どのように進まれるのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 家畜排せつ物の堆肥化及び林地残材についてでございますが、当町の現状といたしましては、山林に放置されている林地残材の活用、また一部堆肥化は行われておりますが、家畜排せつ物の処理が近々の課題となっております。したがって、交渉ではこの2点を軸に策定をしているわけでございます。

まずこの2点について利活用を進めて、そして分科会及び協議会の中で、どのような形であれば複合利用が実現可能なのかを十分に検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 答弁ありがとうございます。

難しい問題だと思いますけれども、早急に町は町として取り組む姿勢を示していただいて、

もう分科会が行われてから1年以上たっているという状況がありますから、ぜひお願いしたいというふうに思います。

町長の答弁にもありましたとおりに、やはり家畜のふん尿等の関係、町長の認識があるということで、私は安心はしておるわけでございますけれども、産業課においては、毎年毎年だと思いますが、家畜排せつ物の管理状況の調査ということでアンケート調査を行っております。これは、それなりの調査、成果だというふうに思いますけれども、これは業者がアンケートに答えているものでありますので、当然ながらきちっと処理されているのかどうかというものについては、やはり違う方向でも調査をしなければならないというふうに思っております。そしてまた、これはJAですね、JAから発行されておる各酪農家、またはどのような肥料をつくっているかというようなものも発行されているようでございます。

このアンケート調査を見ただけでも、まじめにある程度書いているんでしょう。ちょっと何点か報告させていただきたいと思っておりますけれども、この中で、例えば酪農であれば、堆肥はすべて利用されているとか、新たな利用者を探していると、そういったようなアンケート調査になっております。例えば養豚農家でございますけれども、「堆肥はすべて利用されている」、イエス66.7%、ノー22.2%、「新たな利用者を探している」、イエスが55%もあるんですね。この55%があるということは、半分ぐらいちょっと利用されていないのかなというふうに私はちょっと思ってしまいますので、そういったものをぜひ町が取り組んでいただく、せっかくバイオマスタウン、タウンという、バイオマスの町ということを発表したわけですから、ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

時間も余らないようでありますので、もう少しちょっと先に進めさせていただきます。

吾妻郡内においては、当町だけがバイオマスタウン構想というものを策定しておるわけありますけれども、私の調査では群馬県内、前橋市、太田市、藤岡市、川場村、そして我が町ということで、3市1町1村ということでございます。例えばバイオマスタウン構想を策定していない町村、たくさんあるわけありますけれども、近隣の町では給食センターに生ごみ処理機を入れて、そしてそれを肥料化していると。それをますます加速しようとしていると。バイオマスタウン構想を持っていなくても、それだけ環境に取り組んでいるというような町もございます。

バイオマスタウン構想を持たなくても、そのように環境に取り組めるわけありますけれども、あえて言うならば、当町においてはバイオマスタウン構想をせっかくつくりましたので、このバイオマスタウン構想の中に、例えばであります、食品の廃棄物、そういったも

のを入れて、できるところから行っていくというような考え方はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 県内で公表している3市1村でございます。これは当町を除いてですが、前橋市、太田市、富岡市、そして川場村でございますが、これにつきましては、家庭系、事業系生ごみ、食品廃棄物について堆肥、飼料化して活用を図っていくというふうに聞いております。当町の構想の中にも、家庭系、事業系生ごみについて、家畜排せつ物とともにメタン発酵、炭化等の高度利用を行いまして、利用率20%程度を目標にするということが入っております。

堆肥化につきましては、家畜排せつ物と重複しております。需要に対し供給過多の状況がございますので、検討していく必要があるかというふうに思っております。バイオマスタウン構想とは異なりますけれども、県におきましても、循環型社会の構築を目指して、群馬県循環型社会づくり計画を今年度策定中でございます。そういったものを参考にしまして、県と連携及び支援を図りながら、そしてまた分科会、協議会の中で十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） ありがとうございます。

町長の前向きな答弁、本当にありがとうございます。そういった意味でも、ぜひできることから取り組んでいただきたい。やはり家畜ふん尿の関係、そしてまた林地残材の関係であります。なかなかJAだとかそういったものも絡めて動かないと、なかなか取り組めないのではなかろうかなというようなこともございますので、ぜひ、先ほど町長も申しました、やっぱり地域循環型の社会、どういうふうに構築していくかということが一番の重要課題だと私は思いますので、できるところからぜひ取り組んでいってほしいということもお願いもつけ加えまして、一般質問にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか、最後に。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 最後に町長、一言。答弁してください。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員のご意見、尊重いたしまして、執行してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 以上で竹渕博行議員の質問を終わります。

---

◇ 日 野 近 吉 君

○議長（一場明夫君） 続いて、8番議員、日野近吉議員。

8番、日野議員。

（8番 日野近吉君 登壇）

○8番（日野近吉君） ただいま一場議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

農業政策は猫の目農政と言われるほどころころと変わるのが過去の国の政策でございました。今また戸別所得補償と6次産業化へ方向が変わる中、菅首相がTPPの協議に参加を検討することを表明しました。このまま何の対策もないままに関税が撤廃されれば、皆さんご承知のように、この地域における農業に与える影響ははかり知れないものがあります。

このように農業を取り巻く情勢が大きく変わろうとしている中、町長はマニフェストで、農林業、商工業は町の基本と位置づけていただきました。大変うれしく感じている一人であります。若者に魅力ある働き場として、商工業、農業、林業、畜産業を育成します。有害鳥獣対策を強化し、農地と農作物を守り、農業を振興すると約束をされました。農業が切り捨てられようとしている状況でもあり、町長の農業政策に大きな期待が寄せられていると、そのように思います。

具体的な内容や施策について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、現実課題として、耕作放棄地や遊休農地の有効活用など、4項目が挙げられております。どのような対策を進めていくのかお伺いをいたします。

次に、商工業、林業の振興には農業振興対策と連動が大切として、地場産業の掘り起こし、ブランド化など、3項目を挙げています。これは、農業の6次産業化をとらえてのことと思いますが、どのように進めていくのかお伺いをいたします。

次に、町の総合計画には、基幹産業である農業を初めとする各産業振興のため、産業振興プロジェクトを立ち上げ、施策の展開を図るとしています。前町長は、農業振興については

各地区にある農業振興協議会に検討していただきまめたいという発言をしておりました。現町長はどのように考えているのかお考えをお聞きしたいと思います。

次に、ことしの7月24日には降ひょうによる災害が原町、岩島地区で発生をしました。町には農漁業災害対策特別措置が条例としてあります。今回の災害では、被害を受けた面積が該当する面積に達しなかったために適用はされませんでした。しかし、降ひょうは一部に集中しての被害が大きく、中には7割から9割という大きな被害を受けた農家もあります。指定にならないと助成などの措置はありませんが、営農資金の借入等の利子補給についても指定にならないと適用にはなりません。被害農家を救済する制度となるように、面積要件等を検討できないでしょうか。

次に、猿の追い払いなどに有効な対策として、花火の轟音玉が活用されております。煙火従事者の資格を取得後も安全のために取り扱い講習が毎年開催をされています。講習会そのものは必要なことではありますが、講習費用が負担となっているので、これを助成できる措置はできないでしょうか。

以上、6点について、町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 日野議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

東吾妻町のような中山間地域は、国民生活に大切な役割を日々果たしているわけでございます。それは、農地を管理することによる国土保全、森林を整備することによる水源涵養、そして食料の生産と供給でございます。このような役割は、我が国の存続に重要なものであり、そのほとんどを農業関係者が果たしておる状況でございます。ですから、農業はこの町の基本的な産業であるというふうと考えております。また、企業誘致策等によりまして、多くの優良な工場があり、この町の雇用、経済に重要な存在でございます。さらに、これらに従事する町民の日常生活に必要な商品を提供する商業、そして観光も町内に充実させることが必要でございます。

このようなことから、農、工、商の均衡ある発展を図っていくことが必要だというふうを考えております。また、各産業への後継者の育成こそ大切な問題であるというふうと考えております。国・県の担い手総合支援事業、また地域就農支援事業など、後継者対策事業を積極的に活用し、多くの若い人材を育てていきたいというふうと考えております。また、現実

課題についての対策をして、農産物の販路拡大のために、輸送コストも少なく、地産地消からも、学校給食への供給を進め、人口50万人の交流都市、杉並区への農産物供給の促進を図っていきたいと考えております。

有害鳥獣対策につきましては、ソーラー式電気さく等の導入や援助を引き続き実施する中で、猟友会との連携、援助を進め、県当局への猟期のさらなる延長を要望するなど、捕獲頭数の増加を図ってまいります。さらに、森林組合との連携により、人里に接する山林の整備を進めて、野生動物と人間との緩衝帯をつくり、人間の生活地帯への侵入しにくい状況づくりも進めてまいりたいというふうに考えております。

町内の畜産団地との連携やバイオスタウン構想の中で、優良堆肥による土づくりを検討してまいりたいと考えております。

また遊休農地対策に向けて、耕作放棄地再生活動対策事業など、県農業事務所との連携の中で、新規作物導入促進を図っていきたいと考えております。

地域の活性化と産業の振興には、人口の流入、交流が欠かせません。遊休農地や空き家を生かし、交流都市の杉並区民などへの働きかけを実施してまいりたいと思います。

次に、農業の6次産業化についてでございますが、農産物の生産、これが第1次産業、食品加工・製造、第2次産業、流通販売、さらに観光、これが第3次産業、これを組み合わせ、多角的に、または他業種との連携による経営によって高い付加価値や新たな食と農の関連ビジネスを創出していく新しい産業であるというふうに思います。これにつきましては、農業の担い手がよりよいものをつくるという競争意識を持つ中で、高付加価値をつけることに取り組みを行い、地域で独自のブランドをつくるネットワークを形成していくことが必要であると考えております。農業・農村応援事業や強い農業づくり交付金など、県農業事務所との連携の中で、町内他業種と協力の場をつくることなどを支援しながら、農業の振興と地場産業の活性化を図ってまいりたいと思っております。

続いて、農業振興についてですが、各地区の農業振興協議会には、町議会議員、農協理事、農業委員、農研連役員など、広範で農業実践者、農業のスペシャリストなど、地域農業の多くを知っている方々だと思われまます。今後もご意見やご協議をいただいきたいと考えております。

次に、降ひょう被害の救済についてですが、ことし7月24日の降ひょうは、災害に遭った戸数や面積、あるいは災害の程度から、県下統一の基準を下回ってしまい、農漁業災害対策特別措置が受けられないことになりました。あらゆる種類の災害を想定して設定した基準で

あるので、今回のようなケースが出てしまったというふうに考えております。しかしながら、町単独で基準をつくるのも簡単なことではございませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、轟音玉についてですが、轟音玉は鳥獣の追い払いなどには有効な手段でございます。申請をいただければ、轟音玉や花火は現物支給をしております。煙火消費保安手帳の取得や毎年行われる保安講習には費用がかかることから、今後補助等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） ありがとうございます。

町長そのものが農業は基本だと、そのように発言をいただきまして、非常に難しい時代に来ているんだろう、そんなふうには私も思っているわけなんですけれども、総合計画の中でも施策の展開だとかその辺のところはかなり町長が発言されている部分と同じようなものが総合計画の中に掲載されている、そんなふうに思っております。町長が考えている独自の農業振興みたいな、そういったものがあればお聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、農業振興協議会につきましては、大変広範な農業について、大変なスペシャリストが数多く構成員としておるわけでございます。それがまた各地区に存在をしているということから、町内のこの各地区の農業振興協議会が一堂に会して、農業の振興について懇談会を持つような、そういう場を今後は考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） 確かに各関係した地域の方、生産者、それからJAとか農業の研究されているそういう集団の方とか、そういった方で集まっていただいて農業振興等をどうしていったらいいのかというのは、非常に話し合う場が重要だとは思いますが、町長そのものはマニフェストに農業振興、基本だといった部分で、農業振興を図りますというふうに重ねてマニフェストの中で言われておりますので、そういった部分からすると、町長自身がこういった形で農業振興をしていくんだという、そういうものがあってほしかったと私は思うんです。

さっきも発言をさせていただいたんですが、TPPだとかそういったことが仮に協定のほうまで入っていくということになりますと、非常に大きな影響を受ける中山間地の農業だと思うんです。そういったときに、町そのものが農業振興についてどうしていくんだという基本の部分を持っていませんと、幾ら国がこういった対策をしますといっても、この地域にとっては合わない政策になるのではないかと。この地域に適合しないような、そういった政策になるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、ぜひこの町に合った農業振興策なり、町長のお考えというものをまとめていただければありがたい。そんなふうに思いますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町は、コンニャクや米、それから花等の特産物が大変あるわけでございます。こういうものを今後も推進をして、この銘柄をブランド化していくことも必要だというふうに思っております。

また、中山間地域でございます。非常にさまざまな仕事があるわけでございます。そういうものにつきましても、町として農業を振興するために、さまざまな施策を考えながら、この町の農業が若い世代が継承しやすいような、そういう元気な農業になるように、皆様のご意見等をお伺いしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、現実の課題というようなことで、耕作放棄地、また遊休農地の有効活用など挙げられておりましたけれども、遊休農地については、平成20年の調べで、我が町で281.7ヘクタールというような、そういった数字が上がっているようです。それで、利用権の設定等で農家等が利用されているのが、平成21年で22ヘクタールの利用権設定があると、そんなふうに聞いております。

地元の農家の方がそういった形で利用権設定なり何なりで、遊休農地解消に利用していただければ、それが一番いいことなんですけれども、なかなか農業者そのものも手いっぱい耕作しているような状況もあるかと思っておりますので、これらの遊休農地、耕作放棄地等、どんなふうにされていくのが一番いいとお考えなのか、お伺いをさせていただければと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変難しい問題でございますけれども、遊休農地、やはりこれを利用していくことがこの町の発展にも必要だというふうに思っております。やはり交流都市の住

民が、リタイヤした皆さんが、土づくり、農業を趣味としているような方もいらっしゃると思います。そういう方の流入を図ることも一つのことだというふうに思います。

また、非常に条件の悪い畑地というのもあると思います。こういうものにつきましては、友好都市の住民が訪れて、最近では地球温暖化に向けての取り組みを都内の皆さんもやっておるといふような現状を見ております。東京都内でできないことを友好地の東吾妻町のようなところで取り組むという事業も考えられるのではないかというふうに思っております。遊休農地へ植林をして、そして地球温暖化防止のために森林を育てていくと、こういうふうなことも考えられるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） そういった本当に農地に不向きなところというのはそういった形で、山林なり何なりに転用していくしかないんだろうなと思いますが、もう一つは、民間の企業で遊休農地を借り受けて、新規就農者の支援事業だとか、そういったところをやっている会社もあるように聞いております。ある程度面積がまとまらないとだめなのかなというような気もしますけれども、かなり遊休農地があるように私は感じていますので、その辺もぜひそういった会社等に働きかけて、こちらのほうにそういった進出をしていただければ、解消にもなりますし雇用にもなるかなと、そんなふうにも思いますので、その辺もご検討をぜひお願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日野議員さんのご提案につきましても、これから模索をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） それから、4点目にお伺いをしましたプロジェクトの関係で、ぜひそういった形で、地域の農業振興協議会なり研究会なり、そういったものの方に話し合う場をつくっていただいて、農業振興なりそういったものをぜひ検討していただいてまとめていただきたい。先ほどそういうふうに町長からも答弁をいただいたもんですからあれなんです、総合計画では、産業振興という部分で、農業に限ったことではなくて、そのプロジェクトチームをとるというふうに書かれていますので、農業は農業、ほかの商工業だとか他産業との話し合いの場も、先ほど町長も検討してというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ早目にそういった農業者なり、商工業なり、そういったもので他産業とでそういうプロジェク

トチームなりを立ち上げて、町の産業振興、農業振興をどうしていくのか、その辺の検討をいただければと思いますが、町長の決意をお伺いしておきたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 農業振興協議会等の包括的な懇談会等を持ちまして、農業の専門家に、さらにこの町の農業について検討していただきまして、まさに元気な農業になるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） それから、7月の降ひょうによる被害のところのことなんですけど、検討させていただくというような町長の返事でありましたけれども、条例の中の第2条、町長は次の各号のいずれかに該当する災害で農漁業経営に大きな影響があると認めたものを指定災害として指定するというふうにあります、そのうちの8項に、とりあえずその100分の30以上がほ場面積で10ヘクタール以上とか、各項目があるんですけど、そのうちの第8条に、その他町長が特に必要と認めた災害というふうに項目があります。この項目は、町長はどんなものを指しているというふうに認識されているのか。わかる範囲で結構ですので、お答えをいただければと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっと勉強不足であれなんですけれども、これに獣害等の災害も含めることができるかなというふうなことを現在考えておるところでございます。

（「獣害」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） 獣害です。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） 獣害という町長のお答えだったので、イノシシなりクマなり、そういったものが農作物に重大な被害をというふうなことになるんでしょうけれども、ただ、今回のひょう害なんかにしてもそうですけれども、耕作者が少なくなって、ある一定の地域の中で耕作している面積が少ないですと、3割以上の被害を受けるという、そういった部分がかかり制約をされます。まして、先ほど言った獣害なり、降ひょうなり、そういう集中的に災害が大きなところというのは、かなりこの面積的な要件というのを満たすのは難しくなるのかなと、そんなふうに思いますので、検討していただくというご返事だったので、ぜひ

面積要件云々ばかりでなくて、その後の営農資金の借り入れだとか、その辺の利子補給等、うまくその災害を受けた農家なりが利用しやすいような、そういった改正をぜひお願いできればと思いますので、その辺もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日野議員のご意見を踏まえて、今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で日野近吉議員の質問を終わります。

---

#### ◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 4時20分）

平成22年12月17日（金曜日）

（第 3 号）

## 平成22年東吾妻町議会第4回定例会

### 議事日程(第3号)

平成22年12月17日(金)午前10時開議

#### 第1 町政一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	教育長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議会事務局長 水 出 悟

議会事務局  
議主 角 田 光 代

---

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

---

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第1、きのうに続いて町政一般質問を行います。

---

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 5番議員、須崎幸一議員。

(5番 須崎幸一君 登壇)

○5番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問の通告書

に基づき質問をいたしたいというふうに思います。

去る9月の定例会においては、雇用対策について質問をさせていただきました。本定例会では、町の活性化対策について質問をするものであります。

町民が誇りを持って暮らせる町づくりを目指すためにはどうしたらよいか。1つの手法としてP D C Aがございます。目的に向けての計画を立て、実行し検証を行い、見直しを行うといったやり方であります。現状を把握することから始めて、課題を見つけ、その課題に対しての対策を講じる、その場その場の対症療法では小手先だけの問題解決で終わってしまうという可能性がございます。基本計画と実施計画をしっかりと立て、実行に移すことが大切であるというふうに思っております。

町の政策は、第1次総合計画を基本にして、さまざまな取り組みがされているのだと思います。今回の質問テーマは、活性化対策であります。いろいろな観点から対策を講じる必要があるというふうに思います。農林業や商工業といった産業の振興、育成、流通を補完する交通網の整備も必要でしょう。生活に密着した保健福祉事業の充実も当然ながら考えられます。そういった意味合いからいたしますと、町の行政が携わるすべての分野において検討すべき政策ではないかというふうに思います。

そんな中で、将来に夢を描き、実現に向けての思いを込めて、今回のテーマを町の観光を取り上げ、活性化対策に結びつけ、町の観光資源を生かした活力ある町づくりをするにはどうしたらいいのか、町長の考えをお聞きいたしたいと思っております。

そこで、具体的な質問を何点かさせていただきます。

観光キーワードとしての活性化対策の現状についてでございますけれども、観光財源としての自然環境、歴史、文化はどのようなものがあり活用しているのか。例えば、吾妻溪谷、箱島の湧水やホテルの里、岩島の麻、岩櫃城跡、大戸の関所跡や各地区で継承されている太々神楽の伝統文化等についてであります。

次に、観光農業としての事業についてであります。

コンニャクやリンゴ、イチゴ、花卉栽培等がありますが、その中で農産物のブランド化として何があり、どう観光農業として生かしていけるのか、町としての考え方をお聞きいたします。

観光をする場合には、当然移動手段が必要であります。公共交通との関係についてですが、鉄道、バス等の利用状況は町としてどのように把握しているのか。

次に、観光と都市交流についてでございますけれども、杉並区との都市交流状況と今後の見通しについてはどのようになっているのでしょうか。

それから、既存の町関連の観光施設がございます。榛名吾妻荘、コニファーいわびつ、町全域にある温泉施設等々がありますが、その状況についてお聞きいたします。

それから、各種団体との連携についてでございます。商工会、観光協会等とのかかわりはどうなっているのか。

最後に、そのような現状を踏まえた中で、将来における観光基盤の整備について、どのような計画を考えておられるのか、具体的にお示しをしていただきたいというふうに思います。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

当町は典型的な中山間地域でございます。全体的には、農業を主産業として地域形成がなされ、広い町域に多くの観光資源が点在をしております。一つ一つが貴重である観光資源を有するものの、著名な温泉地を有する吾妻郡の中にあつて、総体的に観光での売り込みの取り組み力の弱さは否めず、観光客の通過経路であつたり、あるいは観光客の入り込みで地域活性化を、地域経済を潤すという面においては、観光産業が町の活性化に寄与する範囲は限定的なものでありました。

我が国の観光の姿は、時代の変遷によりその形態に変化があらわれており、国民の視線は全国の有名観光地から地域の中に確かに息づいている中小の温泉地を初め、地域に点在する自然景勝、歴史のなりわい、伝統文化、地域で継承されている祭り、地域で生産される産物、食文化など多方面に向いております。

群馬DCのテーマが「出会い・再発見」であるように、人々は日ごろの経済活動や社会生活から離れた空間を探し、そこを心のいやしの場とする形が現在の、そしてこれからの観光と呼べる形であると思うわけでございます。

今後の町の観光のあり方を考えますと、従来からの自然景勝、景観、歴史資源、温泉資源に加えて、農業体験や地域の祭り、風習などを取り込み、それぞれが有効に結びつく中で、この町の観光スタイルを形づくっていくことで展望が開けてくると思っております。

また、交流都市の杉並区の区民をこの東吾妻町に多く訪れるように、今後も新田中区長さんを初め、杉並区役所と連携を取り合いながら行っていきたいというふうに考えております。

観光を推進する源泉は地域にあつて活性化を目指す人、活動組織、そして新たな取り組み

を実践する企業にあるわけでした。このところの動きとしまして、歴史資源を抱える地域の組織による歴史散策の実践、また企業においては農作業体験ツアーの企画など、経済界からの進出による画期的計画が実行に移されようとしている状況であります。

町としましては、観光協会を通して、これからの観光に取り組む組織に支援をしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

今、町長のご答弁の中で多少問題点を言われましたけれども、例えば売り込みの弱さがあるとか、我が町においては単なる通過点にすぎないというような限定的な部分であるとか、それぞれの連携を持って、これから観光資源を生かしていきたいというふうなご説明でございましたけれども、私からの町への提案の一つとして、特別な町または吾妻郡全体を考える意味で、町の観光政策の拠点となるべくする組織を、今、観光協会を中心というふうなお話がありましたけれども、そうではなくてぜひ官学産を含めた組織の立ち上げ、（仮称）観光プロジェクト推進組織と申しますか、そのようなものを立ち上げていただければいいかなと思うんですけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） さきにも申し上げましたように、町といたしましては観光協会を中心といたしまして、観光推進や観光拠点の発掘などに取り組んでまいり所存であります。新たな観光に取り組む組織につきましても、支援・連携を観光協会を中心として、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 現状の観光協会は現存しているわけですが、それが言葉はちょっと悪いかもしれませんが、十分に機能しておれば、先ほど町長が最初にお話しされたことは大分解消できるような気がするんですけれども、私が申し上げたいのは、そういった意味では、もう少し観光というふうなものに対する町の取り組みとして、積極的にしていただきたい意味合いで、ぜひ観光プロジェクト推進組織を立ち上げ、指導的立場でもって行っていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、提案でございますけれども、現在、上毛新聞に連載小説として「真田三代」が掲載されておりますけれども、将来歴史ドラマとしてのテレビ化や映画化によって放映される可

能性があるかもしれません。そうしたことを考えたときに、この町を売り出すチャンスになることが想定できます。そういった意味で、観光施策として、戦国大名真田氏ゆかりの地である岩櫃山を中心とする城跡や、周辺の遊歩道整備を積極的に計画してはどうでしょうか。現在も多分、登山道の整備の見直し等でやっておられるとは思いますが、さらにもう少し町として、強く推進していったらいかかなと思ひまして提案をするわけでございます。どうでしょうか、町長。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩櫃山でございますが、岩櫃山は、この町のシンボリックな存在でもありまして、近年、登山する方も大変ふえております。これにつきまして、観光ボランティアガイドの組織の設立、それから運営、岩櫃城の歴史と岩櫃山の景勝を有機的に結びつけるための岩櫃山に係る各地区の、例えば郷原ですとか、平沢ですとか、原町の新井地区になりますか、そういう地区の地域の協議会というものをつくっていききたいというふうな考えがございます。その中で岩櫃山の観光プランなどを協議して、岩櫃山の観光推進というふうなものに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。ぜひ今、町長も申された町民参加の町づくりの観点から、観光ボランティアの方を募集してやっていただきたい、このように思います。

それから、先ほどから、町長の頭の中で観光協会というふうな言葉が再三出てまいりましたけれども、観光協会と商工会についてはかなりダブるといいますか、重なる部分が多々あると思います。そういった意味において、観光協会の事務局は、現在役場のほうで行っているようでございますけれども、事務事業の見直しにより効率を図る意味で、ぜひ商工会のほうに事務委託することはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘のように、町の観光協会の事務につきましては、町で行っている現状でございます。大型の観光施設を持たない町村には、この形態が多いようでございます。しかし、観光協会に職員を置いて事務を行うということが望ましいわけでございますけれども、経費等の面から難しい点もございます。今後は事務事業評価委員会等で、この点について検討、見直しを行う中で、東吾妻町商工会へその観光協会の事務委託をするというふうなことも考えまして、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。そういった意味で、商工会を巻き込んだ形の観光施策というものをぜひ進めていただきたいと。これは町にとっても、今、行財政改革等見直しのときに来ておりますので、効率化を図る意味では大変よいことだというふうに私は認識しておりますので、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、来年本番を迎えます群馬DCについての説明が少しございましたけれども、本年度は、プレ群馬DCということで7月から9月にかけて実施をされ、当町においても森の教室として、8月に森の散策やそば打ち体験などを企画したようでございますけれども、この辺につきましても何回も申しますけれども、商工会を含めた農協、それから民間等各種団体、また企業等にも連携をとって、どうか群馬DCに積極的に参加をしていただいて、町の活性化に向けての指導力をぜひ発揮していただきたいというふうに期待をいたします。

それから、現在事業展開中の原町駅前にあります情報発信センターでございますか、これについても十分な活用を、この群馬DCは大変チャンスでございますので、やっていただければというふうに思います。

蛇足ではございますけれども、今、私が群馬DCというふうなことを申し上げましたけれども、あえて申し上げますけれども、JRグループ6社と地域、地方公共団体や県民、企業等が一体となって、全国から誘客を図ることを目的とした国内最大規模の大型観光キャンペーン、対象地域の観光資源を掘り起こし、JRグループの宣伝媒体を活用した集中的な宣伝を日本全国で展開するものというふうなものらしいんですが、こういったチャンスをこの町の活性化の中で生かすには、本当に町として町長が先頭に立って、この群馬DCの中に参画していただきたいというふうに思っておりますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） DCにつきましては、産業課の担当のほうでも、これについての町内にかかわるコースを幾つか策定しております。また、民間からの提案も幾つか出ておる状況でございます。

このようなことから、東吾妻町をよく知っていただく、東吾妻町のよさを大いにPRする機会でもございますので、このDCに積極的に取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ぜひ町長が先頭に立って、課にお任せをするというふうなことではな

くて、町長みずからがいろんなところに出向いていくなりして、ぜひ指揮官として先頭に立って臨んでいただきたい。そして、何とか町の活性化として、町民の皆さんが元気が出る町づくりというふうなものに向けて頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に申し上げますけれども、本当にこういったチャンス、群馬DCというものはチャンスでございますので、ぜひこの町にたくさんの観光客が訪れ、そしてこの町の活性化を図ることによって、いい町づくりというものをつくり上げていければというふうに思っております。来年は町長も就任2年目でございますので、十分にその手腕を発揮していただいて、大いに期待をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 最後に、町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員から大変ありがたいご意見、激励等もいただきまして、ありがとうございます。今後とも積極的に展開をしてみたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） では、通告に従い、町政について2点質問し、町長の考え並びに姿勢を伺いたしたいと思います。

まずは、鳥獣被害対策についての取り組みについて質問いたします。

当町においても、イノシシやハクビシン等の作物に対する被害が年々増加しているということで、以前も同僚議員が質問を行いました。今回は一步踏み込んで、具体的な取り組みを求めて伺ってまいりたいと思います。

まず、電気さくや金属ネット、生コトタンの設置などで町の補助金、これは3分の1を利用できるわけですが、平成18年は167戸、19年は173戸、一昨年は72戸と、この年は半減いたしました。また昨年は135戸と利用者がふえております。ですが、これまでの対応では

追いつかないのが現状ではないでしょうか。原因はイノシシやハクビシン等の有害鳥獣の個体数の増加と、そして収穫間近の野菜や稲、果実をだめにされ、生産意欲を失い、防除しても被害がイタチごっこのようにふえてしまうということであきらめてしまう農家、農業従事者の高齢化、こういうことも考えられます。そういうことで耕作放棄地の増加が、この有害鳥獣の増加をまた一步大きくしてしまっているのではないかと考えられます。

個体数の増加に関しては、猟友会等の協力で駆除しているとのことですが、猟友会も高齢化の波には逆らえず、なかなか厳しくなっているということを知っています。

そこで、自分たちの地域は自分たちで守る、このような取り組みがこれからは必要ではないかと考えております。例えば、新たに有害鳥獣捕獲隊員制度、このような制度を創設し、わな猟の免許取得にかかわる経費の補助などを行い、積極的に試験を受けてもらい、資格を取ってもらう。その捕獲隊に、自分たちの住んでいる地域を守る中核になってもらい行っていく、これこそ第1次総合計画にうたわれている協働の町づくりが一步前進するのではないかと考えられます。

耕作放棄地の放置は、有害鳥獣の格好の隠れ場や繁殖の場所になっております。防除設備の設置やその後のメンテナンスも重要ですが、この隠れ場をなくしていく取り組み、鳥獣のえさ場にならない地域づくりは、地域や集落全体で取り組んでこそ効果が発揮できます。

住民がこのような取り組みに参加しやすくするためにも、防除、捕獲、メンテナンスなどの補助制度とともに、耕作放棄地の雑草の草刈りなどの緩衝帯づくりのためにも、補助制度をぜひともつくってほしいと思います。

それにつけても、民主党が11月に行った事業仕分けでは、鳥獣被害防止総合対策がやり玉に上がった影響で、09年には28億円だった事業予算が、10年度は22億7,800万円に大幅減額されてしまいました。この額は市町村の要望の4分の1にしかありませんでした。

過去の林業政策の失敗が有害鳥獣をふやした要因の一つでもあるので、今後、対策費の抜本的増額が求められます。町も県を通じ国に強く求めていくべきと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

今や鳥獣被害対策は、農林業と環境保全にとっても、地域・集落の維持にとっても死活問題です。対策予算の思い切った増額、そして総合かつ迅速に広げていくことが必要ではないかと考えていますが、町長の今後の有害鳥獣対策に取り組む姿勢はいかに考えているか、具体的に伺いたいと思います。

次の問題に移りたいと思います。

国保税の問題です。私どもは今、町民の方々にアンケートに答えてもらっております。設問の中で、「町に優先的に取り組んでほしいものはどんなことですか」との問いには、14の項目を立てているうち、最も印がついて返ってくるのが、国保税の軽減や値下げです。

背景には国保税の異常な高騰です。所得200万円台で30万円、40万円の負担で、支払い能力を超えていることで悲鳴が上がっているのです。全国的には、滞納世帯は既に2割に上がっております。国保税が異常な高さになっている背景は、国の国保に対する国庫支出の割合の削減です。

1980年代は50%だった支出が、2007年には25%に引き下げられた結果です。さらに、全国国保加入者の過半数が無職者、主に退職高齢者であることや、天候やその年の作柄に左右される農業者、景気の落ち込みで一番しわ寄せが来る零細業者などが加入者のため、加入世帯の平均所得が低いことです。

国保加入者の平均所得は、84年には179万円でしたが、2007年には167万円と実額で下がっています。一番の理由は、本来なら組合健保や政管健保に加入すべき労働者が、非正規労働者やフリーターとして低賃金の労働者におとしめられ、大量に国保に流入したことです。高過ぎる国保税が滞納者を生み、滞納分が保険税に上乘せされ、さらに保険税を押し上げる。さらなる滞納者の増加を招く、こうした悪循環を断ち切らなくてはなりません。

憲法第25条や国民健康保険法の立場から、国民の生存権と社会保障制度として、命と健康を守る国保の理念を第一義ととらえるべきです。これからの町の取り組むべき方向を、基金の取り崩しや一般会計からのさらなる繰り入れも視野に入れて、加入者が安心して医療が受けられる本来の国保制度に町として取り組む、再生していく、そういうことに力を注ぐべきだと思っております。

職員の中で話し合っ、職員の方と話をすると、国保は助け合い、互助・扶助の制度という声が聞こえてきますが、現行の国保法には「相互扶助」の言葉はありません。国保を相互扶助と言ったのは、戦前の1938年施行された旧国保法です。今の国保法は、第1条から第4条の総則で国保を社会保障及び国民健康の向上の制度として規定しているのです。第4条では、国保の運営責任を国が負うことを明記しています。同じく4条では、都道府県にも国保事業を健全に運営するために必要な指導を行うよう義務づけています。

そして、基礎自治体の市町村が国の財政支出のもと、保険・福祉とも連携しながら住民に医療を給付する社会保障の仕組み、それが本来の国民健康保険です。憲法第25条や国民健康保険法の立場から、国保税を払い切れない加入者の生活実態の把握に努め、社会保障にある

まじき人権無視の制裁行政である資格証明書の発行は禁止し、短期保証書の交付は慎重にも慎重を期し、国民皆保険制度を守る姿勢を守っていただきたいと思います。

国保加入者が安心して医療が受けられ、手おくれになり最悪死を迎えることがないように、真剣に検討していただくことを求めます。1年以上の滞納者を一律に悪質滞納者扱いし、機械的に保険証を取り立てる路線は今や破綻しているのです。私は有害鳥獣問題と国保問題についての質問を行いました、真摯な、そして具体的な町長のお考えを期待しております。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、有害鳥獣駆除に対しての補助制度の創設についてでございますが、金澤議員のご指摘のとおり、近年の鳥獣被害は増加の一途をたどり、ただ単に猟友会に頼るだけでなく、自分たちの地域は自分たちで守る意識が必要だと考えております。猟友会でも会員の高齢化や、若い会員がふえないことから全体の会員が減少しております。その上、狩猟免許の更新時には実技研修が導入をされ、さらに会員が減少し、現在の半分くらいになるだろうというふうなことが予想されているようでございます。

町では、有害鳥獣駆除隊員にはハンター保険料を補てんしております。わな猟で有害鳥獣捕獲を実施していただく場合には、わな猟具を無償貸与しております。

また、有害鳥獣を追い払う目的の轟音玉は、申請があれば町から現物支給しております。しかし、煙火消費保安手帳の取得や、毎年行われる保安講習には費用がかかることから、今後それにつきまして検討してまいりたいと考えております。

いずれにしろ有害鳥獣の被害が増加していることから、捕獲駆除が有効と考えておりますけれども、有害鳥獣を捕獲する隊員をふやしていかないと対応できないと考えております。そのため、狩猟免許取得に対しての補助の検討、試験の日程や講習会のPRを積極的に行いたいと考えております。

農作物被害防除のため、耕作地への侵入を防ぐ防除施設、電気さく等でございますが、これにつきましての補助制度があります。多くの町民に利用されております。集落で共同設置を行うなどの取り組みも多数ございますけれども、設置後の管理をしていただかないと、その効果が半減をしてしまいます。ご指摘のように、耕作放棄地が野生鳥獣の棲息地になっているということも考えられます。耕作放棄地をつくらない取り組みとしては、農地、水、環

境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払交付金制度などがあります。協働作業により田畑に近い河川等の整備を行うことで、有害鳥獣が住みにくい環境づくりが期待できると考えております。

また、人家近くに野生鳥獣が出没することを抑制するための道路整備や、人家周辺の森林整備を行う、保安林リフレッシュ事業等の県の補助事業の取り組みなどを検討していきたいと考えております。

次に、国保税関係についてですが、国民健康保険税は、加入者が安心して医療を受けるための国民健康保険を支える大切な財源です。保険税を納めることは、自分が大きな病気やけがをしたときのためであり、ひいてはすべての人の安心にもつながることにもなります。この保険税の決め方は、その年に予測される医療費から受診者が支払う一部負担金と、国・県などからの補助金を差し引いた分が保険税全体の額として先に決められ、その全体の額を所得割、資産割の応能負担と、均等割・平等割の応益負担に応じて割り振って決められております。課税方式は、8割の自治体が本町と同じ4方式を採用しておりますけれども、最近では、資産割をなくして3方式へ移行をする傾向がございます。

なお、低所得者に対しては平等割の軽減措置を実施しておりますが、滞納者、滞納額ともに年々ふえている現状であります。

前年度の1人当たりの保険税はおよそ9万円で、県内市町村平均より1万円ほど下回っております。9月定例会において、平成21年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の際、文教厚生常任委員会の審査報告で、特に歳入の財源確保に努めるよう指摘を受けました。当町においても、産業構造の変化や高齢化の進行により医療費は伸び、これから冬を迎え、さらに増加が予想されます。

また、景気の低迷も収納率の低下に拍車をかけております。保険者は保険税滞納者対策実施規程に基づき、被保険者間の負担の公平を図る観点から滞納者に対する対策を実施し、税務会計課と町民課の両課で収納の確保に努めております。

10月末現在で、資格証明書の発行件数は45件、短期被保険者証発行件数は84件で、昨年の倍近い伸びを示しております。世帯主に特別な事情がないにもかかわらず滞納した場合は弁明の機会を設け、内容が不当と判断された場合、被保険者証の返還手続、資格証明書の発行を行っています。審査に当たっては滞納者の事情を十分に調査し、あくまでも慎重に、公平性を欠くことのないよう実施しております。

基金につきましては1億1,000万円ほどで、取り崩すことなく事業実施をしてまいりまし

た。近年、鳥インフルエンザ等の発生が続き、突発的な病気などが発生した場合、予備費とともに活用できます。

また、一般会計から、繰入金につきましては法定分以外の繰り入れはしておりませんが、運営地域が市町村単位と狭いため、少しの滞納及び医療費の増減で大きく左右される状況にあります。現在、保険者を市町村単位でなく都道府県単位に広域化し、運営の活性化を図るとの議論も出ております。

金澤議員がご指摘する内容でございますが、きちんと保険料を納めている被保険者との公平性を損なうおそれが考えられ、滞納者の増加も予想されます。そうしますと、収納率が低下し、事業自体の運営が危ぶまれる状況になるのではないのでしょうか。今後は、国民健康保険運営協議会におきまして協議をお願いし、被保険者が安心して医療が受けられる町を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 大体予想されたような答えが返ってきました。有害鳥獣対策についてなんですけれども、うちの町もやっているよというような内容だったんですけれども、では、中山間地直接支払制度を使うと、どのような制度として住民の方々に有害鳥獣を駆除するための、駆除というか、隠れ場になるような場所をきれいにする制度として使えるのか。その辺のことを具体的にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中山間地域等直接支払交付金制度でございますけれども、この制度では、その1つのまとまりの地域の皆様が、その地域にとって有害鳥獣対策について、どのような方策が効率的だと、各地区ごとの方針を決めて、その中で行うことで補助金が出るということございまして、その地域の特色というものがかなり出てきて効果があるというふう考えております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） では、その地域、今町長おっしゃったように、その地域地域によって違うんだから、その地域で話し合っって、方策を考えて申請しろというようなことだと思うんですけれども、じゃ、そういうことに対してどれだけ町行政として、地域住民に対してその辺の宣伝というか、こういう制度でこういうことができ、こういう内容の申請書を書けば、有害鳥獣の巣となるべき耕作放棄地をきれいにできますよというようなことは言っているんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、担当課のほうで、各地区ごとにこの事業内容等について説明を行っているところでございます。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 私の地域の方々は、そんなことは聞いたことがないというようなことを言っていましたので、一々やっぱりこの場所に聞きにこない限り、そういうことを教えていただけないんじゃないかなという気も多少はしているわけなんです。担当課としてはちゃんとやっているよというのは当然わかります。

じゃ、ちょっと方向を変えますけれども、有害鳥獣捕獲隊員制度、このようなものをつくりたいというような答えだったんですけれども、それにつけて対策協議会的なものを立ち上げてやっていくというような考えはありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては猟友会との協議等も行いまして、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） また、検討ですね。町長の答えの中に、猟友会も高齢化ということもおっしゃっていましたし、狩猟免許が今度は実技が入ってきて、半分ぐらいに猟友会の会員がなくなってしまうんじゃないかということも答えの中に言っていますよね。だから、どうするんですかということをお前は今聞いているわけなんですけれども、またここで、猟友会と協議して検討していくんだと。それいつごろやるつもりでいらっしゃいますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、猟期が2月半ばで終わるというふうなことでございますので、わな猟が2月の28日でしたね。そういうことで、その後やはり今、実践部隊としては猟友会の皆さんでございますので、皆さんのご意見もちょうだいして、それにつきましては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 確かに相手があることですから、すぐにはできないかもしれませんが、まずは自分の答弁は、まず壇上で立った答弁の中では、そういうものを考えていきたいんだということをおっしゃったのに、自席に戻っての答弁になると、また検討してみますというようなことで、いつになったら本当にそういうものが始まっていくのか。全然具体

的ものがこっち側に響いてこない。本当に喫緊の課題として有害鳥獣問題が、というか、もう起きていますし、隣町では、猿被害がメインなんですけれども、もう本当に手おくれ状態になりつつある。そのためにいろいろな方策を行っております。

隣町の話をして申しわけないんですけれども、しっかり対策協議会を持って、このわな猟等の試験を受けるこの費用はほとんど協議会の中から出して、この対策協議会も、国や県からの補助金で成り立っている組織ですけれども、我が町でこのわな猟の試験を受けますと、登録料まで全部入れますと3万8,640円ぐらいかかるわけですね。中之条町だとほとんどかからない。保険料と税金を入れて2万円ぐらいで済むんじゃないかということを知っています。町長の姿勢なのかもしれないんですけれども、自分の地域は自分たちで守るんだというしっかりとした理念のもとにこの制度をつくって運営しているということを知っています。その考えに対して、我が町の町長としてどのようにお考えになりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中之条町では、わな猟に対して試験料等の補助を行っているというふうなことでございます。やはり有害鳥獣の駆除に当たっていただく方々への、本当にご苦労に関する補助というものは今後必要であるというふうに思いますので、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 時間がないので、具体的なことがなかなか聞けないので、国保問題のほうへ移りますけれども、国保問題に関しても今までの取り組み、資格証明者が45件、短期が84件、昨年に比べて倍増していると。全国的にも倍々とふえているというような感じがするんです。

2000年には、滞納世帯が17.5%だったところが、09年には20.8%、私は2割という数字を言いましたけれども、これはもう減るといような傾向は全然ないわけですね。ずっと右肩上がりにこの数字が上がってきています。

では、町長に伺いますけれども、この国保税に一般会計から繰り入れている金額、国保加入者の1人当たり、どのぐらいの補助が出ているかわかりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的な数字は把握できません。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 確かにまことに申しわけないです。急に数字を述べてくださいという

のも酷なもんだと思いますけれども、18年には1人当たり4,930円、21年決算では3,480円、たかだかこのぐらいが出ているだけなんです。どんどん生活は苦しくなっていく、私の持っている数字で見ますと、国保の1世帯当たりの年間所得は132万円、政管健保に入っている方は230万円、組合健保が371万円と、国保世帯が所得が最も低く、それも半分以下、このような数字が出ているわけです。

我が町の数字は今ちょっとつかんでいないんです。これは国の数字なんですけれども。そして年間所得をもとにして出した保険料率は、国保が11.4%、政管健保が7.3%、組合健保が4.8%と、国保世帯が最も所得の中の割合が高くなる。これじゃ滞納者がふえていくというのはわかると思うんですけれども、そこを「互助精神だ、公平だ」という名目で冷たくそこであしらってしまう、それでいいんでしょうか。やはり町民・住民が、すみません、国保加入者なんですけれども、苦しい、何とかしてくれ、そういう声を聞いて対策をとる、そういう姿勢が町長には必要ではないのでしょうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 金澤議員の予定時間は過ぎましたので、最後の答弁になると思いますが、よろしくをお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の中にもございましたけれども、国民健康保険制度は国の補助と加入者との相互扶助で成り立っている社会保障制度というところでございます。税を納めない方がいると健康保険制度が成り立っていかないというふうな点もございます。しかし、町民のさまざまな状況、苦しい状況もございます。そういう点もございますので、答弁の中でも申し上げましたように、国民健康保険運営協議会において、その取り扱いにつきまして今後協議をして、安心して医療が受けられる町、こういうものを目指してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

(午前11時02分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

---

◇ 大 図 広 海 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

9 番議員、大図広海議員。

（9 番 大図広海君 登壇）

○9 番（大図広海君） 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行います。

日ごろというよりは、就任以来常にと言ったほうがいいと思います。「姿勢を示す」という言葉を町長の口から発せられております。なかんずく姿勢を示すという名目のもとに、町長以下特別職の報酬の減額という条例改正までも提出されてきました。

そこで、これはあくまでも姿勢なんですね。これからは、この示した先が何があるかということなんですが、一向にそれが見えてこないということで、本日は職員の給与について、手当を中心に伺ってまいります。以後は、一問一答方式にて自席より行いますので、真摯な答弁を望んでおります。

○議長（一場明夫君） 答弁できます。よろしいですか。

町長、答弁願います。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 質問の通告に基づきまして答弁をさせていただきます。

東吾妻町職員の給与については、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、東吾妻町職員の給与に関する条例を定めております。給与は、給料のほか給与条例で定めている諸手当を含めたものとしております。

条例の第9条、また第11条の3及び第19条、そして22条の諸手当につきましては、地方自治法第204条第2項及び地方公務員法第2条第6項の規定に基づいて定めております。今後の給与につきましては、職務給の原則均衡及び条例主義をもとに決定してまいります。

また、給与水準につきましては、人材確保及び住民の負担という相反する要請を調和させていくと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 失礼いたしました。読み違いをいたしまして、地方公務員法第2条と読みましたけれども、24条でございます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 思わぬ答弁なので、よかったなと思います。ということならば伺っていきます。自治法204条、地公法24条ともに「給与の額及びその支給方法は条例で定める」となっています。この部分について、町長の解釈はどうなりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 文章のとおりだというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、給与の額は条例で定まるということなんですね。

じゃ、ちなみに伺います。そこで、給与条例の第9条、これで管理職の額が条例で定まると思えますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 第9条の関係につきましては、課長級10%、次長級7%というふうにしております。

○議長（一場明夫君） 管理職手当の額がこの条例で、9条で定まるかどうかというのを聞きました。

（「はい、わかりました、これは……」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長、もう一度答弁願います。

○町長（中澤恒喜君） 規則で定めております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、条例で額が定まらない。判例は、何度も申し上げているように、これは最高裁判例です。給与の額は条例により定めると。法が条例に委任した範囲を超えて規則で額が定まるというのは、そういった部分までを包括委任している部分については、法が条例に委任した範囲を超えるから無効である。常々言っています。私の言っている言葉が理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員の主張はよくわかりました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 弱りましたね、私の主張じゃないんですよ、最高裁の判決なんですよ。後で勉強して出直してきてください。かつて町長は、前任者の町長から議員が言われましたけれども、改めてその言葉を今言います。

それで、その管理職なんです、この管理職は勤務時間条例の適用を受けるんでしょうか、受けないんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 勤務時間条例の適用を受けるというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、労働基準法41条には何が書いてありますか、説明してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 手元にございませぬ。にわかにおっしゃられてもわかりませぬ。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 監督及び管理の職にある者については、第4章からということになるんで、基本的には、勤務時間及び休息、休日に関する保護を与えられていないんです。それに見合う分として経営者と一体——この場合には町長と一体だと思いますが——になって邁進すると。その手当として管理職手当がある。したがって、管理職手当を支給の対象になる者は勤務時間条例の適用を受けない、もちろん有給休暇もない。早出であれ、深夜勤であれ何でもやらなくちゃいけない。労働基準法は、この管理監督にある者であれば、年少者であれ妊産婦であれ、要するに勤務時間の保護を与えないとなっているようです。

かつて、こんな話題も議会の中でやったことがあります。当時言いました、名ばかり管理職がいると。今まさに、先日の論議もそうです。そこに名ばかり管理職がいる。その人間に対して、最高裁判例をしり目に見ながら、いいですか、条例で定まらない額、町長が規則、規則は町長、身勝手に決められるんですよ、幾らにしましょうねという形でね。

では、町長に伺っておきます。なぜ給与は条例で定めるんでしょうか、その基本的な概念を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地方公務員法の第24条から来ております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 基本概念を備えていないと、そういう言葉になるんだと思います。いいですか、昨日私そのことは言っていますよ。地方自治体の職員の給与は、地方自治の原則に基づき、住民理解の上になっていかないといけない。その住民理解にかえるものとして、住民から選出された議会の議決があつて、法が求める条例主義というのは議会の議決、いいですか、それは住民理解が根本にあるということなんです。

そうしますと、今、労働基準法が保護を与えないといった休日、勤務時間、こういった代償として管理職手当が払われている。額の多寡はこの際問題ではないです。その管理職手当を受けながら有給休暇をとりました。職員には残業させるけれども、私はしません。管理職員休日出勤特別何とかっていう条例もあります。いいですか、だから名ばかり管理職といわれちゃうんです。理解ができないようなので、次にいきます。

順番でいきますと、次は扶養手当になります。

扶養手当というのが比較的高額に出ています、この扶養手当の必要性というのはどこにあるんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 扶養手当につきましては、配偶者、それから自分の子供でありますとか孫でありますとか、あるいは父親、母親でありますとか、そういう者がほかに生計を立てるすべがなく、いる場合に扶養というものを行っております。これにつきましては、東吾妻町職員の給与に関する条例の第10条に規定をされておるわけでございます。

○議長（一場明夫君） 扶養手当の必要性というのを聞いているようでしたが。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 自治体職員の給与に関しては、扶養に関するものは生計費というものに当たっておるといふふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 生活給という形での給料というものが払われている。だから、年功で上がっていくんだ。それで、配偶者がいれば出費もかさむだろうから、子供ができればさらに出費がかさむだろうからという概念で公務員給与は決められている。しかし、もうそういった概念はとうに昔のものになって、今や民間においても同一労働、同一賃金、これが主流になっています。だから、手当のあり方を抜本的に見直す時期じゃないかと思います。職能給をどうやって入れるか。こういった形に置きかえるべきだ。

それとまた、児童手当についてもなかなか地域全体で子供を育てるという概念の中で、い

ろいろの手当あるいは医療費の無料化等々をやられています。そういったものも理解はできるんですが、いいですか、ここなんですよ、職員の給与、手当だけがまた特段にということなかなか理解が進まない。町民の1人としてそういう輪の中に入る、こういったシステムに変えるべきなんではなかろうかと思うんです。ちなみに扶養手当を全廃すると、ことしの実行予算で、恐らくは2,400万円内外になってくると思います。これから人事異動等、職員の異動等があればどうなるかわかりません。

それで町長に伺っておきます。規則で定めるとありました。年収が130万円までの人に対しては、扶養手当の対象ということは規則で決まっておるようです。なぜ130万円と決めたか、またそれを改正しなかったか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それについては、ちょっと把握ができません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） なかなか私もこれ理解に苦しむところなんです、かつての給与所得控除を引いたほか、課税対象となる線がその辺にあった記憶があります。そういっていきますと、ここなんですよね、現実とその配偶者の対象となっている人、いわゆる職員の家族ですね、これは労働行為に及んでいる、そういう例はよく見ます。130万円を超えないように調整休みみたいな形で休みに入ります。いいですか、これは決して違法じゃないです。かつて、そういう不道德な者はいないと私答弁を受けた覚えがありますが、何年か前でしたね。これは不道德になるんですかからないんですか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それには当たらないというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） どうなりますか、それはいいです。ただ、ここに130万円という1つのラインがある。このラインをなくせばそういうことはない、そういうことですね。定額支給をすると、もし直せば、収入が幾らあってもいいということになれば一生懸命仕事をするでしょう。少しでも賃金が得られるように、定職にもつこうと思いますでしょうし。できたら10万円でも20万円でも余計に収入を得たいと思うでしょう。130万円を目前にして調整休みはないと思います。もしこの制度がずっとあるならば、お互いにそこに不幸が発生するんだと思います。「私、130万円の人間だから」と言って歩いているようなもんなんです。制

度を直していきましょうよということなんです。

それで、この条例から言いますと、60歳以上であれば父母・祖父母までもいいということ、一生懸命労働してでも父母・祖父母そろっていると、よしんば職員のお家が農業者であって適正申告していて、4人いると、そこそこ130万以内におさまる。そうした場合に、やっぱりそれは規則で言うと扶養の対象になる。そういう部分で、やっぱり扶養手当が高額にならざるを得ない。やっぱりこれでは住民理解が得られない。同一労働、同一賃金、能力評価をどういうふうにやるかということは難しいと思いますが、採点で昇任、昇給、資格手当、そういった部分につけかえていくべきだと思いますが、その抱負を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後の課題であるというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 時間がないので、次には、住宅手当について伺います。

住宅手当というのはなぜ支給するのでしょうか、その根拠を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住宅手当につきましては、東吾妻町職員の給与に関する条例の11条の2に規定をされておまして、それによりまして支給をしております。

（「条例に基づき支給をしているという答弁ですが」「困りましたね」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） なぜかと聞いたほうが、じゃ悪かったんですね。その必要性はどこにあるのでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員の生計のために必要な部門でありまして、それを町として、手当として与えることが適当であるというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 生計に必要ですか。だとすれば、どの職員に対しても支給しなくちゃいけない。公平にやられていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、一定の条件を満たしている者に支給しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 多くの事例で言いますと、規則では、条例だったかな、単身者にはまず支給されないと。したがって、配偶者がいる、それで新居を構える、いいですか、そうしたら支給される。そうすると、新居を構えた職員に対しては、すべて支給されなければいけない。そうなっていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住宅を借り受けた場合ですね、そういう規定でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 困りましたね、それは当然なんです。ただ、「主として生計を」とか、「世帯主」とかというような形での表現が入っているんです。仮に女性職員が、仮にですよ、お嫁さんに行って、ご主人が世帯主になられた、そうすると女性職員には住宅手当が払われない。さっきの扶養手当もそうですけれども、こういったものが定まった時代はもう既に遠い時代なんです。今式に変えていきましょうよと言うんです。これが本当に職員の生計のために必要ならば等しく払わなくちゃいけない。一番いいのは撤廃するということなんだと思いますけれども。理路整然と。

住民理解という部分から見れば、なぜかという、今低金利時代です、それからローン控除もいっぱいついています。なかんずく安定的な職業で、町内では高給と言われる部分であります。なるべく早く持ち家に移行してもらいたい。それが町内の産業につながる。私は常々それを主張しております。そういった部分に変えいくということは考えていないでしょう、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、県内の状況ですとか郡内の状況、そういうものを踏まえながら検討していくものだというふうに理解をしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういうのは横並び意識といいますか、独自性はどこにもない。ちなみに、この住宅手当だけで年額360万円ほどになります。銘記しておいてください。そういう言い方をすれば、町長、通勤手当の必要はどこでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり職場までの交通機関あるいはガソリン代等の費用ですね、同じく第11条の3で定めております。これは必要な経費だと町は認めて支払っているわけござ

います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） また、的外れでしたか。質問するほうが悪かったですね。かつては、やっぱり優秀な職員を多方面から来ていただくために、通勤距離によってハンディをしようということについて、それが原因として優秀な職員が集まらなかったら大変だというような発想がそこにあったかと想像がつくところなんです。

ところで、これだけモータリゼーションが発達してくると、かなりのところからも、そこそこ経費もかけずにやってこれると。だから、通勤手当のあり方もおのずと変わっていかねばいけない。そこで1点、私ぱっと思ったんですよ。遠いところから来る人がハンディをしょっているからという話なんですね、近くの人もハンディをしょっているんですよ。なぜならば、遠いところから来る人は税負担をしていない。それが住民理解が得られるかという話なんです。その点どうお考えになりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうことも一つあると思いますけれども、やはり職員としては、この町・住民のために働いているわけでございますので、そういう点は、私は現在のところ突き詰めてはおりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、一生懸命働いている。だれも自分は一生懸命だと思っているんですよ。効果が出るかどうかなんです、結果が残るかどうかなんです。結果が残ったかという判定はなかなか難しいんですけれども、残すべき能力というのは判定ができる。だから、こういう手当を、そういった判定をパスした人にこれだけのものですよという形でつけかえてという論議なんですよ。一律にみんな平等ということはやめましょうと。決していい結果が残らない。これは私が言うまでもなく、マスコミ等々で随分言われていることです。

ちなみに、通勤手当だけで年額1,200万円を優に超えております。これ全部トータルすると何かほかの事業ができる。あるいは職能の手当がきっちりそこで張りつけられる。それに向かって職員はみんな自己啓発に邁進する。住民のためにはそのほうがいいのかと思います。当面考えないという町長のお話でしたので。期末手当の基礎額という話はせんだって話をしました。その間勉強したと思われま。この基礎額のあり方でよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、現行でまいりたいというふうに思っております。

す。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいですか、期末手当の基礎額が、給料月額に対してプラス扶養手当を加算して、それに対して支給月数を掛けるということになります。そうしますと、先ほど申しましたように、月額にするから198万8,000円ほどの今扶養手当が出ていますが、この手当について、また約2カ月分相当が期末・勤勉手当として職員に支給されている。手当に手当をつけてどうするんですか。これで住民理解が得られると思いますか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても県内の状況等も勘案して、今後これについて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、あと30秒程度で持ち時間になりますので、時間を考えて質問を願います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 30秒ですか、では手短に聞きます。

先ほどの住居手当と通勤手当が並行支給されています。これは、民間ではまずあり得ないことです。よろしいですか、この住居手当と通勤手当はなぜ並行支給をする必要性があるのか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いや、民間でも通勤手当、住居手当、それぞれその手当の性格が違いますので、両方支給されていると思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これで最後になると思います。

では、伺っておきます。期末手当を支給する場合、役職に対して役職加算というような形で、また上乘せがある。なぜこれを、手当の上に手当をつけたものをまた加算しなくちゃいけない。伺っておきます、その必要性はどこにあるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この制度も歴史的にそういうものになってきているわけですので、これにつきましても県内の状況等も勘案して、見直すべきものは見直していくということで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○9番（大岡広海君） 許されれば、どんどん進みますよ。

○議長（一場明夫君） 時間になりますね。はい、もう時間です。

以上で大岡広海議員の質問を終わります。

---

◇ 角 田 美 好 君

○議長（一場明夫君） 続いて、7番議員、角田美好議員。

（7番 角田美好君 登壇）

○7番（角田美好君） それでは、一場議長の許可を得ましたので、私の質問をさせていただきます。

まず第1に、町長が進めようとする行政改革の考え方についてお伺いをいたします。

私は6月の議会においても、行政改革ということで、特に集中改革プランについて中心に伺ってきたんですけども、今回一步踏み込んだ形で質問できればと考えまして、改めて質問させていただきます。

町長は行政改革の推進について、6月以降同僚議員の質問に対しまして、細部に踏み込みますと、今後検討しますと、そういう発言が非常に多いわけですけども、具体的にどのように考えているのか。町長みずからの考え方を示していないと思われまます。そこで今後、中澤カラーをどのように出して取り組むのか、考え方についてお伺いしたいと思います。

次に、2点目でありますけれども、自治基本条例の制定について。

この条例の制定は、行政改革につながると思われまますが、あえて質問を分けさせていただきました。平成7年に地方分権法が制定されてから、行政に自己決定と自己責任が求められる地方の時代、また地方自治の時代と言われるも、相変わらず旧態依然の行政執行からなかなか抜け出せないのが現状ではないかと考えております。

そうした中、北海道ニセコ町を皮切りに全国の自治体において、自治体の憲法と言われる自治基本条例の制定が進んでいるところが多いようであります。

当議会では、10月1日より議会基本条例が施行となりましたが、そうした条例とあわせて制定している自治体も多く見受けられます。県内では、玉村町、太田市が制定し、高崎市も来年4月の制定に向けて準備をしているようです。総務委員会においても、3年前からその

必要性を議題にした経緯があります。

町長のビジョン達成のために、町民参加と対話の行政運営を公言していることなどを考え合わせますと、町民参加を盛り込んだ、住民及び町の責任や役割を明確にする条例制定をすることがベストと考えます。

そこで町長は、当町における自治基本条例の制定の必要性について、どのようなお考えでおるかお伺いしたいと思います。

以上2点について、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） まず初めに、行財政改革の考え方についてですが、東吾妻町行政改革大綱が平成22年度で終了いたしますことから、新たに第2次東吾妻町行政改革大綱を策定することになっております。前回と同様に、行政改革の最終的な目的でございます町民サービスの向上を目指し、改革を推進していく考えでおります。また、試行的ではございますけれども、事務事業評価委員会を本年度から立ち上げ、事業評価を実施しているところでございます。

委員会では、町の総合計画に基づき、担当課が選定いたしました事業、その必要性や効率性、成果などについて評価をいたします。各担当課は、判定結果を勘案の上、第1次総合計画に基づく実施計画及び翌年度以降の予算要求等に反映させる予定になっております。本年度につきましては窮屈な日程になってしまいましたが、来年度以降は年間事業評価スケジュールを設定し、実施していく所存でございます。

次に、自治基本条例についてですが、2000年の地方分権一括法の施行により、各自治体に、地域のことは地域で決めるという自己決定・自己責任のもと、自立した自治体運営の根拠となるルールが必要となり、角田議員ご指摘のとおり、北海道ニセコ町のニセコ町まちづくり基本条例を初め、多くの自治体が制定または制定に向けて調査研究しているところでございます。

現在、東吾妻町では、地方自治の基本法である地方自治法に基づき行政運営を行っております。今後、東吾妻町の自治基本条例については調査研究をしまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 答弁ありがとうございます。町長の具体的な財政改革というのはなかなか聞こえてこないんですけれども、総合計画の中における実施計画と引き続きの集中改革プランというお話を、さきの行革の委員会の中でお示しをいただいたんですけれども、総合計画の中でも、集中改革プランの中で行革を進めていくんだという文言がありますので、その中から、要するに本当に町長がそのプランの中で、どこを重点的に進めるというものが全く今の答弁では聞こえないわけなんですけれども、議会としますと、そういった部分を聞かせてほしいと思うんですけれども、みずからの考え、どこを中心にするのかということをごひお聞かせ願いたいと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、前々から申し上げますように事業全般を見直しまして、殊に試行的でございますけれども、評価委員会等も設けました。このことから事務事業の無駄をなくして、スリムな状況にしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

特に、行政に対する町民の要望というものは大きいわけでございますけれども、そのところはやはり現場に合った事務事業、適正な事務事業というものを把握して、行財政改革につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 12時になりましたが、このまま進行させていただきます。ご了解を願います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 事業という部分では特に施設関係、今後、指定管理者に持っていくという話を聞いていますけれども、何と云っても、要するに岩櫃ふれあいの郷が、だれが見ても温泉部門、また全体を見ますと1億円近くを持ち出しというか、そういう部分がかかってありまして、旧吾妻町の時代においても14年から、必要性というか使用変更というか、そういう部分で検討した経緯もありながら、いまだに手つかずの部分でありますので、その部分を第1に、どんな方向に持っていくかというものが決まってくれば、おのずと全体の財政改革が進むんだと思うんですけれども、その部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふれあいの郷につきましては、東吾妻町の中心地の原町に所在しておりますので、この温泉なり施設を利用する方もおるわけございまして、そういう方の町民の福祉等も考えなければならないという状況でもございます。特に厳しい状況の中で、今後は

住民の理解というものも踏まえながら、また要望というものも踏まえながら、これにつきましては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 具体的な町長の考え方というのは、現状では示さないということで、要するに評価した中で今後決めていくという考えでよろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この場での具体的なものは、お示しすることはできません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 事業評価委員会を立ち上げてしていくということですがけれども、総務委員会でも中で問題になったんですけれども、公表というか内部だけの審査、事業評価という部分については本当に大丈夫なんでしょうか。はたから見ても、要するにふれあいの郷はだれが見てもそういう状態である中で、再検証というか、そういう部分もありますけれども、本当に内部だけのあれで大丈夫なんでしょうか。また、事業評価の結果についても議会等に公表というか、具体的な説明はしていただけるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一応3年計画というふうなことで事業評価委員会を立ち上げてきたわけでございます。今、角田議員のご指摘もございましたように、内部だけの検討委員会だという、評価委員会だというところでございます。こういうものにつきましては、ほかの市町村におきましても、外部の方を入れた事業仕分けというふうなものも行っておるわけでございます。そういうものも、今後は経過を見ながら外部の有識者を入れてご審議をいただくというふうな場面も今後は考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） はい、わかりました。よろしく願いいたします。

続きまして、職員給与なんですけれども、先ほど大図議員からも手当という部分で質問されていたんですけれども、前回も私も若干質問したんですけれども、郡内の状況を見て考えるという話をしたんですけれども、その後、同様の質問になりまして、県内平均をめぐるといふ発言もあります。

また、会期中においては、総務委員会において町長から具体的な削減案の発言があったんですけれども、改めて確認させていただきたいと思っておりますけれども、どのようなお考えなのか、よろしく願いいたします。

- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 給与につきましては、県内の市町村の職員の平均、これを目指していきたいということを考えております。これにつきましては、今年度いっぱいには現行で行くわけでございますけれども、4月からはそれを見直す中で即効性のある、何%削減します、カットしますというふうなものを暫定的に適用いたしまして、その後は新たな体系で職員給与を出してまいりたいというふうに考えております。
- 議長（一場明夫君） 7番、角田議員。
- 7番（角田美好君） 県内職員というとらえ方なんですけれども、公務員の職員というとらえ方なんでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 県内の市町村職員の平均というところでございます。
- 議長（一場明夫君） 7番、角田議員。
- 7番（角田美好君） 県内の市町村職員のラスというのはどのくらいか、承知をされておりますでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 平成21年度の数字では97の後半ぐらいだというふうに思いますけれども。
- 議長（一場明夫君） 7番、角田議員。
- 7番（角田美好君） 町村平均は97なんですけれども、市を加えると我が町より、たしか高くなるような気がしたんですけれども、違ったでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 私の認識では、高くはなっていないというふうに思いますけれども。
- 議長（一場明夫君） 7番、角田議員。
- 7番（角田美好君） 余り細かいことを言ってもあれですけれども、前町長は95にするという話だったんですけれども、公務員だけが基準なのかなという、民間からしますと地域給というか、そういう部分も考慮した中でのやはり職員給与だと私は考えているんですけれども、そういう部分の考慮についてはどのように考えておるんでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 県内の市町村の職員平均というふうなことで一応お答えいたしました。そういう線でまず考えております。やはり東吾妻町は、県内の市町村の状況の平均的なもの

ではないかというふうに思っております。その上でお答えをしたわけでございます。

○議長（一場明夫君） 地域給与に対して聞いておりましたが。

○町長（中澤恒喜君） 地域給与についても、今後はそういうものも考慮に入れながら検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 先ほどの大図議員への答弁の中でも、要するに聞いていますと、やはり住民の考える給与と公務員のバランスを合わせるような形でという話をしておりましたので、地域給を考慮した中での職員給与のあり方を考えるべきなんだなどは考えておりますけれども、改めてお伺いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新しい県内の市町村の職員の平均というものの数字が、また新たに示されるというふうに思っております。また、地域というものも考慮に入れまして、その点を考慮に入れまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。

それと、職員給与を当面はカットするというお話だったんですけれども、町独自の給与制度をつくるというようなお話が委員会のおきにあつたんですけれども、本当にそれで大丈夫なんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、応急的な措置で何%削除というふうな面で行いまして、その間におきまして、また協議・検討を重ねまして、新しい体系というものができればというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 3月に現給保障の条例、70%カットが切れるということにあわせて、そういう考えであるんでしょうか、それとも特別職が、要するにみずからの給与カットした中での考え方から、そういう考え方なんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 双方の考えを取り入れて進めております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） するといたしますと、現給保障額は、要するにもとに戻るという形で考

えておるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その適用が3月末で切れるというふうなことでございますので、それに見合ったといえますか、それに対応するものが何%の削除ということだというふうにご考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） じゃ、現給保障額は100%に戻すということですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 3月末にその考え方は切れるわけでございますので、新たに職員の給与につきましては考え方を進めていくということでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） この部分については組合と協議した中で、要するにこの考えが示されているのでしょうか。それともみずからの考えだけで示されているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給与につきましては総合的に考えて進めてまいりますけれども、それには、やはり組合との協議というものは必要でございますので、既に行って、話を提示しているわけでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） ぜひとも問題が起きないような形で、職員給与の適正化について取り組んでいてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと……

○議長（一場明夫君） 竹淵議員は前を向いていてください。

○7番（角田美好君） 職員給与の適正化については、この辺であれしますけれども、自治基本条例についてですけれども、前向きに取り組むというお話なんだと思いますけれども、研究委員会等の立ち上げ等は、具体的には考えていないのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましてはまず役場内で担当課等と、この点につきまして協議を重ねながら考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 次期に進める実施計画というか、集中改革プランの骨子の素案の中に

も、住民の行政参画の推進ということで大きうたってあると思いますので、ぜひ早目に、こういった条例が制定されるとますます住民参加が進み、いい行政ができるのかなと考えますので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 最後に、町長、答弁願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 自治基本条例につきましては、町の条例の最上部に位置する条例ということで、町の憲法とも言えるものだというふうに理解をしております。町の憲法というものをつくるまでには、かなりいろんな協議、時間もかかるというふうに思っております。やはり設定した基本条例が、今までの条例と相反することもあると思います。そういうものの調整等も、かなり出てくるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。

役場内での調整のほか、やはり町の憲法が自主憲法となるような、町民の皆さんを巻き込んだ、そういう取り組みも、いずれは必要になってくるんだというふうに思っております。そのようなことで検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で角田美好議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

---

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成22年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月7日に開会されました今期定例会におきまして、東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係6件、平成22年度一般会計補正予算など予算関係6件、そのほか、東吾妻町営土地改良事業について原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しましても、感謝を申し上げる次第でございます。

ことしの世相を象徴する漢字は「暑」に決まりました。記録的な猛暑により、熱中症にかかる人が続出をいたしました。チリでは、地中の暑い中から作業員全員が生還をした鉱山落盤事故、日本でも1万度の突入温度から帰還した「はやぶさ」などの話題もありました。

また、ことしの吾妻警察署管内の交通事故は、現在まで死亡ゼロでございます。達成すれば25年ぶりの快挙と伺っております。

いよいよ迎える2011年は、議員各位にとりましても、町民の皆様にとりましても、健康で希望に満ちたすばらしい新年をご家族おそろいで迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成22年第4回定例会は、12月7日から本日まで11日間にわたり開催され、平成22年度補正予算6件、条例改正等7件の執行部提案に加え、委員会提案の意見書提出2件、議員発議による条例改正1件、請願・陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には9人が立ち、ここに終了することができました。11日間にわたる会期中格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思えます。新しい年度の予算編成に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

ことしも残り少なくなりました。これからは寒さも増してまいります。お互いに事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられることをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもちまして、平成22年第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 零時20分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 竹 淵 博 行

署名議員 原 田 睦 男

署名議員 高 橋 基 雄